

維新政権の成立と大村藩

第一節 戊辰戦争と大村藩

一 戊辰戦争開戦に至る幕末大村藩の軌跡

一・政治状況

幕末の大村藩の政治・軍事動向を考える上で起点となったのはいわば大村藩版「天保改革」である①。同改革は天保七年（一八三六）、一〇代藩主大村純昌に代わって、一一代藩主に就任した純頭の主導によって推進された。その中身は藤野 保②によると、(一)禄制・職制改革を中心とする政治機構の改革、(二)株商人の取潰し↓連上銀賦課の免許を中心とする流通統制策、商業規則体系の改革を骨子としているものとされる。(一)で城下大給の禄高を二五石高として、特に馬廻・城下大給など中級藩士を優遇し、強化し、また階級を問わない人材登用を行った。例としては、村小給という階級が低かった江頭官太夫頭頼知行地一三〇石〔郷村記〕完成時点で二七六石五斗八升を加増して家老兼脇備士大将とし、主として海防を担当させたことである。海防専任の家老を設置したことは、この頃、欧米列強の軍艦・商船が日本近海へ出没するという現状を鑑み、幕府領長崎の警固という特役を担った大村藩の危機意識の表れでもあった。そして、これを契機に村大給以上の家臣団に対する警備手当の支給とともに、海防体制の強化を前提として軍事力の増強が図られ、結果的にみると後述する藩の軍制改革へとつながった。

(二)は特権的な株商人の独占行為を排除し、広く一般商人を対象とする新たな流通機構を設定して、藩自らが直接把握しようとしたものである。また、「郷村記」③は、天和三年（一六八三）初回の編纂終了以来、疎漏と誤謬の改善を目的として二回目の継続編纂を企図したものの未完成だったのが、藩主純昌の命で、天保六年（一八三五）継纂が再

開されたことにも如実に示されている。もともと「郷村記」の最終的完成は、一二代藩主大村純熙治世下の文久二年（一八六二）に持ち越された。ともあれ、大村藩の天保改革は反封建的なものではなく、体制の枠組の中で諸問題に即応する手法であり、他の西南雄藩とは異なることが歴史的意義である。

弘化四年（一八四七）二月、一一代藩主大村純顕が隠居し、実弟の純熙が一二代藩主に就任した。嘉永六年（一八五三）アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーが浦賀に、ロシア海軍の中将プチャーチンが長崎にそれぞれ来航したことを踏まえ、純熙は江頭顕頼に命じて「外海」地区六カ村に砲台を築造し、沿岸防備を固めさせた。安政二年（一八五五）六月には、顕頼の意見を入れて軍制改革を断行した。中小姓を藩主の親衛とするほか、諸手弓組を全廃して銃隊を編成し、後述する軍制改革を断行し、そして幕府の長崎海軍伝習所開設に伴い、少壮の藩士をして洋学を学ばせ、更に進んで江戸に遊学させた⁽⁴⁾。渡辺昇をはじめ、後に藩政改革派の中核をなすいわゆる「三十七士同盟」の中心人物は、この時、長崎・江戸などにおいて文武を修学した藩士であった。

ペリー来航後、幕府は開国し、欧米諸国と修好通商条約を調印し日本は治外法権と関税自主権を喪失、朝廷（天皇）の許可を得ないまま条約を締結した幕府政治へ反対する各地の志士の活動が激しくなり、天皇の権威を尊重し、欧米列強の脅威を討つという尊王攘夷思想を主張し始めた。

万延元年（一八六〇）江戸の神道無念流・練兵館（館主・斎藤弥九郎）道場で、桂小五郎（木戸孝允）・来島又兵衛・周布政之助を中心とする長州藩士とともに大村藩の渡辺昇は剣術修行に励んでいる⁽⁵⁾。これをきっかけに大村藩と長州藩の交流は始まった。桂・周布といった思想的に吉田松陰と近しい長州藩改革派と渡辺昇という一少壮藩士だが、後の大村藩政改革派一員の親交、つまり個人レベルの交流がひいては、大村藩と長州藩という藩レベルで互いに政治的に密着する基礎となったことは歴史的に誠に意義深い。後に桂は練兵館の塾頭を務め、後任の塾頭の一人が渡辺昇であった。

文久元年（一八六一）七月、藩主純熙は城下大給以上の家臣団を招集し、領内海岸に欧米列強による侵攻が起こる

ことがありえるため、万一不覚を取った際は大村藩は勿論、皇国の恥辱であるので、忠義を抽んぐべきことを訓示した⑥。同十月、孝明天皇の妹、皇女和宮が一四代將軍徳川家茂に降嫁し、幕府が朝廷との提携による国内政治の安定を図った。翌年一月、和宮降嫁に反対した尊王攘夷派志士が、老中の安藤信正を暗殺しようとして未遂に終わった坂下門外の変が勃発、同四月、伏見の旅籠寺田屋で、上洛した薩摩藩主国父島津久光を擁して急進的に倒幕拳兵を策す薩摩藩士を、即時拳兵を回避させようと久光から説得の命を受けた薩摩藩士が斬殺した寺田屋事件が起こった。

文久二年（一八六二）六月、藩主純熙は公武合体運動に対する予見を立て、戦国の心得が必要であると強調する一方、外国との戦争は不可避とし、そのためには隣藩との親交が必要と考え、八月に側用人江頭隼之助（家老江頭顕頼の長男）を平戸へ派遣、大村藩と平戸藩の協同を約し、「大・平同盟」を成立させた⑦。同盟成立の背景には、天皇統仁（孝明天皇）の皇子の一人、睦仁親王（後の明治天皇）の祖母愛子が平戸藩主松浦家の出身（九代藩主松浦清（静山）一一女）⑧ということも要因の一つとして考えられる。

文久三年（一八六三）五月、幕府は突然、藩主純熙を長崎奉行に任命した⑨。長崎奉行とは一部の前例を除き、通常は徳川將軍家の親衛隊ともいべき江戸在住の旗本専任の役職であり、大村藩主という外様小藩の藩主が任命されるのは異例であった。これは幕政の転換を意味するとともに、外交問題が国内政局に混乱をもたらしたことを表し、江戸期を通じて一貫して長崎警固を果たした大村藩主への期待が感じられる。しかし純熙は早くも六月には持病の脚氣を理由として、七月にも長崎奉行辞任したい旨を幕府へ返答したが聞き入れられず、八月、幕府は新たに前例がない長崎惣奉行に純熙を任命した。同月、武力討幕行動の先駆とされる天誅組の変が大和国で勃発し、八月十八日には、孝明天皇の大和行幸を計画した長州藩を主体とする急進的な尊皇攘夷派の公卿七人を、孝明天皇と側近の公卿、幕府、薩摩藩・会津藩など公武合体派が京都から追放（七卿落ち）し、長州藩による御所の宮門警備を解任した（八月十八日の政変）。当時、薩摩藩と会津藩は協陸関係にあり、幕府を無視し、朝廷内の尊王攘夷派公卿と結託した長州藩とは対立関係にあった。十二月、純熙は長崎惣奉行として初めて長崎を巡視し、長崎奉行所で先任の長崎奉行服部長門守

常純と会談した¹⁰。同月、藩校五教館において、根岸陳平・渡辺範助・長岡治三郎・中村鉄弥は、時勢を論じるなかで尊王攘夷のために尽力することを密約し、やがて藩士長岡家屋敷などで、馬廻級藩士が同志を募り更に会談を重ねた末、改革派同盟「三十七士同盟」へと発展していく。三十七士とは大村藩士三七人の同盟の意味だが、実際に同盟者が三七人となったのは慶応末年である¹¹。同盟の背景には尊王攘夷を標榜した藩士が、幕府の役職長崎奉行に就任した藩主に対して幕府との距離をおいた方が良いという明確な意思表示を表したことである。そして保守派の家老浅田弥次右衛門は、藩主の長崎惣奉行就任を契機に尊王攘夷派(後の改革派)を抑圧していく。

元治元年(一八六四)四月、長崎の大村藩邸(蔵屋敷)において大村藩士某(渡辺昇か)と長州藩士小田村文助(楫取文彦)が会談し、互いに国事に尽力することを議論した¹²。六月、幕府の京都守護職配下の新選組が京都三条河原町の池田屋に集合した尊王攘夷派を急襲、二〇数名を殺傷・捕縛した(池田屋事件)。同月末、大村藩士渡辺昇は長州へ密行し、桂小五郎と会談した。(一)渡辺の持論で九州諸藩同盟(合議体制)を意とする「一繩の策」をもって国事に奔走すること。(二)福岡藩家老黒田山城(立花弾正増熊)は協議する必要がある人物であること。(三)小田村文助は長崎におり、万事小田村と協議すべきこと。以上の三点について合意した¹³。

七月(六月末とも)長崎で、小田村文助は、大村藩士渡辺昇と長岡治三郎に対して黒田山城と面会を希望し、その斡旋を依頼した。同月、渡辺昇は長州で桂小五郎と会談し、桂は長崎駐在の小田村文助に長州藩と大村藩の協和締結を希望する長州藩主毛利慶親(敬親)の命を伝えたので、小田村との協議を渡辺に依頼した¹⁴。そのような中、八月十八日の政変で京都を追放された長州藩の急進派が勢力回復のため上洛、藩主親子の無実の罪を晴らして、身の潔白を明らかにすることや七卿の赦免を朝廷に願った。長州藩兵は薩摩・会津・桑名等の藩兵と皇居内外で交戦、敗走した(蛤御門の変)。蛤御門の変を受けて、大村藩は幕命により、幕府領長崎にあった長州藩邸(蔵屋敷)を収公した¹⁵。渡辺は、長崎で長州藩の小田村と会談、大村・長州両藩修交の協議を行い、同地の大村藩邸で家老浅田弥次右衛門と同席の上、大村・長州両藩の提携を約し、大村藩と長州藩の同盟が成立した¹⁶。

同月、蛤御門の変を理由に、長州征討の勅命を受けた幕府は、長州征討の軍を起こした。その後十二月、藩主純熙は、止戦の論一篇を作り、参政莊新右衛門と渡辺清左衛門を小倉に派遣、征長副総督松平茂昭(福井藩主)に上奏した¹⁷。その中身は、内戦は、日本を狙う欧米列強の所願であり、皇国の危機であることを切に訴えたものであり、純熙自身の勤王思想を具現化したものに他ならない。やがて、征長総督徳川慶勝(尾張藩主)と参謀西郷吉之助は寛典論をもって対処し、長州藩主毛利家一門、岩国領主吉川経幹は禁門の変時、兵を率い上洛した三家老の切腹、四参謀の斬首、五卿の追放の降伏条件で開戦の開始を猶予するよう、総督府へ請願しており、それが実現したことによって開戦しなかった。この終結法は征長総督府が幕府を無視し勝手に行ったものであった。長州藩はこれにより保守派(佐幕派)が政権を握った。八月、大村藩は野沢半七(門衛)と瀧口大助(渡辺昇変名)を島原へ派遣し、国事に尽力することを約し、大村・島原両藩の同盟を提携した¹⁸。そして、大村純熙は幕府に対し長崎惣奉行辞任を願ひ出る¹⁹。

八月二十八日、大村本町において福岡藩家老黒田山城と大村藩家老稲田中衛(稲田又左衛門東馬の兄)・江頭隼之助が会見、大村・福岡両藩の同盟を締結した²⁰が、その後、福岡藩主黒田斉溥(長溥)が佐幕に転換したため、慶応元年(一八六五)八月十一日、福岡藩から同盟を破棄する通告がなされた²¹。九月二十一日、幕府は純熙の長崎惣奉行辞任を許可し、同職を廃止した²²。十月二十四日、藩主純熙は、玖島城中へ城下大給の藩士を招集し、家老の口上をもって「大意今度一定ノ国論一言ニ之ヲ尽セハ尊王ノ二字ニ出テス」として、藩論を尊王(勤王)に統一(勤王一途)した²³。これをもって大村藩の実権は改革派(三十七士同盟派)が掌握することになった(元治の政変)。

一方、長州藩では十二月、高杉晋作が奇兵隊を率い拳兵、保守派(佐幕派)政権と交戦、翌年二月、長州藩の実権を掌握、倒幕派政権が成立した。

慶応元年(一八六五)三月(一・二月とも)、文久二年(一八六二)に薩摩藩主国父島津久光が幕府に認めさせた「文久の改革」の一つ参勤交代制の軽減をこの頃幕府が改正し復旧した。しかし大村純熙は病を理由に江戸参府しなかつたため、幕府は参府を促した。大村藩は、これを回避するため、渡辺昇を当時博多にいた西郷吉之助のもとへ派遣し、

朝廷の命で藩主を天皇の配下で使役するよう働きかけた。西郷はこれを了解し、京都の薩摩藩邸在勤の吉井幸輔宛書状を認め、渡辺に託し、京都で吉井と会談した。京都から帰藩した大村敏十郎は参府した諸藩主の帰藩を許可しないので、参府を取り止めた方が良いと進言したものの、大村藩重臣の意向をもって藩主純熙の江戸参府が決した。その後、京都へ入った純熙と藩士らは実際江戸へ参府するか議論し、使者として渡辺昇と莊新右衛門（庄勇雄頼忠）が江戸へ行くことになり、純熙と家臣は御所へ参内し孝明天皇との謁見を果たした²⁴。四月、幕府は諸藩に長州再征を発令したことによって、江戸参府途中の諸藩主は国元へ引き返し出兵の命を待つよう命じた²⁵。これによって、純熙の江戸参府はなくなった。この間、京都で薩摩藩士吉井幸輔と渡辺昇・加藤勇（大坂藩邸留守居役）が会談した²⁶。博多での西郷、京都での吉井との大村藩士の会談が管見による限り、幕末政局における薩摩・大村両藩の交流の始まりであった。

閏五月、長崎で土佐藩の坂本龍馬らが日本初の株式会社である亀山社中を結成した。慶応三年（一八六七）四月から社中は土佐藩に属し、海援隊となる。第一次長州征討が終了して一年ほどが経過し、対立から提携へ、薩長両藩をめぐる政治状況は激変を続けた。長州藩は武備恭順が藩の方針であった。幕府軍に敗北しないためには、二つの条件を充足しておくなければならなかった。(一)武装問題。最新の西洋式兵器を備える必要があったが、蛤御門の変の後、外国との交易を禁じられていたので、外国から兵器を購入するには、他藩の手を必要とした。(二)恭順の問題。恭順の態度を示して復権を主張する。長州藩は、中央の政治社会に自己の代弁者を必要とした。兵器購入に便宜を提供し、かつ、中央の政治社会に長州藩の主張を代弁することにおいて、薩摩藩以上に能力を持つものはなかった。

薩摩藩の長州藩に対する姿勢は急速に変化しつつあり、第一次長州征討に当たって、薩摩藩は軍事力の提供を惜しまず、長州処分について、これらの決定を諸侯会議（有力大名の合議）に付託すべきことを主張したが、幕府は自らの手で長州処分を進めようとした。もしその専断のもとに長州処分が実行されたならば、幕府の諸藩に対する制裁力もしくは統制力は、強化されて旧に復することになる。この影響は負の方向において薩摩藩にも及びかねなかった²⁷。

幕府の長州処分²⁷に抵抗するという意味で、薩長両藩の利害は近く、これを見てとって、薩長両藩を同盟に導いたのが、土佐藩の坂本龍馬と中岡慎太郎（石川清之助²⁸）であった。坂本と中岡は土佐藩の脱藩浪士だったので、薩摩藩及び長州藩の利害に拘束されることはなく、薩長両藩の間に介在して、両者を提携に導くことのできた最適の人物だった。

薩摩藩は長州藩との同盟にさほど抵抗はなかったが、長州藩にとつてみれば、八月十八日の政変と蛤御門の変で、薩摩藩によって散々痛め付けられた記憶が残っているため、薩摩藩との同盟には激しい抵抗があった。

坂本龍馬は、薩長同盟論を長州藩に合意させるために、まず長州藩士幹部との太いパイプ（人脈）を有する人物を探して、長州藩を懐柔する必要があった。そこで、坂本は江戸練兵館道場以来、長州藩の指導者桂小五郎らと最も親交が深かった、大村藩士渡辺昇に長州藩を懐柔させる人物として白羽の矢を立て、渡辺との接近を図ることになった。慶応元年（一八六五）六月七月前、坂本龍馬の側近で土佐藩士吉井源馬（小田小太郎正澄²⁹）が大村に赴き、坂本龍馬と渡辺昇の面会に関する打合せ（下準備）を行った²⁹。

六月七月長崎において坂本と渡辺の間で初めて薩長同盟に関して議論がなされ、坂本が渡辺は桂小五郎と高杉晋作の二人とは旧知の間柄であり、薩摩藩を拒む二人と胸襟を開いて会談できるのは渡辺以外に存在しないと、桂・高杉との議論を依頼し、やがて渡辺はその依頼を実行すべく行動した。薩摩藩士五代才助（友厚）・土佐藩佐佐木三四郎（高行）・長州藩士林宇一（伊藤俊輔）と薩長同盟を協議、薩摩藩との同盟に対して、未だ桂小五郎や高杉晋作ら幹部を中心として抵抗が激しかった。渡辺は大村に帰り、坂本主張の二藩連合（薩長同盟）のことを同志に語り、藩主純熙に奏上、純熙の命を受けて再び長崎において坂本と会見した³⁰。藩主純熙は薩長同盟論を理解し、渡辺昇については大村藩が仲介役として行動することを許可したと捉えて良い。

同月、大村藩士渡辺昇・長岡治三郎は長崎へ赴き、長州藩士林宇一と合流し海路、下関を目指した。以後、渡辺らは長州で、長州藩士（高杉晋作・桂小五郎・野村素介など）と会談、途中で薩摩藩士黒田了介（清隆）・村田新八も合

流の上、説得を図った³¹⁾が、長州藩の奇兵隊にとつて薩長同盟論は到底許し難いものであったため、この交渉は実を上げることがなかった。この後、徐々に薩長両藩は接近することになり、八月下旬、薩摩藩が外国から購入した兵器を長州藩へ送り、代わりに長州藩からは兵糧米が薩摩藩に送られるというところまで、両藩の協力態勢は構築されつつあった。長州藩が現実を直視して薩摩藩を受け入れようとする表れであり、薩摩藩との同盟を長州藩に粘り強く説得した渡辺ら大村藩の影響があったといえる。九月、長州藩の実権を高杉晋作らが完全に掌握、討幕の動きを強めると、幕府は、朝廷から第二次長州征討の勅許を得た。朝廷・諸藩には再征討反対の意見が多い中、翌年六月開戦するも幕府軍は連戦連敗し、結局八月、一四代将軍徳川家茂の病没によつて停戦した。

慶応二年（一八六六）一月二十一日、京都二本松の薩摩藩家老小松帯刀（清廉）邸において薩長同盟が成立した。坂本龍馬を仲介として薩摩藩の小松・大久保一藏（利通）・西郷吉之助（隆盛）、長州藩の桂小五郎が薩長同盟六カ条を締結した。また、薩摩藩側の同席者として、大村藩との交渉の担当者である吉井友実、後年担当することになる奈良原繁も加わっていた。薩長同盟は第一条から第四条までが、当面の攻守同盟で、第一条は京坂の地に薩摩藩兵三〇〇〇を置いて不測の事態に備えるという、幕府に対する牽制策。第二条から第四条までは、長州藩に対する薩摩藩の政治上の支援。朝廷に工作して長州藩の復権を図ること。第五条は、復権工作が失敗した場合の行動方針。第六条は、将来にわたる薩長協力の条項だった³²⁾。薩長同盟によつてその後の討幕運動が大きく進展することとなった。

七月、藩主純熙は幕府を矯正する力があるのは薩摩藩の外に無く、それには長州藩の協力が必要で、薩長間に懸隔がある間は天下が治まらないとして、薩長の後援を大村藩がなす旨の書を渡辺昇らに渡し、八月に薩摩へ入らせた。西郷吉之助らと会談し、大村・薩摩両藩の親睦が成った³³⁾。そして、十一月改めて大村・長州両藩の提携が成った³⁴⁾。

十二月、将軍後見職の一橋（徳川）慶喜が十五代将軍となった。同月、兵器購入のため、長州藩の桂小五郎が長崎へ行った際、大村藩領松島（西海市大瀬戸町松島）で、江頭隼之助・大村一学・渡辺昇と会見した³⁵⁾。

慶応三年（一八六七）一月三日、玖島城中での御謡初の帰途、家老針尾九左衛門は刃傷、儒者松林飯山は殺害され

る事件（大村騒動）が起こった。襲撃された両人は共に藩の改革派三十七士同盟加盟者であった³⁶。同二十八日、藩主純熙は、城下大給以上を招集し、一和同心を訓示、遊撃隊を設置、犯人探索を開始させた。その後、藩内保守派の面々は捕縛され、処断された。その間、長州藩士杉孫七郎が大村藩領松島に滞泊し、長崎入幹旋を大村藩士に願っている³⁷。同時期に中岡慎太郎が大村を訪れ、渡辺清左衛門に対して大村藩は速やかに兵を京都へ挙げよと説得したが、大村騒動の犯人搜索を理由に了解しなかった³⁸。

三月、京都滞在中の薩摩藩士大久保一蔵（利通）から藩主純熙の上洛を求められた³⁹。大久保は島津久光が上洛を開始し、大村藩と薩摩藩は親睦しているので、藩主純熙も上洛とともに協力してほしいとの内容であった。

五月、大村藩は密使を京都薩摩藩邸に派遣し、その使命中に速やかな上洛ができない理由二点⁴⁰を挙げた。一点は「大村藩領内隣接地で『宗旨方内擾之趣』として、起こりうる潜伏キリシタンの信仰告白による混乱を意味し、事実、この後幕府領長崎の近郊浦上で潜伏キリシタンの大発覚事件（浦上四番崩れ）が起こり、それに連動して大村藩領浦上木場村の潜伏キリシタンも信仰告白を行っている⁴¹。二点目は、大村騒動の收拾のためであり、ともに藩主純熙は容易に大村藩を離れることができなかった。大村藩から薩摩藩へ密使が渡した使命には、『第一奉天幕奉忍入候』とあり、二点の問題が決着しないことには天（天皇・朝廷）と幕（幕府）に対して大村藩として恐れ多いとしている点である。この時点では幕府の弱体化は明らかであり、薩長とともに行動している大村藩であっても、朝廷と幕府に配慮している点は注目に値し、大村藩は公的に倒幕を決意していなかったと言える。

以上のように大村藩の政治状況は「天保改革」の主眼である海防強化と人材登用を基盤に藩政を展開し、大村純熙は幕府の重職、長崎奉行及び長崎惣奉行に任じられる一方で、勤王派家臣が反幕府の長州藩と気脈を通じるという二重外交を展開することになった。そして薩摩藩は文久の改革を通じて、孝明天皇の権威でもって幕政に関与し、大村藩は薩摩藩とも行動をとにもする。やがて幕藩体制の凋落を見取った土佐藩の坂本龍馬が、薩摩藩と長州藩の同盟を想定し、幕府に代わる役割を期待、反目しあう両藩の仲介を渡辺昇に依頼し、同盟実現となった。その間、藩主純熙

は長崎惣奉行を辞任、同時に藩論を尊王（勤王）に統一（勤王一途）し、これをもって大村藩の実権は、勤王派が変容した改革派（三十七士同盟派）が掌握することになった（元治の政変）。その後、反幕府の行動で断罪された長州藩の復権を図るため行動した。そして改革派が藩内保守派を一掃（大村騒動）し、大村藩は薩摩藩とともに兵を上洛させた。大村藩は小藩の自覚のもとに薩摩藩・長州藩の西南大藩とともに行動することにより、政治的な意思表示をなした。

■二・兵制改革

弘化二年（一八四五）、家老江頭官太夫顕頼を長崎異変方手当用掛に命じ、他藩の長崎警固を視察し、翌年同僚と協議して水軍の改革に従事、福田の手当として揚威丸一隻、小早三艘、東海三艘、火矢船一艘、組子船六艘を備え、大浦の手当として小鷹丸一隻、小早二艘、東海三艘、組子船三艘を備えることと決め、陣太鼓、陣貝を大坂から購入した。弘化四年（一八四七）二月六日、烏帽子谷で初めて練兵を行った。当時、練兵を内練と称していた。諸者頭を長として弓鉄砲組の手頭、組子を引率し備立、繰打等を実演、藩士はその任務に関することを知り、緊急事態に対応できるようにした。これが、大村藩初の閲兵とされる。当時の藩主純顕は江戸におり、純熙が閲兵に臨んだ⁴²。

「九葉実録」補欠草稿第二の安政二年（一八五五）六月十九日条⁴³によると、「軍制之内新二武拾騎馬副ヲ設ケ諸隊ノ弓組ヲ廢セラル達文今度御備向被相改候条々」とある。

これは藩主の親衛隊の旗本が手薄であったから、馬廻・給人の嫡男・二・三男に関わらず、武術に優れた者を二十騎馬副に任命するという達である。身分は馬廻の者は御脇備長柄奉行の次、給人の者は御脇備使役の次とした。小給の者で武芸に優れていた者はその時々で任命した。中小姓御馬副はこれまでどおり任命する。二十騎馬副に任命された者で嫡子以外は一年に米俵三俵ずつ心附けとして渡す。諸手弓組の内、御先手三備・御脇備二備に大砲二挺ずつ渡し、身分を新組大砲支配の次とし、知行六〇石の藩士嫡子から任命し、二人扶持を下し置く。後機組士に対し、従来携帯していた弓箭（弓矢）を廃止し、鎗に換えさせた。馬廻とは別に武術に優れていた者を二十騎馬副に任命した。

表1-1のとおり、実際、七月十七日に大砲支配・二十騎馬副頭取以下への藩士任命がなされた。そして、剣術流派

一刀流と新陰流が廃止されることとなり、神道無念流に統一された。岩永奎蔵は小給の身分であったが無念流稽古に精を出し格別上達したので貳拾騎馬副に任命されたとする⁽⁴⁴⁾。

一・剣術

大村藩の剣術について詳述したい。「九葉実録」巻十五⁽⁴⁵⁾によると、寛延元年（一七四八）正月十一日、大村小左衛門・黒板庄之進・稲毛平助に命じ、一刀流撃剣を一月玖島城中で一時的に演習させ、伯耆流と均等に扱おうとあり、小左衛門と庄之進は一刀流頭取に就任した。これが管見による限り「九葉実録」における剣術についての初見記事であるが、当該期前までの大村藩の剣術は「伯耆流」が主であり、当該期それを追うかのように「一刀流」が盛んとなり、両派均等に推奨されたと思われる。「伯耆流」とは、安土桃山時代から江戸時代初期の剣豪、片山伯耆守久安を流祖とする居合と剣術の流儀である⁽⁴⁶⁾。「一刀流」とは、戦国時代から江戸時代初期にかけての劍客、伊東一刀斎景久によって創始された剣術の流儀である⁽⁴⁷⁾。

ところで、明和元年（一七六四）に江戸の小野助九郎から稲毛平助・黒板庄之進・渡邊在之助が一刀流剣術の御免状御目録を賜っている⁽⁴⁸⁾。文政元年（一八一八）二月九日、藩士宮村左久馬が累年一刀流剣法を研究し且つ門人を教え導いたことを褒められ、大坂聞番を命じられている⁽⁴⁹⁾。文政六年（一八二二）四月十三日、富永小太郎が一刀流剣法を精練し、江戸において真の皆伝を小野氏から受け、身分が与力班に昇進した⁽⁵⁰⁾。この二つの記事からみれば、剣術の腕が上げれば、昇進につながる事が言える。これより前、二月十日、一刀流師範を命じられた宮

表1-1 安政2年7月17日の大村藩武役任命

職名	人名
御先手大砲支配	宮村左久馬
	深澤太郎左衛門
	大村政之充
御脇備大砲支配	稲垣小膳
	黒板正左衛門
貳拾騎御馬副頭取	齋藤欽之助
	澤井善三郎
	庄 勇雄
	土橋晋助
貳拾騎御馬副	常井辰次郎
	河野文吾
	根岸主馬
	香取市之進
	田嶋英馬
	宮村右金吾
	山口 束
	浅田千代治
岩永奎蔵（小給）	

【註】 大村史談会編『九葉実録』第五冊（大村史談会、1997年）138～9頁から作成。

村左久馬が一刀流の正統な師範小野家から免許を皆伝しないことを理由に師範を辞退し、代わりに富永小太郎を師範に命じるよう上申した⁵¹。

この間、文政三年（一八二〇）二月十九日、片山流（伯耆流）師範の内海亘人が、自分自身が稽古をつけることができず、師範辞退の上申をした。藩は、門人は他門に入門するよう命を下した⁵²。「九葉実録」巻十四⁵³には「是ニ於テ片山流剣法遂ニ地ニ墮ツ」と記述されている。

他に大村藩には「新陰流」が存在した。戦国時代から安土桃山時代の大和国柳生（奈良市）の領主、柳生宗厳（石舟斎）は武術に優れ、兵法家で剣術流儀・「新影流」の流祖、上泉伊勢守信綱について剣法を極め、新たな流儀、柳生新陰流を創始した。「柳生新陰流」というのは一般に用いられた通り名（俗称）で、正式名称は「新陰流」である⁵⁴。したがって、大村藩の「新陰流」とは「柳生新陰流」と考えて良い。大村藩における新陰流の展開として、「九葉実録」巻二十二には、天明五年（一七八五）六月十一日、安田与総左衛門に対し、公然と期日を設け、新陰流剣法を学ばせることに始まる。「九葉実録」巻二十六⁵⁵によると、享和元年（一八〇一）二月十日、藩が今井才記に対して、新陰流剣法の門人のための稽古をつけるよう令した。当該期既に片山流（伯耆流）が凋落しており、大村藩の剣術流派は一刀流と新陰流の二流派だった。しかし、安政元年（一八五四）六月に安田志津摩と宮村左久馬へ藩から口達りなされ、一刀流と新陰流は無人で寄合等ができないことからこの二流は休止状態になった⁵⁶。このことから一刀流と新陰流も大村藩において既に凋落していたことが分かる。

そのような中、無念流剣術が大村藩へ流入することになった。「無念流」は「神道無念流」とも称し、実戦に適した剣術である。宝暦年間（一七五一〜六四）頃に剣術家、福井兵右衛門嘉平によって創始された。その無念流を学んだ斎藤弥九郎は、撃劍館師範代を務めた後、文政九年（一八二六）に練兵館を開いた⁵⁷。その後練兵館は、千葉周作（「北辰一刀流」の玄武館、桃井春蔵（「鏡新明智流」）の士学館と並ぶ隆盛を誇り、後に幕末江戸三大道場と言われた。

田端真弓、山田理恵⁵⁸によると、「斎藤家から剣術師範として水戸藩、長州藩へ召し抱えられた事例はみられず、長州藩の剣術動向からは、あくまで斎藤家が長州藩士を練兵館門下生として受け入れた、あるいは斎藤家が同藩に出向いて稽古を行ったという2点のみに限られているのである。」とし、「管見する限り練兵館から剣術師範が地方に遣わされた事例は唯一大村藩のみに確認される。」としている。つまり、斎藤家から藩に正式に仕官したのは唯一、大村藩に仕官した斎藤歆之助だけだったことになる。

嘉永二年（一八四九）江戸練兵館の斎藤新太郎が廻国修行として大村藩を訪問し、新太郎と大村藩士が試合を行ったが、大村藩士の実力が新太郎に及ばなかった。これを契機に剣術流派を改変する方針を図った。そこで、大村藩士に練兵館への入門を命じ、新太郎の弟である斎藤歆之助を大村藩の家臣とした⁵⁹。

「九葉実録」草稿二の安政元年（一八五四）五月十六日条⁶⁰で斎藤歆之助が大村へ到着したことが分かる。

それから寅六月十一日評定所において斎藤歆之助を無念流師範役に任じた。そして稽古奉行、治振軒取締、一刀流・新陰流取立諸稽古頭取へ披露、これまで一刀流・新陰流に励んだ面々も志次第で、無念流に入門して修行するよう命じている。これをもって、大村藩は無念流を第一の流派となしたことが言える。そして、六月十七日に一刀流・新陰流を廃止して、神道無念流に統一した。同じく、斎藤歆之助を二十騎御馬副頭取に任じ、神道無念流同門の莊（庄）勇雄頼忠も同職に任じられた。莊勇雄は新右衛門とも称し、家老江頭官大夫顯頼の次男であった。斎藤歆之助の屋敷は上小路にあり、屋敷内道場に「微神堂」道場を建て、神道無念流の藩内総本山となった。門弟の数は五教館に隣接した武術修行道場「治振軒」と合わせ、千余人となり、その中には渡辺昇や柴江運八郎らがおおり、門弟たちは、戊辰戦争の際に新政府軍として各地に転戦した。渡辺昇は明治維新後は大日本武徳会の発起メンバーとなり、近代剣道界の発展に努めた。柴江運八郎は大阪府警察部に勤務後、大村に帰郷し微神堂で剣術を指導した⁶¹。

安政元年十一月、藩は斎藤歆之助に対して、無念流門下が格別修行に励んでいることを認め、微神堂における寄

合の時、多人数となり、諸雑費が少ないだろうから、御心付として年々米二〇俵ずつ下し置いた⁶²。藩の無念流に対する期待が見て取れる。

「九葉実録」草稿二の安政元年寅十二月二十七日条⁶³によれば、

江戸表へ被申送

江川太郎左衛門内祿之助父

齋藤 彌九郎

同 新太郎

御出入被仰付彌九郎へ七人扶持被下置

とある。齋藤弥九郎に大村藩から七人扶持が下し置かれることになった。この記述から齋藤弥九郎・新太郎親子は幕府直轄領伊豆韭山代官・江川太郎左衛門英龍(幕臣)の家臣であったことが分かる。

二、砲術

ここでは大村藩における砲術の変遷について詳述したい。まず、大村藩において砲術を代々司ってきた世襲の藩士家は三家あった。

一、千葉家(自覚流(千葉流)砲術)

肥前小城の領主を祖とする千葉家⁶⁴は、戦国期に大村家家臣の家系に列した。千葉平六左衛門胤重は、承応元年(一六五二)四代藩主大村純長の命で軍書を書写するよう命じられた。千葉家と兵学との関係はここに始まる。胤重は大筒組を創設し、並松に住居し翌年、胤重は石火矢を鑄立て、石火矢五挺と軍鐘一つを献上した。延宝五年(一六七七)薬師寺種満を師として自覚流砲術を熟習し、大村藩初の武役大筒支配となり、隠居名を卜枕と号した。以後、千葉家は自覚流(千葉流)砲術師範として代々同職を世襲し、石火矢と火繩銃を専門とした。更に江戸後期の当主、千葉一郎胤規(胤寛)は、享和二年(一八〇二)藩命で、長崎へ行き、砲術家で信濃国高遠藩士坂本孫八(天山)⁶⁵に砲術を学び、自覚流とは別に大村藩で周発という流派を創り、この流派も司った。このことは後述したい。

なお、幕末期の当主は、千葉茂手木胤勝・土佐之助胤暉である。

二、淵山家(淵山流砲術)

「新撰土系録」山口(淵山)氏系譜(66)によると、初代は菅原貞経で、周防国山口(山口県山口市)に住み、居住地名をもって山口を名字とし、やがて肥前国藤津郡美濃村(佐賀県嬉野市塩田町)に居住した。貞経の曾孫、経次は寛永頃、鍋島家陪臣に陪従した後、明暦年中(一六五五〜七)に萱瀬村に来て手代を務めた。その子、山口(黒川)番右衛門貞雄は萱瀬村手代役を務め、延宝年間(一六七三〜八一)に飯笹(千葉)平六左衛門胤重の門弟となり、砲術を修行し後に西洋流を加味した。なお、貞雄の妻は師の飯笹胤重の娘である。その後大給に列し、砲術を家業とした。貞雄の子、為貞は淵山を名字とし、六代藩主大村純庸の治世、武器支配を務めた。その子、貞宣は宝暦八年(一七五八)武器支配後、石火矢の術を皆伝し、その上、天文暦学を兼学した。この流派が専門としたのは石火矢改良であった。文化十一年(一八一四)藩から大砲術淵山流を唱えるべきよう命を受け、大砲の打試を三度行い、九代藩主大村純鎮・一〇代藩主純昌の高覧を得た。ここに淵山流砲術が成立し、同家は代々師範役を世襲するに至った。淵山流砲術は山口貞雄が飯笹胤重の門弟であったことから自覚流(千葉流)砲術から派生した流派であったことが言える。その後、当主貞行は弘化二年(一八四五)幕府領長崎で和蘭砲術及び高木流砲術の奥義を極めた。幕末の当主、淵山規矩蔵は元治元年(一八六四)硝石丘方且製鍊方用掛に任命され、大砲に関する硝石や製鍊の役割を担った。

三、大島家(荻野流砲術)

「新撰土系録」大島氏系譜(67)によると、備中国大島(岡山県笠岡市大島地区)を本貫とする。初代大島友綱は文化元年(一八〇四)慶禄三〇石を賜り、馬廻後旗本長柄奉行を務め、同五年、大砲者頭兼荻野流砲術師範役に任命され、その後、野岳や雄ヶ原での練兵の折、大砲組を率いて活躍した。以後大島家は荻野流砲術師範を世襲した。荻野流砲術は、上野国出身の砲術家、荻野安重が弟小左衛門とともに諸国で修業し種子島流のほか、正木流など砲術十二

流を極めて集成した砲術流派である。恐らく大島友綱は、後述の坂本天山が生み出した荻野流増補新術を習得したと思われる。

以上、三家が大村藩における砲術師範役を務めた家系である。

「九葉実録」卷二十八の文化元年（一八〇四）五月条⁶⁸によると、大村藩自覚流砲術師範の千葉一郎が長崎に往き、砲術を高遠藩土坂本天山に学び、その伝を受けたとされる。先述のとおり、千葉一郎胤規（胤寛）のことである。天山から一郎が伝を受けた時期は「九葉実録」によれば「是ヨリ先キ」つまり文化元年五月より前とあり、前掲「新撰士系録」千葉氏系譜⁶⁹によると、享和二年とあるので天山（享和三年没）が没する一年前となる。これをもって一〇代藩主大村純昌は、新たに周発隊を設置した。周発隊とは孫八考案の「周発台」から命名されたと思われる。周発隊は①周発番頭・②周発者頭（脇備者頭次班）・③周発支配（大筒支配次班）・④周発与力（脇備与力次班）・⑤周発組頭（殿長柄支配次班）・⑥隊士の六つの役職にそれぞれ藩士を就かせ組織したものであった。そして、藩は千葉一郎に新たに采地一〇〇石を与え、別流（周発）を興させた⁷⁰。一郎が別流を司る者となり、本流である自覚流の家を一郎の義理の息子、茂手木胤章に継承させ、大筒支配を命じた⁷¹。

弘化四年（一八四七）八月、一二代藩主純頭によつて、砲隊が増員され新組大砲隊が組織された。これは、石火矢より進んだ大砲であり、青銅砲か洋砲の何れかであったと推測され、安政六年（一八五九）の外海台場の装備を見て、二〇ドイム（一ドイム^二三センチメートル）モルチール砲が配備されている。これはオランダ製の白砲で、口径六〇センチの白砲のことで、白砲は彎曲弾道が大きく、発射反動も大きいため台場は大改修を余儀なくされたとされる⁷²。

『臺山公事蹟』⁷³によると、壮勇雄は江戸で長崎町年寄高島四郎太夫茂敦（秋帆）が創始した高島流砲術の銃隊練兵を見てその新奇に適していることを察し、大村へ帰藩後に実父で家老の江頭官太夫頭穎に語った。同時期、藩主純熙は侍医で蘭学者の尾本公同⁷⁴から西洋兵学及び高島秋帆の練兵が実用に適していることを知った。純熙は家老江頭の言葉に従い、藩士及びその子弟の少壮なるもの二〇人を家老の屋敷に集め、西洋式銃隊の操練を試み、公同を

教官とした。公同は医者であったが江戸に遊学した折、高島秋帆による西洋式練兵を見ていた。この演習は我が国初の洋式砲術と洋式銃陣の公開演習であった。その後、公同は蘭学者高野長英の門人で和算家の内田彌太郎（正観）と木銃を作り、練兵の技を研究した。これが大村藩における西洋式練兵の始まりである。

安政二年（一八五五）幕府はオランダ贈与の蒸気船の運用を研究することを目的として、海軍伝習所を幕府領長崎に開き、オランダ人ヘルセキーを教官とし、航海術、運用術、機関術、算術等を教授させることとなり、幕臣の矢田堀景蔵、永持亨次郎、勝麟太郎（海舟）を派遣して事に当たらせた。ヘルセキーとはオランダ海軍軍人のヘルハルト・クリステイアン・クンラート・ペルス・ライケンのことと思われる。一方、大村藩では公同をして渡辺範助（清左衛門）、川原瀬兵衛（三治）、中村彌源太、長岡新次郎、田中直造、尾道量平、村田元琳等の少壯者を伴い長崎に至り私塾を開かせた。表向きは医学の質問と唱えて出島に出入りし、オランダ人に交わり、内実はヘルセキー等に付いて兵学を修め、随行の少壯者に伝習させようというものであった。実際に範助等は長崎に入り、五島町（長崎市五島町）の町家に仮住まいして、名を医学の研究に託し、しばしば出島に出入りしてヘルセキー等に師事しようとして試みたが、幕府の監視が厳しく、安政三年（一八五六）五月に藩士は大村へ帰藩した。公同は独り長崎に留まり、銀屋町（長崎市銀屋町）に借宅し、表面医業を営み、往来してその事情を探り、長崎滞在は文久元年（一八六一）まで及んだ。後年、渡辺昇の談話²⁴によれば、渡辺範助は勝麟太郎から欧書を学んだとする。このように尾本公同が個人的に持った知識をもって、藩士を操練し、少壯の藩士を長崎に赴かせて新知識を得させようとしたが、この時点での大村藩による西洋軍事技術の導入は失敗に終わった。

しかし、藩主純熙の西洋への関心は強く、安政二年（一八五五）九月二十九日²⁵、藩主の通常の任務の一つオランダ船長崎港出港の見届役のために長崎へ赴いたが、オランダ贈与の蒸気船を後日の心得のため、一覽したいことを長崎奉行川村対馬守修就へ照会した。実際に十月二日、藩主純熙は大波止へ廻漕の御座船「三捷丸」からオランダの蒸気船へ乗り移り、幕府の検使として御徒目付永持亨次郎・御小人目付等が出役し、永持の案内で船将（船長）

室を始め、蒸気器械等に至るまで一覽し、即日、玖島城へ帰っている(76)。このオランダ人献貢の蒸気船とはオランダ国王ウィレム三世から一三代將軍徳川家定に献呈されたスームピング号(スンピン、後の觀光丸)と考えられる。同船は佐賀藩主鍋島齊正(直正)も乗船しており、その時の模様をリンデン画伯が写生している。

これより前の同年七月十九日、藩は砲術師範三家を召喚し、「諸隊砲術稽古割合左之通被定旨職家三名并者頭大砲支配士鉄砲支配各屯人宛ヲ召喚評定所口ニ於テ口達」として、砲術各流派の稽古の割当を示した(77)。表1-2のとおりである。

荻野流大島氏、淵山流淵山氏、自覚流千葉氏から出す各隊の組数を示したものである。また、藩主を軸に各流派で持ち場が決められていたことが職(番方)名(先手・脇備・側)で分かる。これは戦時を意識したものであった。荻野流は和流砲術で、自覚流砲術は流派確立の際、十七世紀頃のオランダ等西洋の技術を吸収しているが、産業革命以後の近代西洋の技術を使用した砲術はこの時点で未だ大村藩には根付いていなかったと言える(78)。

その後、藩内では新鑄の大砲の試発、外海各所砲台附における足軽の設置、藩主一門両家によって藩へ一二ポ石火矢の献上、大村から六ポ石火矢二挺・野戦台二挺・鉄玉一〇〇箇が江戸の大村藩邸へ船積されるなどがなされた。「九葉実録」巻六十一の元治元年(一八六四)九月八日条(79)によると、大村藩は領内の各村(島々含)に硝石丘をつくることを命じた。硝石丘とは後藤惠之輔(80)によると、火薬づくりのための硝石の生産方法の一つであり「硝石丘法」があった。硝石丘法は江戸時代後期にオランダから我が国に伝えられ、天保七年(一八三六)頃に長崎でこの方法により硝石が生産開始されたようである。この方法を大村藩は採用した。

西洋銃隊の確立が本格的となるのは「九葉実録」巻六十一の元治元年(一八六四)十月十四日条(81)で、「各隊ノ和

表1-2 安政2年7月19日の藩による砲術各流派の稽古割合

流派	師範家名	職(番方)名	組数
荻野流	大嶋氏	御先手者頭	6
		同大砲	3
		後機	2
		御先手士鉄砲	3
淵山流	淵山氏	御脇備者頭	4
		同士鉄砲	2
		同大砲	2
自覚流	千葉氏	御持筒者頭	2
		御側筒者頭	2
		殿	
		御船手 御武具方	

【註】 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会、1997年)139頁から作成。

銃ヲ廢シ悉ク西洋製ト為ス」とあり、各隊で使用する銃は和銃すなわち火繩銃を廃止し、西洋製の銃に決定した時である。つまり、和式砲術から近代的な西洋砲術へ転換がなされたこととなる。元治年間には藩主が勤王の方針を明示するなど、政治的にも変革の時期に相当した。

慶応元年（一八六五）二月九日⁸²には、砲術三家の当主、淵山半平・千葉土佐之助・大島鋭太郎が藩へ存念を上申した。内容は、今回藩が製鍊方に大小砲の製造と製薬等を任せただけに對して、今まで同職務は砲術三家がやってきたので、今後も我々にも関わらせてほしいというものであった。砲術三家の秘伝も隠さず広く公開し、三家の流派が一つとなって国家のために働きたいと宣言している。これはつまり、藩として旧式砲術から近代的な新式砲術の転換をする上で、大小砲の製造、火薬製薬も旧式砲術を司ってきた三家から分離させ、新たに製鍊方へ一任することに決定したが、三家側から、藩の意向に沿いつつも、三家が藩へ抵抗したことを意味する。

大村藩には天保年間（一八三〇～四四）に「大砲鑄立場」（赤佐古町）が設置され、ここでは青銅製の砲が鑄造されたとされる⁸³。大村藩において、大砲鑄造を司った家は末松家であった。「新撰士系録」卷之五十九の末松氏家譜⁸⁴によると、初代末松与惣右衛門信宅は先祖代々、周防三田尻（山口県防府市）に住んで鑄物師を業としていたが、宝暦十二年（一七六二）に大村へ来て、竈を賜り、鑄物師屋を建てたことに始まる。同年、信宅は三田尻に行つて師匠の岡村藤左衛門から鑄物秘密皆伝の免状を授かり、鉄唐金等の細工を得意とした。次代の伴左衛門久暢は享和二年（一八〇二）唐金筒鉄砲一挺を鑄造し、藩へ献上した。これが末松家で初めて鑄造した武器であった。文政四年（一八〇七）鑄物師支配の命を受け、以後末松家は鑄物師支配職を世襲する。文政十二年（一八二九）には荻野流砲術職家大砲手附となつてゐることから、末松家は代々荻野流を重んじた。次代の熊左衛門信就は嘉永七（安政元）年（一八五四）に大砲鑄立（鑄造）を行い、城下大給に格上げされている。「新撰士系録」に大砲鑄立と記載された最初である。以後、信就は一二^ポ砲、一八^ポ砲を鑄造している。次代の右傳次信如は、二〇^ポドイムモルチール筒、一八^ポ砲を鑄造し、元治元年（一八六四）永年の鑄砲の勞を賞して三石を与えられている。信就は翌年、鑄物師とし

て砲学場に勤務したとある。赤佐古の大砲鑄立場を製錬館と称したのか、砲学場に製錬館を建てたのか判然としない。いずれにしても、大村藩には鑄立場から一歩前進した炉が設置されたと考えられる。次々代の团治信武は、大坂の荻野流砲術宗家の坂本左三郎から砲術免許を受けている。

当該期の大村藩が鑄造した大砲や銃については、「(大村藩軍備編成ニ付調査願并返報)正月二十九日今里村人・川原多守宛樋口某書状」⁽⁸⁵⁾によって判明する。この史料は、『臺山公事蹟』⁽⁸⁶⁾によれば、明治四年(一八七二)になって大村藩は兵制改革を行った際、後年大村藩兵制改革の調査のため、樋口某が当時の関係者に問合わせた書状とある。史料によれば、大村藩製造の大砲は製練場及び運鎔軒^{うんようけん}において製造したもので、大砲の種類は「廿四ホント基場砲、十八ホント基場砲及ヒ攻城砲等數十挺、四斤施條砲数挺、十五ドイム臼砲数挺、全ポート砲数挺其他種々」とある。製造元の造兵司主任者は川原鼎、岩永広衛、村瀬一郎左衛門であった。管見による限り、運鎔軒については大村市のどこに設置されたか不明である。また、大村藩で製造した小銃つまり鉄砲はエンヒール銃のみで、軍用(戊辰戦争)で使用したのは外国製であり、藩製造の銃は軍用に充てるだけの数に至らなかったとある。エンヒール銃とはエンフィールドライフル銃のことで、イギリスのエンフィールド造兵廠で開発された前装式の小銃(施条銃)で、日本では幕末に大量に輸入され、戊辰戦争では新政府軍の主力小銃であった。この銃を含め外国(西洋)から購入した新式兵器については次の三。幕府領長崎での新式兵器購入で述べたい。

「九葉実録」巻六十二の慶応元年(一八六五)三月六日条⁽⁸⁷⁾には「仮ニ兵學寮ヲ五教館内ニ設ケ、兵學師御厨善平山鹿流ヲ江戸ニ学ヒ一瀬衛守長沼流ヲ江戸ニ学ヒ二命シ講書授業セシメ、又二人ヲシテ撃劍場ニ就キ講書セシム」とあり、仮に五教館内の武術稽古所・治振軒に兵学寮が設置され、兵学師範として山鹿流の御厨善平と長沼流・山鹿流の一瀬衛守を任命した。両名とも当時新進気鋭だった高島流を学んだ者ではなく、近世一般の和式兵学を習得した人物であり、藩校に加え、剣術稽古場でも兵学を講義することとなった。

「九葉実録」巻六十二の慶応元年四月十九日条⁽⁸⁸⁾には、

十九日銃技ヲ淵山・千葉・大嶋三氏ノ家ニ学フヲ停メ、各人ヲシテ新築ノ砲学場ニ習ハシム、曩キニ外浦小路中村弥源太ノ宅ヲ収メ、砲学場ヲ設ケ、銃ヲ造リ硝ヲ製シ、専ラ洋銃射撃ノ法ヲ演習ス、故ニ此令ヲ下ス、とある。藩は、以前収公した中村弥源太の屋敷を砲学場（久原一丁目、長崎県立大村城南高等学校南西、前船津の「一画」として開設し、砲術を淵山・千葉・大島の砲術三家から藩士が学ぶことを停止し、砲学場で銃技を学ぶよう命令を下したものであり、銃の製造、硝石の製薬そして西洋式の銃を用いた射撃も実施された。つまり、砲学場は大砲と鉄砲の製作法・火薬の製造法・射撃・作戦などの訓練が行われたとされる⁸⁹。写真1-1は長崎歴史文化博物館収蔵の「大村武用方之内砲学場図」である。この図によれば冶金・鍛冶・組立・修理などの作業所や住居とみられる長屋や土蔵がある。また、北の角には的場があり、南の端には射場が設けられ、更に射場の裏には高い石垣が築かれていた。この砲学場は明治四年（一八七二）に廃止され、その後、この地に住宅が建てられることになったが、当時の崖や古井戸も一部残っており、往時を偲ばせている⁹⁰。

慶応元年頃、三浦から松原にわたる大給と小給等身分の藩士で藩校五教館と治振軒に通う者が内潟において小銃及び竹刀を持つて稽古をしている⁹¹。内潟とは、久原一丁目の玖島川下の左岸一帯（長崎県立大村城南高等学校グラウンドなど）である。海岸の石垣は正徳年間（一七一〇～一七二一）に六代藩主大村純庸の別荘の向屋敷と玖島城内との往來のため築かれ、文政十一年（一八二八）の春、土手の内側の潟地に水田が



写真1-1 大村武用方之内砲学場図
(長崎歴史文化博物館収蔵)

造成された。天保十一年（一八四〇）海岸端を中心に、長さ一一〇間（約二〇〇メートル）・幅一二間（約二二メートル）の騎射馬場となり、残りは水田となり、嘉永二年（一八四九）春に残りの水田をすべて埋め立て、武備内練場（通称、内潟内練場）が造成された。ここでは近代的大砲や鉄砲などの新兵器を用いて、近代西洋式集団操練が行われた⁹²。

「九葉実録」巻六十二の慶応元年十月条⁹³には、

公謂ラク文武ノ道稍緒ニ就クト雖トモ練兵ノ技末夕整理セス 是ヨリ先キ英国練兵書始テ長崎ニ齎ス者アリ
其式ニ倣ント欲スルモ藩風旧格ヲ戀フノ情態アルヲ以テ、虚ク志ヲ齎スモノ年アリ 一日窃ニ思フ、断然之ヲ改正セハ大ニ人心ヲ動サン 其揺動ヲ生スル所以ノモノハ必ス旧法ヲ株守スル者ニ出ルヤ必セリ 今其株守スル者ヲ選テ之ヲ学ハシムルニ如カスト 乃チ十月 （空欄） 日山鹿・長沼・荻野・淵山等諸流ノ師家ニ命テ其人ヲ撰ハシメ、楠本七郎左衛門・安田達三・大島主税・千葉茂手木ヲ以テ之ニ充テ、渡辺清左衛門・川原鼎ヲシテ之ヲ総轄セシメ、長崎ニ往テ業ヲ修ム 数月ニシテ業稍成テ帰ル 公自ラ卒先銃ヲ提ケ場ニ上リ兵卒ニ伍ス 於是一藩ノ士概ネ之ニ化ス 然レトモ快々旧格ヲ慕フ者ノ非議ナキニ非ス 公銳意之ヲ信シ、終ニ清左衛門・鼎ヲ拳テ兵学取立トナシ、山鹿・長沼二流ヲ廢シ、一般西洋銃隊ノ制始テ定ル

とある。藩主純熙は文武の改革が道半ばで、練兵の技術も未だ整理されていないことを吐露し、最近、「英国練兵書」が長崎に伝来したことを知り、その練兵式に大村藩も倣おうと考えた。しかし、藩内に旧式の練兵を慕う風潮があり、この一大変革は藩内を大いに動揺させた。そこで旧式を守ろうとする者から、新式を学ぶ者を選ぶことに尽力させた。実際、山鹿・長沼・荻野・淵山等諸流の師範に、楠本七郎左衛門・安田達三・大島主税・千葉茂手木を選ばせ、決定した。そして、渡辺清左衛門・川原鼎に四人の統括を任せ、長崎で新式兵学を学ばせ、数月後に使命を終えて大村へ帰った。藩主純熙は率先して銃を捧げて操練場に臨み、兵卒と肩を並べた。これをもって、大村藩の兵式は新式つまり英国式に移行した。しかしながら旧式を慕う者が出てくることを想定し、藩主純熙は鋭意をもつて渡辺清左衛門・川原鼎を兵学取立とした。そして、ついに山鹿・長沼二流を廢止し、西洋銃隊の制度を開始した。

これにより事実上、砲術三家の役割も終焉を迎えたことになった。

川原鼎とは、「新撰士系録」川原氏家譜⁹⁴によると、始め健次郎、又は健十郎と称し、川原元治忠良つまり大村藩きつての俳人・川原悠々の孫に当たる。鼎の父は、順左衛門忠正で、天文暦学・測量の大家・伊能忠敬が「大日本沿海輿地全図」作成のため、大村藩領を測量した時に案内と給仕を務め、忠敬から測量学を学んだ人物であった。川原家は大村藩において砲術を家職とした家ではないが、鼎は砲術に興味があり、安政六年（一八五九）藩の許可を得て、砲術修行諸国遊学を行い、訪問地で功績があったのか、豊後岡（大分県竹田市）藩主中川家から白銀を賜ったり、豊後臼杵（大分県臼杵市）藩主稲葉家から金を賜ったりしている。文字どおり砲術独学の人であった。万延元年（一八六〇）に先述の硝石丘築立用掛に命じられた。前掲「新撰士系録」には、万延二（文久元）年（一八六一）の記事として「蒙依大砲御鑄建新規實用之筒三家立合無遠慮可談之命」とあり、大砲・新式銃鑄造の際は砲術三家が立ち会っても三家に遠慮なく、鼎自身が談じて良いという藩命を受けた。砲術独学の鼎に対する藩の期待が見て取れる。

なお、文久三年（一八六三）六月六日、長州藩の攘夷実行の模様を戦況視察するため、大村藩士が馬関（下関）を訪れた際、視察員の一人渡辺昇は、長州藩士大村益次郎（村田蔵六）へ兄の渡辺清と川原鼎が記した戦術書を見せ、意見を求めたところ、大村藩には有為な人物がいることを賞嘆された⁹⁵が、この戦術書の書名などは不明である。慶応二年（一八六六）七月十一日には、諸藩等の砲術に関する情報もたらされ、軍制が一変していることも鑑み、これからの戦闘は鉄砲を重く用いることになることを想定し、これまでの陣立てでは万一の際、銃と槍の得失は明らかであるため、銃と槍を銃隊と改めることとした。大村藩は着々と西洋軍事訓練の導入へと歩みを進めた。

「九葉実録」巻六十三の慶応二年八月十二日条⁹⁶には、

御家備立之儀ハ旧来之御規則モ有之候処追々時世一変実地ニ適兼候付御軍制御変革可被遊筈ニ候得共差当り銃隊操練第一之急務ニ付今度以思召西洋銃隊ニ相改候条急速習練可致 尤金鼓・旌旗・其外之器械実用ニ叶候分

候ハ、可相用旨被仰出候事

とある。藩命として、陣立は軍制改革に伴い、実戦に適した西洋銃隊に改め、急いで操練に入るよう命じた。もつとも、旧陣立で用いた金鼓・旌旗そのほかの器械も実用に適しているものと分かれれば使用すべきよう命じている。これは江戸時代一般的に行われた戦国以来の日本的な陣立を否定し、近代的な兵式に変革する表明であった。

以上、大村藩は藩政改革とともに、剣術を一刀流・新陰流から実戦に適した神道無念流に統一した。一方で和銃を廃止し、旧式の砲術三家の機能を停止させ、新式(洋)銃の購入、製造と火薬の製造を行った。また兵学も旧来の山鹿流・長沼流を廃止させ、近代的な西洋式(英国式)軍事教練へ統一した。

数	代銀・金	外国商人(取引相手先)	内 容
60挺			運上所御買上品代銀引替申請
40挺	壹分銀2240錠	シキユト	運上所御買上品代銀引替申請 慥二請取申候(原文書貼り付け)
320挺	壹分銀5940片	エルキニツフレル商会	運上所御買上品代銀引替申請
200挺	壹分銀10800錠	テキストル商会	運上所御買上品代銀引替申請
		アダム(英国商人)	英商アダム所持之分運上所御買上代銀引替申請
	銀錢2000枚	ニツコルソソノイ	慥二請取申候
105張	ドルラル4470枚	ヲールト(英国商人)	慥二請取申候(原書状綴じ込み) 英商ヲールト所持運上所御買上代銀引替申請
110挺			運上所御買上品代銀引替申受
200挺/20挺 /200/198枚	代4486両	ヲールト商会(英国商人)	慥二請取申候(原文書) 運上所御買上代銀引替申受
48挺	代壹分銀1584錠	デイリスヒユース	御役所御買上代金引替御渡 慥二請取申候
40挺	330両	ディールス、ヒユース 商会	御買上品代銀引替御下渡 慥二請取申候
60挺	代金360両	オールト商会(英国商人)	御買上品代金引替御渡 慥二請取申候
26挺/12600	金442両/315両	ヒユース商会	代金引替御渡被下 慥二請取申候(文書挟み込み)
74挺			代金引替御渡被下
70000 70000=40箱	金1775両	ぜ、ドゥブルユウ、 ドヘニー	英商ドーナ所持之分御買上代金引替御渡被下 正に落手仕候 船路藩元江差越申候
51箱			邸内江田置候分船路藩元江差越申候

慶応3年卯従正月5月至」。③No7は、「諸家買入物何御附札 慶応3年卯従6月12月至」。④No8～9は、「諸家願何御器買請諸願 明治3年1月」から作成。史料はすべて、長崎歴史文化博物館収蔵。内①～④は、国指定重要文化財「長

■三、幕府領長崎での新式兵器購入

と大村藩の軍装

大村藩は軍制改革下、銃などを含め新式兵器を幕府領長崎の外国商人から購入しており、この詳細な一件史料が長崎歴史文化博物館に収蔵されている⁹⁷⁾。ここでは史料から大村藩による新式兵器購入の実態を明らかにしたい。

史料上、幕末期に大村藩が新式武器を長崎の外国商人から購入した上限は慶応二年（一八六六）四月である。また、維新期の下限は明治三年（一八七〇）十一月二十七日である⁹⁸⁾。慶応二年から明治三年までの間、大村藩が購入した新式兵器の一覧は表1-3のとおりである。

慶応三年四月の購入事例を見ると⁹⁹⁾、大村藩は「エンヒールドライフル銃 六拾挺」を希望し、「運上所御

表1-3 幕末維新期の長崎における大村藩の新式兵器購入一覧

No.	元号年 (西暦)	月	日	身 分 (名乗)	名 前	武 器 他
1		4		大村丹後守内	濱田弥兵衛	エンヒールドライフル銃
2	慶応2年 (1866)	6		大村丹後守内	稲垣小膳	エンヒールドライフル銃
		6	9	大村用達	品川九十九	エンヒール銃
3		6	21	大村丹後守内	稲垣小膳	エンヒールドライフル銃
4		7		大村丹後守内	稲垣小膳	エンヒールドライフル銃
5		5		大村丹後守内	岩永廣衛	大銃小銃筋立器械
6	慶応3年 (1867)	6	7	大村用達	品川九十九	大小銃筋立器械
9		27	大村丹後守内	岩永廣衛	西洋陣幕	
10		2	大村用達	品川九十九	西洋陣幕	
8		2	11	大村藩	浜田弥兵衛	小銃
9	慶応4年 (1868)	2		大村附役	品川九十九	短エンヒール銃/ウキッホールド小銃/ネップ ザック/フランクット
		2		大村丹後守内	稲垣治部右衛門	短エンヒール銃/ウキッホールド小銃/ネップ ザック/フランクット
10		2		大村藩	佐藤鏡蔵	エンヒール銃
		2	15	大村藩	佐藤鏡蔵	エンヒール銃
11	明治2年 (1869)	4		大村藩	佐藤鏡蔵	エンヒールドライフル
		4	14	大村藩	佐藤鏡蔵	エンヒールドライフル
12		9	1	大村藩	佐藤鏡蔵	エンヒールライフル銃
		9	1	大村藩	佐藤鏡蔵	エンヒールライフル銃
13		3	8	大村藩	品川九十九	スナイトル銃/ハترون
		3	8	大村藩	品川九十九	スナイトル銃/ハترون
14	明治3年 (1870)	3	11	大村藩	品川九十九	スナイトル銃
		11	27	大村藩	佐藤益三郎	バトロン
15		11	27	大村藩	佐藤益三郎	バトロン
		11	晦日	大村藩	佐藤益三郎	弾薬
16		11	晦日	大村藩	佐藤益三郎	弾薬

①No.1～4は、「諸家届同船買入御附札御条約外之船渡来達留 慶応2年」。②No.5～6は、「諸家買入物伺御附札付札 慶応4年1月～6月」。③No.10～12は、「諸家願何御付札 明治2年正月ヨリ」。④No.13～17は、「諸藩武崎奉行所関係資料」。
【註】 石尾和貴が作成した表をもとに上記史料を閲覧した上で石尾の助言を得て加筆修正した。

買上品代銀引替」、すなわち運上所が仲介して代銀と引き替えたいと申請している。担当者の「大村丹後守内濱田弥兵衛」は、後年戊辰戦争に出征して戦死した濱田謹吾の父、濱田弥兵衛重義のことである。運上所¹⁰⁰とは、安政六年（一八五九）、安政の開国に伴い、長崎会所の一部として設置されたもので、最初、湊会所と称し、文久三年（一八六三）運上所と改称したが、これが現在の長崎税関の前身となった。運上所の上位機関長崎会所¹⁰¹は、延宝三年（一六七五）に市法会所として設置され、元禄十一年（一六九八）長崎会所と改称し、中国、オランダ貿易に関する業務と幕府の運上銀や市中（長崎町人）への配分銀などを管掌し、江戸幕府の勘定奉行や長崎奉行の支配下にあった。幕末の安政の開国に伴っても、諸外国との貿易は幕府の所管であり、大名であっても幕府の下部組織運上所を介しての貿易しか許可されていなかった。諸藩の新式兵器購入も同様であり、運上所が管掌したことから関係書類（帳簿）がまとまって運上所に蔵され、それが長崎県に引き継がれて現在に至っている。新式兵器購入に関しては大村藩の他、加賀・紀伊・薩摩・熊本・福岡・長州・佐賀・土佐・宇和島・桑名など多数の藩に及んでいることが史料によって分かる。

ところで、慶応二年四月に大村藩が購入したエンフィールドライフル銃^{写真1-2}は、幕末の主力兵器となったイギリス製銃である¹⁰²。幕府の他、全国の諸藩のほとんどが使用している。一八五三年にイギリス陸軍が制式採用した口径・五七七センチ（約一四・七^{ミリメートル}）の外火式前装施条銃であり、幕末の日本へ輸入されたミニエー銃の中で、ほぼ主流を占めるものであった。また、ベルギーやオランダで製造されたものから日本で倣製されたものまで、一言でエンフィールドライフル銃といっても多様で、兵種別に大よそ二種類に区別される。^{表1-3}を見ても明らかのように大村藩が購入した銃のほとんどがエンフィールドライフル銃であった。また、^{表1-3} No.9にあるのは銃身が短いエンフィールドライフル銃のことである。

なお、後年慶応四年（一八六八）戊辰戦争の中の旧幕府軍・彰義隊討伐（通称上野戦争）で負



写真1-2 エンフィールド（エンフィールドライフル）銃
（板橋区立郷土資料館所蔵）

傷し、横浜病院に入院した大村藩小隊長宮原俊一郎を応援隊使番兼軍監の深澤南八郎が見舞ったが、応援隊が携帯しているエンピール（エンフィールドライフル）銃が実戦に不適であると宮原から聞き、早速深澤は後装新式シャーフツ銃と交換できるよう横浜の外国商人に交渉し実現している¹⁰³。後装新式シャーフツ銃とは、シャープス銃（シャープス騎銃）のことである¹⁰⁴。製造国はアメリカ合衆国である。庄内・薩摩・佐土原藩などで使用され、雷管式は五二形（約一三・二ミリの口径の可燃薬筒を使用し改修型も存在する。シャープス銃が日本に知られるようになったのは慶応年間（一八六五〜六八）に入ってからで、本格的な輸入は戊辰戦争期に行われたものとされる。シャープス銃は刀剣の時代の終焉を予感させた革新的な銃であった。

表1-3 No.2の購入は、史料¹⁰⁵ 写真1-3に

覚

一 エンフィールドライフル銃 四拾挺

右者在所表入用之趣申越

候ニ付運上所御買上品代銀

引替申請被 仰付被下度此段

奉願候以上

寅六月

大村丹後守内

稲垣小膳

とある。大村藩がエンフィールドライフル銃を四〇挺入用希望し、運上所が仲介して代銀と引き替えたいのをお願いしたいと記す。購入に際して大村藩側の担当者となつたのが大村藩士稲垣小膳である。続いて添状一枚¹⁰⁶ 写真1

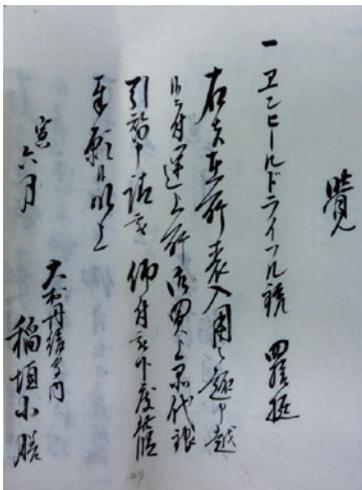


写真1-3 「諸家届伺船買入御附札御条約之船渡来達留 慶応2年」に収載される「覚」（写真1-3～6は長崎歴史文化博物館収蔵 国指定重要文化財「長崎奉行所関係資料」）

4が差し込まれ、

覚

一 エンヒール銃 四拾挺

右之通櫃ニ請取申候以上

大村用達

寅六月九日 品川九十九 黒印

とある。これはエンフィールドライフル銃四〇挺購入に際して稲垣小膳が注文したのを、大村藩長崎蔵屋敷出入の御用商人品川九十九が実際に銃を請け取った請取状(107)写真1-5である。これに続いて、

一 壹分銀式千式百四拾挺インフィルト

ライフル四拾挺代として落手せり

於長崎千八百六十六年第七月廿日

運上所司長江 シキユト

六月九日

と記されている。これは大村藩へエンフィールドライフル銃四〇挺を売った西洋商人シキユトが代銀(金)として一分銀二二四〇枚を受け取った旨を運上所司長へ宛てた請取状であるが、この記述に続いて、次頁に罫線付青色の細長い紙に横文字で文章と署名が記入された紙片(写真1-6)が糊付けされているので、この糊付けされた文書の和(日本語)訳文書が右記の文章となる。訳者は不明だが、右記が記載される史料には、他藩の新式兵器購入に際し、同様の文書があり長崎奉行支配の地役人の阿蘭陀通詞や唐通事の者が和訳したものととして署名している。右記の文書もこれ

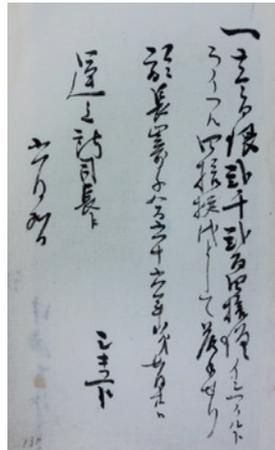


写真1-5 「諸家届伺船買入御附札御条約之船渡来達留 慶応2年」に記載される請取状(和訳)

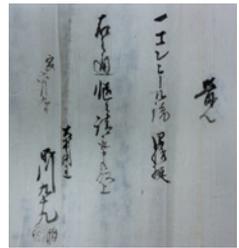


写真1-4 「諸家届伺船買入御附札御条約之船渡来達留 慶応2年」に記載される「覚」

ら通訳官が和訳したと考えられる。本文中、代銀を請け取った年月日を西暦一八六六年七月二十日と記しているが末尾には六月九日とあり異同が見受けられる。これは本文中の七月二十日とは欧米の太陽暦、末尾の六月九日とは日本の太陰暦で区別して使用したもので共に同時期を示している。

以上、史料から読み取れるのは、どんな新式兵器をいくつ入手するかを藩が決定し、藩士が長崎蔵屋敷御用達(商人)に注文を通知すると、御用達が運上所へ連絡し適当な西洋商人と契約を結び、御用達が運上所へ代銀を支払った後に同所から新式兵器を請け取る仕組みであったことが分かる。更に表1-3 No.3の史料から、御用達が運上所へ代銀を支払った後、運上所が西洋商人に代銀を支払う仕組みのようであったことも判明した。

なお、大村藩御用達の品川家とは、幕府領長崎に居住しながら大村藩から扶持米を拝領し、藩の長崎蔵屋敷出入りを許可され、長崎で藩の物産品販売に従事していた。また、長崎の高利貸商人永見家から融資などを受けたたりして金融取引行為も行っていたとされる家系である¹⁰⁸。大村藩長崎蔵屋敷出入りを許可された御用達は最初、元禄十七年(一七〇四)頃は井手家が務め、天明七年(一七八七)頃に品川家に変わり、その後文化十三年(一八一六)頃、品川家に加え新たに佐藤家も務めることとなり、その後幕末維新まで両家が務めることとなった¹⁰⁹。なお、表1-3 No.10、12、15、17に記述される佐藤鍊藏・佐藤益三郎はともに大村藩御用達である¹¹⁰。

一分銀とは、江戸時代末期の貨幣の一つで表記銀貨である¹¹¹。天保八年(一八三七)に始まる幕府の天保一分銀、安政六年(一八五九)鑄造の安政一分銀及び明治元年(一八六八)明治政府の増鑄した貨幣一分銀のことである。始め金貨の欠乏対策として造られた良質の銀貨で、一分銀四枚は小判(金)一両に当たった。安政一分銀はメキシコドルと同品位とされた。

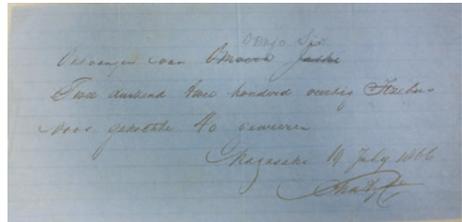


写真1-6 「諸家届何船買入御附札御条約之船渡来達留慶応2年」に記載される請取状(原文書)

表1-3 No.9にはウキッホルト小銃とあるが、ウイットウォース銃¹²の中の小銃であると思われる。製造国はイギリスであり、使用した藩は管見による限り、旧幕府軍で奥羽越列藩同盟軍中最強を誇り、大村藩が苦戦を強いられた羽庄内藩とされる。精度と射程を誇った狙撃銃であった。

表1-3 No.13・14にはスナイトル銃とあるが、スナイドル銃¹³のことであり、製造国はイギリスで、佐賀・薩摩・長州藩などの西南雄藩が主力兵器として使用し、その他にも、多数の藩が少量ずつを装備していた。後装単発銃である。前装式エンフィールド銃を改良するコンセプトで開発された。幕末の日本へ輸入されたスナイドル銃の量はそれほど多くなく、廃藩置県後の兵器還納時に兵部省が収納したのも五一四〇挺であった。これは還納兵器（小銃一八万一〇一二挺）の内の二・八割に相当する。絶対数こそ少なかったが、スナイドル銃は戊辰戦争時に各地の戦場で使用され、威力を発揮した。しかし一方で、作動トラブルが続出し、問題となった。

表1-3 No.5・6には大小銃を備え付ける機械、No.7には戦闘中陣営に張り巡らせる西洋製の陣幕、No.9にはネットバック（ナツプバック）・フランケット（毛布）、No.13・15・17にはハトロン・パトロン・弾薬とあるが共に弾薬の意味であり、こういった軍装類も購入している。

表1-3 No.7には英商ラートル（No.9・12同一人物）と記されるが、これはイギリス商人ウィリアム・ジョン・オルト（一八四〇～一九〇五）のことである。オルトはイングランド出身で開国とともに、いち早く長崎に渡り、オルト商會を設立。来崎当初から外国人グループのリーダー的存在であった。長崎の女性貿易商人・大浦慶と提携して、九州一円から茶を買い求め輸出入を行った。製茶業で巨額の利益を得たオルトが慶応元年（一八六五）に建てた邸宅は本格的洋風建築だが、これを建築したのは大浦天主堂（国宝）を手掛けた天草大工の棟梁・小山秀之進である。この邸宅は通称オルト邸と呼ばれ、現在も旧オルト住宅（国指定重要文化財）として、長崎市南山手町のグラバー園内に残っている。オルトは緑茶貿易を通じて日本のお茶を世界に広めた人物であった¹⁴。

最後に大村藩の軍装などについて見ていきたい。大村藩兵の練度は相当に高かったといわれ、前掲のとおり銃隊は

エンフィールド銃（一部は後装式のシャープス銃）を携えていたことになる。砲隊は前装砲ながら施条式の四斤山砲と、滑腔式のホウイツツル砲を装備していた¹⁵。

四斤山砲という呼称は正式名称を仏式四斤山砲と称する¹⁶。製造国はフランスであり、江戸幕府や薩摩藩などで使用された。山砲は山岳地帯での運用に適化した大砲で、砲架を分解すれば未整備路でも馬二頭で運搬できる。山道が多く、大型の火砲を運搬することが困難であった当時の日本道路事情に適していた。江戸時代は幕府の施策により、輸送に適した道路の整備が大幅に制限されていたからである。日本で最初に用いたのは幕府陸軍で、慶応二年（一八六六）の第二次長州征伐で使用された。複製のハードルが低く故障も少ない上、速射性を除いた性能も後装式に比して劣らなかった。そのため幕府に限らず優れた技術を持つ藩はこぞって量産に取り組んでいた。幕府や薩摩藩では既に十九世紀半ばから西洋式火砲の製造を開始しており、幕府は元治元年（一八六四）に関口の大砲製造所で、薩摩藩は集成館でそれぞれ四斤山砲の製造を試み始めた。鹿児島市の尚古集成館には、現存する明治三年（一八七〇）製造の薩摩藩製四斤山砲が展示されている。四斤山砲は、幕末・明治初期に、陸戦の場で野戦砲として主役を演じ多大な戦果を挙げた。

ホウイツツル砲という呼称は正式名称をポルトホウイツツルと称する¹⁷。製造国はアメリカ合衆国で、幕府の他各地の諸藩が使用した運搬が容易な野戦砲である。一二ポンド砲と二四ポンド砲に大別され、前装滑腔式の青銅砲である。上陸ないし河川航行時に沿岸の敵を制圧するために用いられるものである。幕末の日本では広く用いられ、戊辰戦争時にも野戦砲としてしばしば使用された。これは同砲が軽量に設計されていて、道路条件の悪かった当時の日本でも、比較的容易に運搬できるという利点を有していたからである。しかし、本来の用途から見て攻城戦では全く威力を発揮することができず、会津藩の若松城への砲撃などにも投入されたとされるが、目立った働きをしていない。

大村藩兵の服装は、のとおり、士官・銃士とも左右の袖に白の三ツ星を付けた和製洋式の長マンテルを着用し、刀を肩から吊った。長マンテルとはフロック型マンテルとも称し、丈の長いフロックコートで、ダブルとシングル、

あるいは立襟・折襟のバリエーションがあった。開港場でのテイラーメイドや輸入品の他、日本の仕立屋でも手縫いで製作するところがあったという。士官はこれに小袴を付け、陣笠を被る。銃士は白の三ツ星を正面に打った尖笠を被り、革バンド胴乱（弾薬携行のための革カバン）、銃剣などを装備した。なお合印については、開戦当初には三尺（約九〇・九センチメートル）の白手拭を臨機に用いるとしており、京都守衛などの折にはこれを片襷にした。長マンテルの両袖に三ツ星という合印の統一が行われたのは、東征大総督の京都進発以後と考えられている¹¹⁸。

二 大村藩「新精隊」の上洛から戊辰戦争開戦と東征軍の足跡

■一、「新精隊」の結成から大村藩兵の上洛

薩摩藩の大久保一蔵（利通）と土佐藩の中岡慎太郎からの上洛要請を受けた大村藩は、慶応三年（一八六七）五月に兵を上洛させることとなった。その兵として上洛したのは大村藩が藩士を組織させた「新精組」である。その「新精組」が結成されたのは、慶応二年（一八六六）八月十二日である。



図1-1 大村藩士官・銃士の軍装

【註】幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』（Truth In Fantasy 79）新紀元社編集部、2008年）245頁 白川忠志作成「大村藩士官・銃士」図から。

「九葉実録」卷六十三⁽¹¹⁹⁾には、

十二日新二士族ノ二三男健強ノ者ヲ精撰シ別ニ一隊ヲ設ケ各隊ノ先鋒ト為シ之ヲ新精組ト唱ヘ其首長ヲ置キ中小姓支配次班ト為ス 此日命ヲ受ケ此隊ニ入ルモノ十四人 楠本章三郎・村部章太郎・土橋晋一・御厨與五郎・根岸貞平・松尾六藏・富永大四郎・村川茂馬・村川熊三郎・海沢才藏^(梅沢才藏)・笠坊武力・松浦竜輔・宮原俊一郎・橋口三之充渡辺清左衛門ヲ以テ其支配ト為ス

とある。藩士の二・三男から健康で強靱な者一四人を精選して一隊を設置し、各隊の先鋒として「新精組」と称した。「新精組」とは、新しく精選して組織したという意味であろう。そして長として、渡辺清左衛門を任じ、その支配をさせ、中小姓支配次班にしている。

そして、ついに大村藩は慶応三年五月に兵を上洛させることになったが、「九葉実録」卷六十四によると「新精組」から「新精隊」へ名称が変化していることが分かる。

「九葉実録」卷六十四⁽¹²⁰⁾には、

公ノ意乃チ決ス 遂ニ新精隊片山寿次郎・楠本章三郎・土橋晋一郎・御厨与五郎・根岸貞平・松尾六藏・村川熊三郎・梅沢才藏・橋口三之丞・笠坊武力・松浦正一郎・緒方三郎・梅沢由太・宮原俊一郎・土肥良三郎ヲ撰ミ、渡辺清左衛門ヲシテ之ヲ総括セシメ、銃器ヲ菰苞シ夜ニ乗シテ 長崎ニ到リ、土藩坂本竜馬ニ倚リ兵器等ハ其所有品ト号シ、竜馬ト同シク土艦ニ乗シ、六月九日 寄港ヲ発シ十二日大阪ニ至ル^(マヤ) 幕人京坂間ニ充満シ敵ニ列藩ノ聚會ヲ討究ス

とあり、大村藩士の中から一五人を選んで「新精隊」として組織し、渡辺清左衛門が自ら統率して上洛することになった。「新精隊」のメンバーは先述の「新精組」組織時のメンバーと若干異なっている。新精隊員は銃器を菰で包み、土佐藩坂本龍馬を頼って、土佐藩の軍艦「夕顔丸」に乗艦し、六月九日長崎港を出港し、十二日大坂に上陸した。当時、幕府の役人が京都・大



写真1-7 渡辺清左衛門
(大村市立史料館所蔵)

坂に充満し、諸藩の集会を厳しく見極めていたので、新精隊員は兵器を分解し、毛布で巻いて背負ったり、担いだりして運んだ。荷の半分は薩摩藩、残る半分は大村藩の物と称して運搬し、伏見・竹田街道から、二十日、京都に入った。大村藩の渡辺清左衛門と和田藤之助は薩摩藩の西郷吉之助・大久保一蔵と協議し、上洛した藩士の半分は薩摩藩陣営の一つ道正庵（現京都府上京区道正町にあった曹洞宗寺院）に潜居し、半分は市街に仮住まいすることになった¹²¹。それから、大村藩兵は在京の薩摩藩士・城下小銃一番隊長で洋式軍学者の鈴木武五郎と同藩士渋谷泰蔵を教官として日々銃隊の訓練を受けた¹²²。慶応二年、薩摩藩では兵式をイギリス式とする通達を出したことから、陸海軍双方、イギリス式軍事訓練を実施していた¹²³。

六・七月には、渡辺清左衛門は長州藩の品川弥二郎・世良修蔵と軍中規律について議論し、薩摩藩の西郷吉之助を訪ね、軍中規律を議論している¹²⁴。

九月頃、島津久光が大村藩の大村右衛門・渡辺清左衛門を召し、大村藩兵の熟練を賞し、以後しばしば謁見を賜った¹²⁵。十月、前土佐藩主山内容堂が幕府へ大政奉還を建白し、討幕の密勅が薩長に下った。西郷は渡辺清左衛門へ討幕の密勅が下ったことを連絡している¹²⁶。同十四日、一五代將軍徳川慶喜が大政奉還を朝廷へ奏請し、翌日勅許された。二十四日、徳川慶喜が將軍職を辞任し、十一月六日、幕府は將軍の辞職を全国の諸侯に告知した。この間、藩主純熙は、薩長同盟締結後の両藩に軋轢が生じ国政が混乱することを想定し、長州へ浅田進五郎・渡辺昇を派遣して、大村藩が両藩の支援を行うことを宣言させた¹²⁷。十五日、藩主純熙は城下大給以上を召し、王政復古かつ皇国の大基確定の日に当たり、上下の協力を訓示した¹²⁸。

同日、坂本龍馬と中岡慎太郎は、京都三条河原町の近江屋（醬油屋）で、刺客に襲撃され、坂本は即死、中岡は重傷の上、十七日夕方に没した。坂本・中岡が刺客に襲撃された直後、現場を渡辺清が訪れた旨、清は後年回想している¹²⁹。

十二月八日、渡辺清左衛門は、薩摩藩主島津忠義（茂久・島津久光実子）・西郷吉之助と会見し、明日大村藩兵は

薩摩藩兵とともに薩摩藩主を奉じ御所へ参内することを約した⁽¹³⁰⁾。

翌九日、朝廷は王政復古を宣言、官位復旧の沙汰書を下し、長州藩主毛利敬親・元徳父子の官位復帰を許可した。この夜、京都守護職・京都所司代を廃止し、御所の警備から幕府役人を排斥した。

そして、島津忠義が渡辺清左衛門を呼び、次のとおり朝廷の命を示した⁽¹³¹⁾。

王政復古大変革ニ付テハ何時非常之儀出来候 茂難計仍之右御場所藩兵を以嚴重警衛可有之旨御沙汰候事

一日御門並穴御門四ヶ所内外

一御臺所門并地方穴門二ヶ所内外

一参内殿并奏者所之前

一神仙門往反人数改取締所

とある。これにより、大村藩兵は、(一)日御門(建春門)と穴御門(建礼門東横の道喜門)の四ヶ所内外、(二)御台所門(皇后門)と地方穴門の二ヶ所内外、(三)参内殿(皇族・大臣などが参内する際、使用した殿舎)と奏者所の前、(四)神仙門の往復(出入り)人数改め取締所の警衛を行うことになった。

翌十日、長州藩兵六大隊が上洛、直ちに御所の宮門を護衛した。同日、前福井藩主松平慶永と前尾張藩主徳川慶勝が前將軍徳川慶喜に辞官納地の勅命を伝達した。十一日、大村藩兵は昼夜、近衛家西門を護衛し、同夜に徳川慶喜は二条城を出て、会津藩主松平容保・桑名藩主松平定敬とともに老中板倉勝静を従えて大坂城へ避難した。十七日、大村藩兵の内、昼夜半隊交替で御所の九つの門内外を巡邏警衛するよう命じられ、十九日に中立売通(京都市上京区)の清浄庵と西光寺の両所に転陣し、何時、藩主純熙が上洛しても差し支えないように準備した。二十八日、大村純熙は大村を出発し上洛の途に就いた。この間、徳川慶喜による大政奉還によって、武力討幕の大義名分を失った薩摩藩は江戸在住の幕臣たちを挑発し討幕拳兵の大義を手中にするため、江戸や関東各地の商家への強盗や陣屋などへの襲撃を浪士等に行わせた。この時、江戸市中取締の出羽庄内藩の屯所も襲撃を受けたことから、庄内藩などは反撃のた

め江戸三田の薩摩藩邸を襲撃・砲火した(江戸薩摩藩邸の焼討事件)。

そして、慶応四年(一八六八)一月一日、徳川慶喜が薩摩藩を討伐すべく討薩の表を上げた。このことから、朝廷は徳川慶喜追討令を出し、薩摩藩を主力とする薩長軍と旧幕府軍の間で戦闘準備状態となった。翌二日に渡辺清左衛門は西郷吉之助と会見し、伏見以南で幕府軍を防ぐため出兵準備を行った。三日、大村藩兵は薩摩藩兵五番隊と合流した後近江大津(滋賀県大津市)の警衛をするよう命じられ、同夕方出兵した。同夜、薩長軍と旧幕府軍が鳥羽・伏見で戦いが始まり、ここに戊辰戦争が開戦した。

■二、近江大津の警衛から江戸城の授受

ここから東北戦争までの大村藩の足跡については、『臺山公事蹟』を基に叙述したい(132)。本文中、特に注記していないものは、すべて同書によっている。

一、近江大津警衛と桑名城受取

慶応四年(一八六八)一月三日、朝廷から大村藩京都詰(133)用人の中尾静摩が召され、大津出陣の勅旨を伝達された。静摩は拝受して隊長、渡辺清左衛門に伝達すると、清左衛門は感激し、「わが藩の名、始めて表はる、何の光榮か之に尚へん」と喜んだ。早速軍令を下し、大村家家紋「五つ木瓜紋章」の藩旗を翻して行軍、午後十一時大津の升屋徳兵衛方に宿陣した。

大津滞留中の大村藩兵は同地に潜伏した幕府新選組の一員を捕縛する一方、藩兵は規律厳正を旨に大津の安全を保った。

一月十七日、終に東海道を江戸へ向け進軍の命令があり、大村藩は先鋒前衛を命じられた。管見による限り従来、戊辰戦争の研究(134)には東征軍(東征軍旗は巻頭写真)の先鋒について、大村藩に関する言及は見当たらない。十八日、午前六時に大村・岡山・佐土原・彦根の四藩は進軍し、二十三日、四日市において、各隊長を集めて桑名進撃を策した。議決して伊勢亀山・岡山・近江膳所・伊勢津・彦根の各藩隊は本道及び濱道に配置され、大村藩兵と佐土原

表1-4 東海・東山・北海道における新政府（親征）軍の編制

行政区	総督	副使（副総督）	討手藩
東海道	橋本實梁	柳原前光	薩摩、長州、大村、佐土原、尾張、紀伊、岡山、津、大洲、熊本
東山道	岩倉具定	岩倉具経	薩摩、長州、大村、佐土原、彦根、鳥取、大垣
北陸道	高倉永祐	四條隆平	福井、小浜

【註】 山路彌吉編『臺山公事蹟』（田川誠作、1920年 大村芳子、1985年復刻）409～10頁から作成。

藩兵は本道における先鋒攻撃の任に当たった。大村藩兵は直に発し小向村に宿陣した。翌二十四日、参謀木梨精一郎は大村藩陣に桑名藩の投降を全軍に達示し攻撃中止の命を下した。桑名藩は軍門に降り世子萬之助を龜山、山口二藩へ、家中一統を尾張、津二藩へ暴行の徒を鳥取藩へ御預けとして、城は大村藩が先鋒として受領することに決した。二十八日、午前十時、大村藩兵は先ず小向村を發して正午桑名に到着し大手門外において一斉射撃を行い、直に本丸に登營した。佐土原藩の兵が裏門から入り、火を五番二重楼に放って占領の式が終了した。既に総督は熊本藩兵を率いて到着し、諸藩の兵は前後して桑名城に入った。この夜、総督は渡辺清左衛門を呼び大村藩の勲労を賞し褒詞を贈った。渡辺清左衛門は参謀木梨精一郎に面会し、木梨は大いに大村藩の行動を褒めた。渡辺は今後、諸藩の兵が来ても大村藩兵を先鋒にしてくれるようお願い、益々努力するよう期待すると言葉をかけた。滞在数日、二月六日夜、総督が諸隊長（大村藩からは長岡治三郎）を呼んで徳川慶喜親征の旨を伝達した。十一日感状を賜わると更に名古屋への転陣を命じられた。

大村藩聯隊、隊伍號令分明行届候段、神妙に候、今般、關東攻撃列に雖無之、所存有之に付、
 明十二日桑城發足、尾張名古屋へ転陣致し其の地に於て進退指揮可待事

辰二月

實梁 印

前光 印

右の感状(35)から大村藩は当初、關東攻撃の列に加わっていなかったことが判明する。大村藩の關東攻撃参加はこれまでの働きぶりが評価されての抜擢だった。

同日、京都から達しがあり、表1-4のとおり、親征軍の編制が公表された。表を見ても明らかのように、新政府軍は諸藩の軍を討手として、それぞれ東海道・東山道・北陸道に振り分け、各道の

総督・副総督には公家を任命した。これは、天皇の政治権力を基盤にその臣である公家を各軍の長としたことで新政府軍の正当性を公的に示したものであり、旧幕府軍よりも上位に立とうとする現れであった。しかもそれは、新政府・旧幕府のどちらに付くかを未だ決め兼ねていた日和見な藩に対しても有効と判断したからに他ならない。薩摩・長州・大村・佐土原の藩兵は東海道・東山道の両道に属しており、これら四藩は新政府軍内部で重きが置かれた藩と言える。

二・東海道遠征から江戸城無血開城

二月十二日朝八時、関東進撃軍は夕方四時に名古屋に到着した。次いで総督本営をこの地に進め、諸藩兵が集合したことをもって、十六日に至り大村藩兵は関東進撃の先鋒を命じられた。翌十七日、薩摩・長州・佐土原とともに尾張宮駅(名古屋市熱田区)を発し、池鯉鮒(知立市)を経て、十八日正午に藤川(岡崎市)で宿陣した。夜には大村から継発の砲隊銃士が本隊に合流した。これより先、先発の藩士淵山規矩蔵を砲隊長に命じ、中村平八を砲隊軍監に、井手国松を照準役とし、池鯉鮒に留まって合流した。砲士七人、銃士一三人、大砲二門であった。二十一日浜松に宿陣し同日、西郷吉之助及び長州藩士三名が大村藩陣を訪れた。二十二日袋井(袋井市)では、江戸在勤馬廻土屋善右衛門等一三人下藩の途にあり、留守居の浦小齊治は大村藩陣に加わり江戸の顛末を報じた。二十四日藤枝に宿陣し長岡治三郎を斥候として府中(静岡市葵区)に赴かせた。しかしながら、滞陣は得策ではないとし、二十七日、四藩は府中を發し興津に至った。

三十日、雨を冒して善右衛門は左半隊及び大砲隊を率いて小田原に、清左衛門は右半隊を率いて湯本宿に進んで三月三日に至るまで滞陣四日、本営から「藤澤、平塚、大磯の間に轉陣して進撃の途に上るべし」と命令があり、両隊と合流して小田原を出發し、この夜大磯に宿陣した。五日、朝廷は特に四藩に錦の肩章を与えた。六日に大村藩隊は鎌倉建長寺に陣した。鎌倉は東海道における兵事上枢要の位置を占めるため、掌握を図った。

建長寺に滞陣した大村藩兵は二月三十日に大総督から「東海、東山二道の兵をして江戸城を攻撃せしめ十五日を

以て進撃の期となす」と命令があり、十二日午前七時鎌倉を出発して、十三日川崎に到着した。先鋒軍参謀木梨は駕籠を飛ばして清左衛門に会い、総督の命令を伝えた。それは攻撃を間近に控え、負傷兵の受入れのため横浜外国人居留地に病院を設けることであつた。早速、渡辺と木梨は、横浜居留地のイギリス公使パークスのもとへ遣わされた。ところがパークスはこの頼みを一蹴した。恭順の意を表している將軍への攻撃の理不尽、居留地の外国人の安全を図らないまま戦闘を開始することは無政府に等しいと激しい非難を浴びせた。事の次第を渡辺と木梨が西郷に報告すると、西郷は「なるほど悪かつた、しかしそれは却つて幸いであつた」と言い、軍艦奉行の勝海舟が会いたがつており、パークスとの協議の経緯は秘しておき、ともかく討入りは中止とし、渡辺は同行を求められ、薩摩藩士村田新八、中村半次郎(桐野利秋)とともに勝との会談の場に臨んだ写真1-8(136)。理を尽くして攻撃中止を説得する勝の態度、一方の西郷の対応も見事であつたと話している(137)。

勝は慶喜の恭順を説き、かつ江戸百万の住民を戦渦にさらさないよう、新政府軍の進撃を止めることを懇願し、江戸城及び軍艦以下を新政府軍に献上することを述べた。西郷は大総督の命令を待つべきとしながら、明日の江戸城攻撃中止を諸方の新政府軍に伝えた。攻撃中止の命が公に発せられると、市ヶ谷の尾張藩邸に駐屯中の参謀板垣退助は驚愕し、西郷の陣営に急行し戦闘中止を非難した。板垣は「明日進撃の事既に決したるに突然之を中止するは何故ぞ

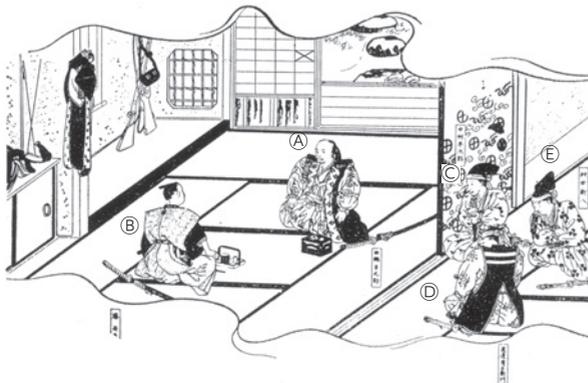


写真1-8 薩摩藩邸の談判 青柳有美画。江戸開城についての勝海舟と西郷の会談に臨席した図中の右下の人物が渡辺清左衛門。

※図中①～⑤の表示は執筆による加筆。

①は西郷吉之助(隆盛)、②は勝安房(海舟)、③は中村半次郎(桐野利秋)、④は渡辺清左衛門(清)、⑤は村田新八。

【註】日本近代史研究会編『画報 近代百年史』第二集 1863～1868(国際文化情報社、1951年) 168頁「高輪薩州邸の談判」図から。

や、我が隊甲州の賊を平らげ昨日を以て江戸に入り軍備全く成りて唯戦期の至るを待つのみ、然るに安房來りて慶喜の恭順を唱ふるを聞き忽ち其の言を信ずるは軽挙もまた甚し、彼の部下の兵をして各所の官軍に抗せしむるを目しつつ尚恭順と言ふを得べきか」と述べた¹³⁸。西郷はその所信を力説し、かつパークスの言を告げて戦期を緩くする必要を論じ板垣が批評すべき問題ではないとした。渡辺は横浜から品川に帰り、翌日午前八時、転陣して芝二本榎町承教寺（江戸の大村藩主家菩提寺）に入った。

西郷は勝の依頼を受け、自ら総督府に出頭しその許可を待ち、まず命令を部下に伝え、進軍を止めさせ更に江戸城の処分を議した。慶喜は水戸に隠退謹慎、城地は尾張藩に交付、軍艦兵器は全て差し出させ、城郭内居住の家屋は悉く城外に出すことに決した。新政府軍に敵対した者は各々処分し、一万石以上の者は朝廷で決することとした。四月四日、先鋒副総督柳原前光は、西郷以下参謀五名を従えて江戸城に入り、勝及び大納言一橋言茂（茂栄）、中納言田安慶頼等にそれらの旨を示した。勝の建策に基き兵器は歩兵に準じ、屯営及び人員若干はそのまま置くこととし、僅かな上級幕臣立会のもと江戸城授受の式を終了することとした。

同日、勝は三度江戸城外を巡視し、住民の動揺がないように務めた。翌十一日、両総督は勅使として西郷以下、海江田武次、木梨、安場一平、谷村長兵衛及び渡辺清左衛門等を従え、江戸城二重橋門から西の丸に向かった。大村藩隊は宮原俊一郎が率いて西の丸下に備え、土屋善右衛門はこれを監督した。同日、総督は、九段坂に集った幕府兵数百人を先鋒諸藩の兵に托し、その兵器を収公させようとしたがうまくいかなかった。

十五日、大総督宮は江戸に入ると、金銀銅座を検分して金貨六万一千七百三十三兩及び軍艦四隻を徳川氏から受け入れ、余りは悉く献上させた。二十一日に江戸城に入り、閏四月二日、田安慶頼、勝、大久保一翁に命じ、市中の取締まりを命じるとともに徳川宗家を駿河の府中（駿府、静岡市）に封じて七〇万石を与えた。全て江戸城の授受は終了し、慶長八年（一六〇三）、江戸幕府開府以来実に二八〇年にして初めて皇室に収められた。鳥羽・伏見の戦い後、僅かに四ヵ月のことだった。

■三、関東各地での転戦と旧幕府軍「彰義隊」討伐

徳川慶喜は恭順を表し、大総督の命を奉じて城や領地、兵を新政府軍に預けたが、幕臣及び東北諸藩の藩士らは新政府軍と抗戦し、その一隊は宇都宮（栃木県宇都宮市）に迫った。新政府軍は支えることができず、夜に乗じて城を捨て古河（茨城県古河市）及び館林（群馬県館林市）に逃れるとの情報が、大総督府に入った。四月十九日、大村藩兵は津藩兵とともに応援の命を受け、二十日に江戸を出発したが二十四日、東山道軍の主力は既に宇都宮城を回復したとの報に接し、間に合わなかったことを悔いた。

一、五井戦争と大村藩

二十五日、隊長渡辺清左衛門は宇都宮に到り、薩摩藩士伊地知正治に戦況を報告するとともに、次に関宿（千葉県野田市関宿）の地を掌握するとした。関宿は利根川畔にあり両軍の弾薬糧道の枢要を占める地であった。これにより、大村藩兵は陣を移して二十六日、関宿の武家屋敷に一週間陣取った。閏四月三日、伝令が到着し、「市川、船橋の賊勢猖獗を極むるを以て柳原副将、総野追討総督となり、諸軍を率いて明四日千住に入る筈なれば大村の兵は薩長の兵と共に進軍すべし」¹³⁹との先鋒総督の命を伝え、先鋒は更に渡辺と宮原俊一郎（後半隊長）を隊長に選任した。これより前、宮原は関宿を出発し、六日寒川（千葉市中央区寒川町）に陣した。渡辺は後からこれに合流した。そこへ船橋（千葉県船橋市）の旧幕府軍が佐土原藩兵に破られて八幡（千葉県市川市八幡）方面に退却し、新政府軍はこれを検見川（千葉市花見川区検見川町）、佐倉（千葉県佐倉市）方面に追撃中との情報が届いた。これが大村藩兵出軍の第一戦となった。七日黎明、寒川を出発し八幡近傍に至って大村藩兵の前駆は敵軍の先鋒と衝突し、砲戦一時間で撃退して薩摩・長州・備前・佐土原・津各藩兵とともに北上して五井川に至った。大村藩兵は渡船数隻を奪って河を渡り、次いで到着した佐土原藩兵とともに敵の右側を突いて潰走させた。

敵軍をさらに追撃して姉ヶ崎城跡に立て籠もった敵軍を陥落させた。この戦闘を五井戦争と言い、新政府軍の負傷者二十八人、戦死者一人で、敵軍の遺棄した死体は五〇〇六〇人であり、負傷者一四〇〇一五〇人とされる。



図1-2 上野戦争各軍配備図（飯能市郷土館提供）

【註】 飯能市郷土館編『特別展 飯能戦争 飯能炎上』一明治維新・激動の六日間一（飯能市郷土館、2011年）11頁「図3 上野戦争各軍配備図」（データ）。

隊」(140)と命名された。頭取は洪沢成一郎(喜作)、副頭取は天野八郎が務めた。江戸市中の巡邏警衛に当たったが、やがて徳川将軍家菩提寺の東叡山寛永寺大慈院に謹慎していた慶喜の護衛を名目に、上野に屯集した。洪沢と天野の意見対立で、洪沢は脱隊、武蔵国田無(東京都西東京市田無町)で「振武隊」(「振武軍」)を新たに組織した。彰義隊の実権は天野が握り、組織も整備され多くの付属隊を持ち、参集した旗本・浪士は三〇〇〇人に達したとされる。彰義隊は新政府軍兵士としばしば衝突し、旧幕府有志や勝海舟らは彰義隊が徳川氏に累を及ぼすことを恐れて解散を命じたが、主戦論者らの煽動もあって新政府軍との対立をますます深めた。新政府の軍防事務局判事大村益次郎が江戸に着任すると、大総督府は田安慶頼らの江戸取締りを解任し、五月十四日に彰義隊討伐の令を発した。

そして、滞陣数日で房総半島の旧幕府軍をほとんど壊滅させた。薩摩藩軍監相良治部(小松帯刀重廉の実兄)は全軍を率いて海路江戸に帰還し、大村藩兵は日比谷の陸奥白河藩主阿部家江戸上屋敷に駐屯し、江戸城山下門の警衛に任命されたが渡辺は別に大村藩兵一分隊を率いて富津・佐貫・久留里を経て、大田喜(大多喜)に至り、柳原前光副将に謁見して戦闘経過を報告した後、柳原に随って、四月二十二日、陸行江戸に凱旋した。

二、大村藩と旧幕府軍「彰義隊」討伐

江戸城開城後の明治元年(一八六八)二月十二日以降、徳川慶喜側近を中心に会合した五〇〜六〇余人が二十三日に浅草本願寺で組織化され、「彰義

薩摩藩は正面の先鋒隊として湯島から黒門口に向かい、彦根・福岡・熊本・鳥取の四藩はこれに続き、長州・大村・佐土原の三藩は本郷口の先鋒とし、久留米・佐賀・館林の三藩はこれに続いて団子坂方面から迫った。更に大川筋、江戸川筋の橋など要所を固めるとともに、遠くは佐賀藩兵が下総古河城に詰め、広島藩兵は武蔵忍城、福岡藩兵は川越方面を警衛した。『佐賀藩戊辰戦史』⁽¹⁴⁾によると、新政府軍の攻撃計画で注目すべきことは、攻撃を南正面(黒門口)と西背面(団子坂)に限り、東と北は開放されていることであつたとし、これは彰義隊の逃走を容易にし、これを窮地に追い込まないためとしている。新政府軍が彰義隊との激戦を臨まず、敢えて逃げ場を与えて被害を最小限度に抑えようとしたことが分かる。攻撃前日(五月十四日)には江戸市中に高札及び触書をもって布告した。

翌十五日、新政府軍約二〇〇〇は上野を包囲し、輪王寺宮公現法親王⁽¹⁴⁾を擁した彰義隊に総攻撃を開始した。武蔵国蔵敷村(東京都東大和市)の名主・組頭(農民代表者)の日記「里正日誌」⁽¹⁴⁾には、

十五日早朝東叡山四方分取囲ミ、薩州・長州・細川・黒田・大村・彦根・鍋嶋・備前・大垣其外官軍惣掛り大
小炮打込、彰義隊分も答炮双方大戦争相成

とあり、関東の庶民層も旧幕府軍と新政府軍との戦闘情報を注視していた。

参謀大村益次郎は渡辺清左衛門に対して、「上野が新政府軍によつて陥落されれば、彰義隊は必ず裏門から本郷に出てくる。大村藩は長州・佐土原藩と協力して本郷から根津に出て、彰義隊と戦うように。なお、渡辺は佐賀藩兵のため、大砲監督の任に当たるように」と告げた。渡辺は大村の指示を了解し戦闘準備に入り、大村藩兵総員の検閲を行った。大村藩兵は、総督土屋善右衛門、軍監長岡治三郎、小隊長宮原(後に小佐々)俊一郎、半隊長(後に小隊長)井石兵馬(後に橘公毅)、分隊長(後に半隊長)山岡平九郎、砲隊(野砲二門)砲隊軍監中村平八、砲隊長淵山規矩蔵等以下数百余人であつた。

検閲後、渡辺は大総督府の軍監の傍ら銃隊を監督し、土屋善右衛門は砲隊を監督して、熊本藩兵とともに赤坂門

を守った。午前三時大村藩兵は諸藩兵集結を待つて、共に前進して本郷の加賀藩主前田家上屋敷に入り、兵を左右二隊に分け、右隊は宮原俊一郎を小隊長として団子坂口に、左隊は井石兵馬を半隊長として根津に向かわせた。出兵に際し、渡辺は両隊を戒めて「加賀藩邸の砲隊山内を轟激し、薩摩藩兵が黒門口に突入後、命令を下すまでは漫に戦闘をしないよう」と告げた。しかし、右隊が千駄木から団子坂に出ようとした際、彰義隊伏兵の攻撃を受け、隊長の宮原は敵の銃弾に倒れ、後兵糧方の鈴木宗助(健五郎)が宮原を助けて右隊は根津権現(神社)境内に後退した。渡辺は戦闘準備を終え団子坂に赴き、銃声を聞いて怪しみ根津権現境内に向かい戦況を聞き、兵を同地に休憩させ後援隊来訪を待った。そこへ井石兵馬率いる左隊が岡山藩砲隊とともに到着して右隊と合流した。これより前、左隊は加賀藩邸を出兵し根津に進み、根津総門口で長州藩別隊・岡山藩砲隊とともに彰義隊を殲滅したが、そこへ大村藩右隊苦戦の報を受け根津権現に急行した次第であった。各方面の戦闘は熾烈を極め、団子坂の新政府軍は苦戦を強いられ、ついに渡辺は「放火は新政府軍の禁止していることだが、今や戦略上臨機の手段に出る必要がある」として、民家に放火し彰義隊を焙り出すこととなった。大村藩兵は長州藩兵とともに団子坂で戦闘に及び、岡山藩兵の後援を得て彰義隊を追撃し、敵兵は走路に放火しながら山門に後退した。

午後、薩摩藩兵が黒門口を破り諸藩兵もこれに続いて山門に突入し伽藍を焼いた。大村藩兵は長州藩兵とともに谷中門口に急行し、彰義隊の敗走を待ち受け戦闘に及ぼうとしたが戦闘にならず、彰義隊残兵は輪王寺宮を奉じて根津口の囲みを突破し、東北地方に敗走した。大村藩兵は上野に入り、兵を引き出雲松江藩邸に帰陣した。翌十六日、岡山・長州・佐土原・佐賀の各藩諸隊とともに残兵を本郷・駒込・根津方面に探したがおらず、大総督府へ報告した。新政府軍は僅か一日で彰義隊を撃滅したことになるのだが、佐賀藩の阿姆斯特朗砲が威力を発揮したことが主たる勝因とされる。この上野戦争で負傷した大村藩兵は四人(重傷三人・軽傷一人)で、戦死者はなかった。

大村藩兵が谷中口方面で苦戦に陥った理由は、『臺山公事蹟』[\(144\)](#)によると地理的問題としている。梅雨の降雨の

ため、元来沼地で小川が多い土地で水が溢れて脛も隠れてしまうばかりでなく、地勢が上野と本郷との間にあって谷状のため行軍の用にならなかつたらしい。これに反し彰義隊は地理を知り、巧みに出没して人家と樹林を利用して自由に伏兵を用いた戦法を行ったのである。

三、飯能戦争と大村藩

五月二十日、明二十一日に武蔵青梅（東京都青梅市）方面の旧幕府軍を掃討するよう、大村・岡山・福岡・久留米・佐土原の五藩へ命が下った。彰義隊結成直後、脱隊した洪沢が、武蔵国田無で新たに組織した「振武隊」（振武軍）に上野戦争の敗走兵や幕府の脱走兵が合流し、青梅方面に出没していた。二十日、渡辺清左衛門は大総督府下参謀に任官した。二十一日に五藩の兵を率いて江戸を出発し、川越藩兵を先導として青梅街道を進軍し田無宿に陣した。

同夜、偵察兵から旧幕府軍兵は既に飯能におり、その数二〇〇〇との報告を受けた。二十二日、新政府軍は急遽、田無から飯能（埼玉県飯能市）に進軍、入間川を隔てて扇町・谷宿（埼玉県入間市）に陣し斥候を放って動静をうかがったところ、入間川沿岸に若干の兵を歩哨となし防備嚴重であることを知った。

二十三日午前二時、大村・佐土原藩兵を先鋒として、野田から飯能の正面を目指し進軍。午前三時、佐土原藩兵が入間川を渡るとこ



写真1-10 浦田治右衛門



写真1-9② 浦田治右衛門写真
ガラス乾板



写真1-9① 浦田治右衛門写真
ガラス乾板上箱（箱書）

【註】 大村藩士・浦田治右衛門源貞行（北伐軍二番隊伍長）の28歳時の写真類。（写真1-9～10は大村市立史料館所蔵）

る、笹井村で敵伏兵と遭遇し開戦した。大村藩兵は遠くにこの砲声を聞き急行し佐土原藩兵の援護射撃を行い、敵兵を敗走させた。新政府軍は敵伏兵を想定して軽々しく進軍せず、空が明るくなるのを待って佐土原藩兵は右翼、大村藩兵は左翼に進軍し、野田村の敵兵が進路を梗塞し防戦の構えだったが、両藩兵は発砲速射して敵兵を飯能へ敗走させた。敵兵の主力、振武隊は飯能の能仁寺に本陣を置いた。大村・佐土原両藩兵が先を競って飯能に入ると、敵兵は市街地へ放火したが、本陣は火を免れており、両藩兵は敵兵と戦闘を開始、大村藩兵は大砲を放ち能仁寺の山門に入り、寺房へ放火した。

午前十時、本陣を占領し終息を宣言した。そして新政府軍が飯能を掌握し、諸方面の軍は扇町谷宿へ帰陣した。この戦闘は飯能戦争(145)と称されるが、新政府軍負傷者は大村藩一人を含む五人で全員軽傷であった。

五月二十四日、大総督府から、残兵掃討のため福岡藩兵一隊を駐屯させ、他は江戸帰還の命が下って、翌日江戸へ凱旋した。

■四、奥羽越列藩同盟軍との交戦と会津藩の降伏

一、奥羽越列藩同盟の締結

慶応四年(一八六八)六月七日、大村藩は東征大総督府から「奥羽追討の軍を發す、宜く諸藩の兵と共に十一日を以て江戸を發し品川を解纜かいらんして海路常陸の平潟に向ふべし」との命令を受けた(146)。これより前、会津藩主松平容保は大坂城を脱し江戸を経て会津に帰藩し、東北諸藩を味方にしようと計画していた。正月十五日、東征大総督府による奥羽(＝青森・岩手・宮城・福島・山形・秋田県)諸藩への徳川慶喜追討令、次いで仙台・盛岡・秋田・米沢諸藩へ会津討入令が出された。奥羽鎮撫総督九条道孝は軍勢を率いて陸奥岩沼(宮城県岩沼市)まで進軍し、東北地方の有力外様大名、仙台藩主伊達慶邦よしかずと米沢藩主上杉齊憲さきのりを中心にその他東北諸藩に対し、会津藩追討とともにに出羽国幕府領の押掠の罪による出羽鶴岡藩追討を命令した。会津藩は米沢藩の先導で仙台藩に、閏四月四日付、鎮撫総督宛謝罪嘆願書の提出斡旋を依頼した。しかし総督府が受取りを拒否・即刻出兵を命じるに及んで、仙台・

米沢両藩の呼びかけに応じて白石（宮城県白石市）に参集した奥羽二五藩重臣名による会津寛典嘆願書が同十一日付で提出された。これを総督府参謀世良修蔵（長州藩士）らの強硬意見で歎願が拒絶される。世良らは嘆願書の内容を仙台藩等東北諸藩が会津藩に組みし新政府軍に対峙する意と読み取ったためである。しかし、これが逆に仙台藩主伊達慶邦を刺激し、薩摩・長州両藩が私情で新政府軍を動かさず会津藩ひいては東北諸藩を追討しようと謀ったものと理解した。これにより、東北諸藩は解兵、会津・鶴岡（庄内）二藩が謝罪を拒否し、仙台藩士は福島滞在の世良修蔵を暗殺した。会津藩は東北の咽喉で最重要拠点の白河城（福島県白河市）を掌握した。当時、同地は幕府領で、城は二本松藩が管理していた。続いて仙台藩の呼びかけで、閏四月二十三日に白石、五月三日仙台（宮城県仙台市）で二六藩重臣が会合して、新政府太政官への建白書提出と統一行動を評決、次いで新発田藩等の越後（新潟県）六藩も加盟して、ここに仙台藩の盟主による奥羽越列藩同盟が成立した¹⁴⁷。

二・会津戦争と大村藩

奥羽越列藩同盟成立を受けた新政府は加盟諸藩主の官位を剥奪し、諸方面から会津藩を追討しようと進軍準備に入った。薩摩・長州両藩別軍・忍・大垣藩隊は五月一日、白河城を陥落させ、薩摩・長州・加賀・尾張・福井・松代・松本の諸藩隊は同十九日に苦戦の末、越後長岡城を陥落、会津に迫ろうとしたが、棚倉（福島県東白川郡棚倉町）・磐城平（同県いわき市平）・泉（同市泉）の諸城は守りが堅く降参しない状況であった。新政府は東海・東山・北陸道の総督を廃止し、新たに鷲尾隆聚を奥羽追討総督に任じ、薩摩・佐土原・大村の三藩に対し、出兵及び平潟港（茨城県北茨城市）上陸を命じた。新政府としては、まず平潟港上陸後、北上し磐城平城を陥落させ、次に仙台城、更に進んで米沢城を陥落させようと計画したものであった。参謀は渡辺清左衛門、木梨精一郎で、十一日、大村藩兵は桜田門外杵築藩上屋敷の本陣を引き払った。十四日、薩摩・長州・佐土原藩兵とともに品川から乗船し、十六日未明、平潟港に到着した。

平潟港到着後、まず各藩から斥候を上陸させた。そこへ列藩同盟軍が上陸を阻もうと発砲したが、大村藩兵がこ



図1-3 戊辰戦争における大村藩の動き

佐土原・岡山・鳥取・柳川藩兵は湯長谷を発し磐城平城に向かった。大村・薩摩藩の斥候兵が富岡(同市小名浜南富岡)に至った時、同盟軍の先鋒三〇〇余人と衝突、大村藩兵は中央正面、薩摩藩兵は左右両翼から銃撃戦に突入した。敵兵は川(藤原川か)を隔ててよく防ぎ小名浜からの援軍を得て勢力を拡大し、併せて敵軍艦三隻が艦砲射撃して大村・薩摩藩兵を苦しめた。大村藩兵は敵兵中堅を撃破しようとする連日の降雨で増水した川を進軍し、薩摩藩兵がこれに続いた。敵は大村藩砲隊を射撃したが、薩摩藩兵とともに防戦し、敵兵は死傷者一〇〇余人を遺棄して

れに銃撃応戦し敗走させ、新政府軍は平潟港に上陸した。しかし、十七日に同盟軍兵が薩摩藩陣を襲撃、大村・佐土原藩兵は薩摩藩兵を救援し、薩摩藩軍艦「富士丸」の艦砲射撃と大村藩砲隊の砲撃で撃退した。敵兵は平潟新町の民家に放火・敗走し、平潟は新政府軍の本陣となった。

新政府軍は同盟軍が大軍を擁し、磐城平城に立て籠もっていると探知し、援軍を江戸の新政府に求めることに決め、二十一日、渡辺は飛隼丸に乗船し江戸へ向かった。二十四日、白河口の新政府軍は棚倉城を陥落させたことから、使を平潟へ派遣し磐城平城攻撃を促した。平潟では棚倉出陣の準備をしていたが、棚倉城陥落を受け二十七日に関田(いわき市勿来町関田)に進軍し、翌日、佐土原・岡山・鳥取・柳川の藩兵は本道湯本口から、大村・薩摩藩兵は浜街道から進軍し、沿道の同盟軍兵を駆逐し、泉城を陥落させた。二十九日、大村・薩摩藩兵は泉を発し、

敗走した。大村・薩摩藩兵はなお追撃し、中ノ作で数隻の敵和船から兵糧米七〇〇俵を奪い、小名浜に宿陣した。

磐城平近隣の同盟軍は磐城平城に集結していた。七月一日、新政府軍は小名浜口から進撃し、大村藩一小隊、薩摩藩三小隊も磐城平城を目指した。新政府軍は城下町近くへ到着後、城内と人家から列藩同盟軍の銃撃を受けた。それに応じ大村藩砲隊はまず城楼を砲撃爆破し前進した。大村藩砲隊長淵山規矩蔵は、さらに城近くまで前進したい旨、薩摩藩砲隊長へ連絡すると援軍待機を勧められたが、淵山は城陥落の機会を逃すまいと無視し、砲隊を前進させ薩摩藩別軍とともに戦闘したが、敵兵の急襲に戦況は悪く、小名浜の本陣に後退した。援軍要請のため江戸へ赴いた渡辺清左衛門は大村益次郎と会見し、常陸笠間藩等の兵を援軍とすることに決した。十三日に再度、兵を立て直し、鳥取・岡山・佐土原藩は、柳川藩を先鋒とし、木梨精一郎と河田左久馬（鳥取藩士）が監督し、湯長谷口から磐城平城正面に進軍させ、大村藩一小隊・砲隊は薩摩藩三小隊・別隊とともに渡辺と堀直太郎（薩摩藩士）が監督し、小名浜から浜街道を進み磐城平城南西正門に進軍させた。大村・薩摩両藩は城を目がけて砲撃を行ったが、新政府軍は苦戦を強いられた。

新政府軍参謀は軍議を行い、湯長谷に退陣し兵を休養し再挙を図る案を出した。これに対し、渡辺は兵の疲労は新政府軍のみでなく、城兵も同じであるから陥落の目的を完遂すべきであると反対した。戦況視察のため訪れていた白河口参謀板垣退助は二人の意見を踏まえ、日中は包囲を解き、夜、伏兵をもって敵兵に備えろとした。

同夜、磐城平城内から火災が起き、同盟軍は四散し、磐城平藩主安藤信正は仙台へ退散した。激戦の末、弾薬・兵糧が尽き、これ以上城を守れない磐城平藩家老の指示で放火に及んだ。同日、新政府軍の笠間藩兵は相馬街道を掌握し、磐城平救援兵を攻撃、進行を阻止した。翌朝、薩摩藩兵を先鋒とし、大村藩等諸藩兵は磐城平城に入城した。そして、七月二十三日まで、大村・薩摩・佐土原藩兵は小名浜・相馬両街道を警衛した。

その後、新政府軍は鳥取・熊本・福岡藩兵約七〇〇人を仙台へ、薩摩・柳川・岡山・佐土原・大村藩兵約五〇〇人は渡辺・木梨を参謀として山道から三春（福島県田村郡三春町）へ進軍させた。『臺山公事蹟』[148](#)には「大村藩兵は

明二十四日、薩、備、柳川及び佐土原と共に平城を掃ひ、合戸に宿陣し二十五日を以て、三春に進撃せよ」とある。大村藩兵は七月二十四日、磐城平から合戸（いわき市三和町）に宿陣、翌日は上の一萱（同市町上市萱）に宿陣した。これより前、同盟軍の水戸藩支藩守山藩（福島県郡山市）と三春藩は白河口参謀板垣のもとへ使者を派遣し新政府軍への帰順を請うた。大村藩兵は二十六日、浮金（福島県田村郡小野町）に宿陣し、同日棚倉から進軍した新政府軍が三春城を収めた。三春藩は当初、新政府軍側であったが、後に近隣諸藩とともに奥羽越列藩同盟に加盟した経緯がある。新政府軍による棚倉城陥落と平潟港上陸進軍を知り、三春城の防衛不可能を悟り、郷士河野広中の周旋もあって、新政府への帰順を決定したのである。二十七日、大村藩兵は三春に宿陣し、柳川藩兵と同地の警備に当たった。翌日、大村藩兵は守山藩領を警備して同所に宿陣した。二十九日、薩摩藩兵が先鋒、これに彦根・大垣・忍・館林藩兵が続き、板垣が監督して同盟軍の二本松城（福島県二本松市）を占拠した。同日、土佐藩兵四隊、大村・福井・忍・館林・下野黒羽・彦根藩兵は協力して本宮宿（福島県本宮市）を掌握した。

八月一日、守山から三春へ移っていた滞陣中に、応援隊が大村から到着した。去る六月十一日に玖島城板敷波止から乗船、伊木力へ上陸し、陸路長崎港へ進み、二十五日に出港、七月十八日に江戸品川に上陸した。応援隊の総司令大村弥門（神浦通章）は大総督府に出頭し、各兵士用の錦の袖章を受領した。そして上野戦争で負傷し、横浜病院に入院中の小隊長宮原俊一郎を応援隊使番兼軍監の深澤南八郎（勝興）が見舞った際、宮原から応援隊が携帯しているエンピール銃が実戦に不向きであると聞き、早速深澤は後装新式シャーフツ（シャープス）銃と交換できるように横浜の外国商人に交渉し実現した。大村藩応援隊は一週間余りの後、大総督府からの出兵の命を受け品川から小名浜に上陸し、磐城平を経て三春に到着した。

四日、大村藩兵は評議して先発隊を一番隊と称し、応援隊を二番隊と称することに決めた。翌日、大村藩兵は郡山の「虎組」「烏組」等追討の命を受け、一番・二番各右半隊が郡山に進撃した。二番右半隊は阿久津に宿陣、一番右半隊は三春へ帰陣し、翌日、二番右半隊は郡山の賊徒を撃退し、一番隊及び二番左半隊も三春から進撃し、阿久

津に宿陣した。そして七日、更に賊徒を観音寺山に撃退し三春に帰陣した。

慶応四年七月に江戸を東京と改称し、明治元年（一八六八）九月二十日天皇親臨の詔書が陣中に下った。京城と改称、後に皇居となった。この天皇親臨の詔書が陣中に下った。

八月十六日、奥羽越列藩同盟加盟の下手渡藩（福島県伊達市月館町）が新政府軍に帰順したことに激怒した仙台藩兵が下手渡領内に侵攻したため、大村藩兵は柳川藩兵とともにその掃討に出兵した。下手渡藩は柳川藩の支藩であり、両藩主（立花）家は本家分家の関係にあった。翌日には下手渡の敵兵は退散した。十八日、大村藩兵は二本松へ転陣の命を受けた。

十九日、二本松に陣し、翌二十日、新政府軍は会津進撃を開始した。大村藩は彦根・岡山・柳川の三藩とともに二本松の守備を命じられた。これを大村藩兵は不服とし、会津若松攻撃に加えられるよう諸参謀に働きかけ、佐土原藩との交替により大村藩の参戦が決定し、先鋒隊を命じられた。二十日、大村藩別隊は横川で会津藩兵と砲戦、翌日新政府軍本隊は薩摩藩兵を先鋒として帽形嶺の会津藩陣を奪取して同山上に露營し、別隊は玉ノ井村に露營した。二十二日夕暮れ、本隊・別隊ともに猪苗代に宿陣した。翌日、大村藩兵を先鋒として土佐・大垣・薩摩・長州藩兵は出陣し、会津若松城下の町口の要、十六橋に向かったが、会津藩兵は既に十六橋を破壊していた。十六橋は城下町出入の単道であったため、薩摩藩兵幹部の川村与十郎（純義）は一隊を率いて仮設橋を架け瀧沢峠の会津藩兵を撃破し、一気に若松城下へ入った。会津藩主松平容保は実弟の桑名藩主松平定敬とともに蚕養口から若松城へ入城しようとしていた。新政府軍は、待機していた会津藩兵から側面攻撃を受け、退却しようとした。城の北西まで前進していた大村藩兵は転進を命じられ、新政府軍を西側から援護し、新政府軍は攻勢に転じ桑名藩兵を撃破した。薩摩・長州・土佐藩兵は砲撃を開始し、大村藩兵は早くも若松城大手門まで迫ったが、ここで城からの銃弾を浴び、戦闘は熾烈を極めた。そこに参謀から、敵兵が米沢街道から襲来するので同地へ赴くよう命令を受けた。大村藩兵は、米沢街道に進んで敵兵を銃撃した。そして米沢口・白河口の警備に当たった。この日の戦闘で大村藩兵

は死者四人、重傷者八人を数えた。重傷者八人の内三人は後日没し、砲隊長淵山規矩蔵も含まれていた。

八月二十四日、若松城内の会津藩本陣から勢至堂口に出陣中の藩兵に対し城帰還の命が出されたことを新政府軍は察知し、大村藩兵は瀧沢峠を越え迎撃しようとしたが、会津藩兵は現れず金堀村に宿陣した。その後、大村藩兵は薩摩・佐賀藩兵と天寧寺山の会津藩兵を破って弾薬庫数カ所を占領し、城地を一〇町余の近くに見下ろして砲撃した。会津藩兵はしばしば出沒して小田山奪回を試みたが失敗に終わり、新政府軍の若松城への砲撃は一層激しくなった。二十七日、大村藩一番隊司令の土屋と二番隊司令の大村弥門は戦況報告書を大村へ送り、翌日には昼夜の別なく若松城へ砲撃を加えた。しかし、城内では城兵が風揚げを行ったり余裕の一面をも見せた。九月五日、初め

て越後口の新政府軍と連絡できるよ

うになった。九月八日、元号が明治に改元された。三道からの新政府軍が悉く会津へ集結したことを機に参謀の伊地知正治、山県有朋、板垣退助等が会見し、若松城総攻撃を決定した。九月十四日午前八時、大村藩砲隊は薩摩・佐賀・松代藩砲隊とともに砲列を小田山山頂に敷き^{図1-4}、荒神山の砲台と通じて若松城に一齐砲撃を行った。『佐賀藩戊辰戦史』¹⁴⁹によれば、小田山には佐賀藩の大砲四門（アームストロング砲一又は二

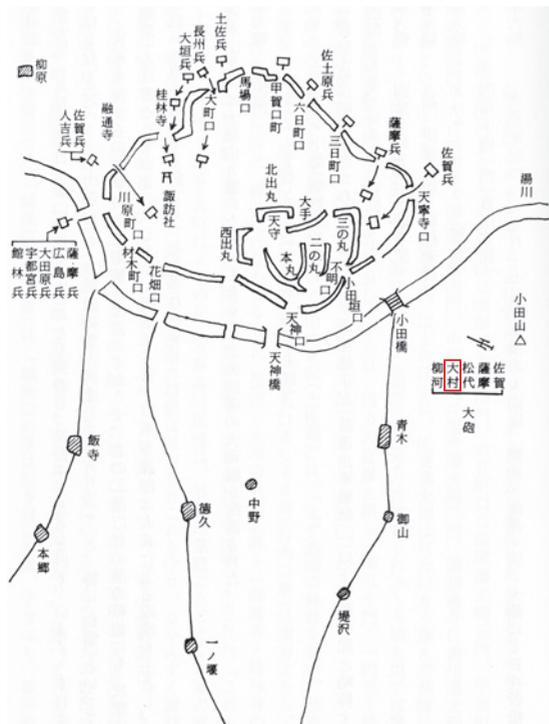


図1-4 若松城攻撃図(明治元年(1869)9月14日)

※図中の赤囲は執筆者による加筆。

【註】 宮田幸太郎『佐賀藩戊辰戦史』(佐賀藩戊辰戦史刊行会、1978年) 243頁 付図11(9月14日)から。

門、四ドボシ砲門数未詳)、薩摩藩の大砲は四斤半砲五門、大村藩の大砲二門(砲種未詳)、松代藩の大砲三門(メリケンライフル砲二門、四斤半砲一門)とあり、他に柳河(川)藩の大砲も据えられた¹⁴。しかし、新政府軍の砲撃はなかなか若松城に命中せず、一方、会津藩による城内からの砲撃は空砲であった。翌十五日、米沢藩が会津藩援のため襲来するとの報せがあり、大村藩兵は迎撃のため猪苗代に転陣した。敵兵の敗走を見て猪苗代守備は尾張藩兵に任せ、大村藩兵は若松城下へ引き返そうとした。大村藩兵が猪苗代滞陣中の十七日、若松城は完全に新政府軍に包囲され陥落寸前となり、同盟軍主力の米沢藩が新政府に帰順した報に接した会津藩重臣は遂に藩を支えることは困難と悟り、十九日、会津藩士手代木勝任・秋月胤永・桃沢彦次郎は降伏を求めた。新政府軍参謀は降伏条件を使者へ示して帰した。二十一日、会津藩兵は降伏した。これに応じて新政府軍は若松城への砲撃を停止し、翌日、藩主父子と重臣等が素服を着用し城を出て、保有の兵器類を新政府軍へ献上した。後に藩主父子と家族は瀧沢の妙閑寺に幽閉された。

当時、大村藩兵は猪苗代から若松城下へ引き返す途上にあり、二十二日、新政府軍の使番から会津降伏を知らされた。投降した城兵四九〇〇余人を猪苗代に移すので、それを大村・尾張・薩摩・彦根藩兵が監視しよう命じられた。二十四日に会津処分は完了した。十月七日、大村藩兵は福島(福島県福島市)に着陣、一週間滞陣し凱旋の途に就いた。その間、九日に大村藩兵は福島で新政府から左のとおり、褒詞と目録を下賜された¹⁵。

褒詞

此度會津追討に付、薩州、長州、土州、大垣共數十日之間不容易盡力賊徒降伏に立至候始末感悅之至候、依て

褒詞如件

白川口総督

明治元戊辰年十月

正親町中将 花押

大村藩隊長

一酒 五斗 代金七兩

一鯛 二百枚 代金參兩

以上

この時、列藩同盟軍の主力仙台藩は既に新政府軍に帰順しており、事実上奥羽越列藩同盟は瓦解した。参謀渡辺清左衛門は米沢から福島に来て大村藩隊と合流した。十日、大村藩兵とともに北上し白石に至った時、南部盛岡藩平定の報に接し、福島に帰陣した。十四日同地を出発し、棚倉藩主阿部正静と、元白河藩藩主で隠居の阿部養浩(正備)を警衛しながら帰途に就いた。阿部養浩は、文政六年(一八二三)六月二十日、一〇代大村藩主大村純昌の五男として誕生(通称、弾正)。譜代大名陸奥白河藩主阿部正暲の養嗣子として迎えられ、正暲没後の天保九年(一八三八)六月二十八日、十六歳で陸奥白河藩主家督相続が認められ、阿部能登守正備となった⁵¹。阿部家はその後、正静が慶応三年(一八六七)正月棚倉に転封し棚倉藩主となった。さらに、慶応四年(一八六八)二月一日、正静は棚倉から白河への転封指令が幕府から発令されたものの、戊辰戦争の混乱で白河城には入城できず棚倉に止まっていた。棚倉藩士はこの閉塞状況を脱するため、養浩の実家の大村藩主大村家の家臣で新政府軍参謀の渡辺に接近し、棚倉藩士が新政府軍の軍役夫となることを条件に救援を依頼した。渡辺は養浩が大村藩主大村純熙の実兄という由縁から養浩への忠義は大村家への忠義と同じと見なし、これを了解した。

渡辺は東京への帰還に際し、十月十八日に三春を訪ねている。『三春町史』⁵²によれば、八月二十日頃、新政府軍負傷者のための病院が三春城下の寺院龍穩院に設置され、医者として下総佐倉藩から二人、薩摩藩から一人が駐在していた。この病院で死亡した新政府軍関係者は六、七〇人に上り、本宮宿で病死・討死した者は大村藩五、六人、土佐藩四、五人で紫雲寺に仮葬された。後に死者の近親が来て掘り出して行ったが、多少は残っている。渡辺は三春を去る時、紫雲寺で同藩戦死者の供養祭を催した。新政府会計局、病院の医者、三春藩兵一〇余人、その他会計局御用聞、有志者五、六〇人、神主五、六人程が参列し、礼砲三発を打ち礼拝した。龍穩院の墓地には、「大

村藩夫卒新兵衛墓」と刻む墓石が存在する。『臺山公事蹟』¹⁵によれば、慶応四年八月二十三日の若松城下での戦闘に際し大村藩兵死傷者の中に「重傷（歸營後病院にて死す） 中間 新兵衛」とあるので、墓石に刻む人物と同一と考えられる。

（盛山隆行）

◆ 北伐軍の結成と出羽における足跡

■ 一・岩倉具視の北征計画

『岩倉公実記』中巻・四九二頁によると、「議定・松平慶永・鍋島直正等、上言シテ曰ク、車駕屢親征アラセラルルトキハ、天下ノ耳目、之ニ慣レ奉リ、恐ラクハ復々天威ヲ畏敬セサルニ至ラン（下略）」とあり、東北の旧幕府軍を天皇が親征しようとして勅旨を下したことに反対し、むしろ天皇を軽んじる結果にならないようにと案じた。これを岩倉具視は副島種臣に相談して、自ら佐賀藩兵を率いて北征しようとして直正に働きかけると、直正は賛成し、二〇〇〇人の軍勢を提供することを申し出た。岩倉は副島を長崎に派遣した。六月二十五日、大村純熙の協力も得るため副島を通じて長文の書翰を送り、精兵一〇〇〇人を出軍させる返事を副島に届けた。

事の起こりをたどると、同『実記』の「勅旨」に、「奥羽越三国ノ諸藩ハ維新ノ政ヲ以テ薩長二藩ノ挾制ニ出ツルモノト為シ二藩ヲ攘除スルハ即チ朝廷ニ報スル所以ナリト思慮セリ」とあるように、新政府軍（薩・長）は、薩は江戸薩摩屋敷焼打ち事件（庄内藩（酒井氏・新徴組）、長は京都守護職（松平容保・新選組）及び京都所司代（松平定敬）をそれぞれ）の天敵と考える「挾制」（私怨）である、との旧幕府軍からの非難を避け、大義に基づく征戦（官軍）であり、旧幕府軍を「賊軍」と決めつける計画であった。「勅旨」とは断じ難い、薩長の苦しい弁明であった。ちなみに純熙宛・具視の書翰を示すと、「炎熱去り難く、愈御安康、御健食成らるべく、欣喜斜ならず候。陳れば、此度至急に参与・副島^{（種臣）}次郎を以て申入候儀は、東北残賊、固く結び王師に梗衡し、蒼生塗炭に苦み、朝廷至仁、好生の思食も所詮、貫き兼

ね、此の上ながら恩威並行申さずては、一定に至らず、加之（しよのみならず）、薩長多年の精忠、論をまたずといへども、動もすれば、兩藩の私などと相唱（あひとま）へ、人心を蠱惑（こわく）せしめ、歎息の至に候。よつて御隣藩鍋島の儀、当時（現在）、君臣共に英名天下に鳴る、しこうして今日、朝廷上に在て其尽力、至らざる所無く、彼をして大挙一方に当らしめば、一つは以て賊胆（ぞくたん）を挫折し、二つは以て朝廷の政権を輝し、なお薩長の私なきを示す。就中（なかんづく）、貴藩の儀は、かねて一般、勤王之素志徹上、加るに人材鬱出（うつつ）、練兵整頓かくのごとし、皇国の危急の秋（あき）に当り、全力を尽され、鬩藩御奉公（全藩）これありたく、もつとも希望の至りに候。ついでは今般、鍋島一同精兵千人だけ何時（なんじき）にも繰出し相成り候様、至急御用意これ有りたく、もつとも公然たる御沙汰は、追つて仰出（おんしゅ）さるべく候に付、その節は分寸を争い候機会ゆえ、今日より速（はや）に、万端、御予備、解纜（らん）の御手都合（つごう）これ有りたく、劣生（小）より、まずもつて内達申し呈し候。なお要務の件々一、二左に記す。」とあつて、あと箇条書きで、出兵先は越後海岸のこと。軍費金は相応下賜するので弾薬など充分用意のこと、参謀一人・監察二人・使役三人ほど藩内から人選のこと。民政担当二、三人、医師一人を人選のこと。軍艦は副島を通して隣藩に交渉すること。政府も準備の用意があること。この動員令は「密算」（秘密計画）なので在京の家臣には命じないこと。などで、二伸（追伸）として腕の痛みのため具視子息の代筆であることも記し、宛名は「大村丹後守殿」とあつた。

純熙としては、精兵一〇〇〇人の出兵を準備の上、副島に宛てて返書（七月二十七日付）を出した。これより先、七月十七日をもって江戸は東京と改められていた。岩倉北征は重職にあるという理由でも木戸孝充・大木喬任らの反対を受け、天皇の反対もあつた。

岩倉北征計画のきっかけになつたもう一つの原因には、輪王寺宮公現法親王の奥州動座があつた。

慶応四年（一八六八）閏四月二十三日、奥羽二五藩（のち三一藩）の重臣たちが白石に会し、列藩同盟を決意、太政官へ建白書を送り、同盟の盟約条項の起草を仙台に託し、仙台藩主・伊達慶邦を盟主と定めた。五月三日、協議決定調印を済ませた。「奥羽越公議所」を設け、五月八日、仙台藩主は親書をもつて主義・声明を発表した。その要点は、「会津追討ノ勅」を受けたが、「容保降伏謝罪」がみられたので諸藩一同嘆願に及んだが、「御許容」なく、更に名目のない

庄内藩・酒井忠篤（薩摩の江戸屋敷焼打ちが原因）追討の命が加えられた。このことは、新政府軍の奥羽鎮撫総督・九条道孝の「思召」ではなく、「姦徒」が朝廷を「欺罔」し、政権を盗み「詐謀」と「残忍」な手段で私怨を晴らそうとしたものであるとし、列藩と同盟を結び大義を明らかにして「皇国」を維持するようになった。

この直後、五月十五日の上野戦争敗北によって、輪王寺宮公現法親王の奥州動座という結果になった。

六月二十一日、上野から仙台へ逃れた親王は、七月十日、後醍醐天皇の皇子・大塔宮護良親王令旨の故事になぞらえて、一品親王としての令旨を発給した。

すなわち、薩長主導の戊辰戦争を非難して、「方今、君側ノ奸臣等、廟堂ニ謀議シ、朝典ヲ濫造、殺伐ヲ以テ海内ヲ擾乱スルノ所業、朝名ニ託スト雖モ、其実、列聖神靈ノ鑑ミル所、天下億兆ノ見ル所、万々疑フベキナシ、特ニ偽命ニ惑ハサレ、脅従威服ノ諸侯少ナカラズ、孤ハ今上（明治天皇）ノ叔父ナリ、孤ニアラズシテ誰カ此ノ奸ヲ明白ニスベキ、故ニ今万死ヲ冒シテ之ヲ一言ス」とあった。

確かに宮は、仁孝天皇の猶子であり、孝明天皇の名代であり、系譜上明治天皇の叔父に当たる立場にあった。

続く言葉には、「幼帝ヲ蔑如シ、朝権ヲ独擅スルノ蹤蹟顕、掩フベカラズ」諸侯ヲ駆使」するのには王命を用い、戦乱を起こし、勅願寺である寛永寺を砲撃、殺戮を行った罪などを列挙し、「孤ハ今上ノ叔父ナリ」と繰り返し、奥羽越列藩同盟を中心に、東海・東山・北陸・鎮西各地方の諸侯まで動員し奸徒を掃討すると述べ、また「此旨、欧文ニ翻ヘシ、孤ガ忠誠明白ナルコトヲ海外各国公使ヘ告ゲ、万国ノ公論ヲ問ハンコトヲ欲ス」と国際的な感覚（アメリカ南北戦争 一八六一〜六五年 リンカーンの奴隷解放なども認識）をもって諸外国の中立を求め、「列藩会議所」でもプロシヤ国領事を通じて公表するため、宮の令旨を新潟や横浜へも届けたという。新潟在駐の外交官たちは、「日本の東西戦争」と認識していたらしい。

しかし、九月二十二日会津降伏とともに、総督府へは、伊達宗敦の謝罪文と並んで宮の嘆願書も提出された。

（杉谷 昭）

■ 二、出羽における大村藩隊の戦闘(羽州戦争)と東北の平定

大村藩の足跡については、『臺山公事績』を史料として明らかにしたい(154)。

一、大村藩北伐軍の編成と出陣

前項を受け、長崎鎮撫総督の澤宣嘉のぶよしと同参謀(大村藩士)楠本平之丞(正隆)が会見した後、大村藩兵に平戸藩三小隊・島原藩二小隊・長崎常備兵の振遠隊を合わせた総数一〇〇〇の精兵を集め、海路出羽へ進軍させることに決した。

藩主純熙は大村藩兵を野戦隊編制に改め、将校・士官・軍属以外の人選は隊長個人に任せた。小銃・大砲三門で編制される砲隊、士官鼓手を除き、伍長以下の兵士四〇人で一小隊、一〇人で一分隊とした。二〇人を左右の半隊と称し、一番・二番の二小隊を右翼、三番・四番の二小隊を左翼に配置し、大砲の照準・発砲役である砲士・運搬役の運手計五〇人を砲隊とした。そして軍吏・医師(軍医)・足軽・従卒・中間を加え、一々四番隊・大砲隊編制総員三二六人の出兵を決した。出羽久保田へ出軍した大村藩兵のことを大村藩領では、「北伐軍」と呼称し、関東・会津方面に出軍した「東征軍」とは区別している。

七月二十七日朝、北伐軍は玖島城前の内潟練兵場に整列・行軍して入城し、藩主純熙は総督の大村右衛門写真1-11に対して兵事全権を托した。兵士一同は大広間に集められ、藩主純熙が親閲、大監察(大目付)が藩主の言葉を朗読し、各隊長に指揮の小旗を授けた。その後、藩主自ら内潟練兵場まで率いて、



写真1-11 北伐軍を率いた大村右衛門(右から2人目)とその従者 (大村市立史料館所蔵)

【註】波佐見史編纂委員会編『波佐見史』下巻(波佐見町教育委員会、1981年)によると、牛島伝一(上波佐見宿郷出身、左)と宮原友右衛門(左から2人目)とともに、右衛門の家来である。

全兵士が酒盃・鯉節を賜って各隊、小銃三発・大砲五発を發して君臣訣別の儀式を終えた。総員は午前十時、板敷波戸から乗船し、伊木力を経て午後五時に長崎の大村藩蔵屋敷に到着した。翌日、長崎鎮撫総督府から、英国汽船ヒューロン号が長崎常備兵の振遠隊を出羽へ送っており、同船が長崎港帰港後、大村藩兵も折り返し乗船するよう通知を受けた。大村藩隊の士官以上は軍装で長崎鎮撫総督府へ出頭、澤総督に謁見した。後、大村藩蔵屋敷の庭で全兵へ軍律を伝えた。八月六日、大村藩兵は島原藩兵とともにヒューロン号に乗船し、翌日長崎港を出港した。十一日に久保田藩領男鹿半島の舟川港（秋田県男鹿市船川港）に入港し、大村・島原藩兵は上陸した。十三日、要請があった久保田城下に到着し、大村藩総督・参謀・軍監一同は奥羽鎮撫総督九条道孝に拝謁し、軍令書写・軍律・菊章旗などを交付され、院内口（秋田県湯沢市）進撃の命を受けた。

二、刈和野等での戦闘と東北の平定

十五日、大村藩兵は院内口の進軍を開始した。当時、新政府軍は神宮寺（秋田県大仙市）、角館（同県仙北市）を拠点として大村藩兵等の援軍を待っていた。大村藩兵は刈和野口（大仙市）に急行し、翌日角館に到着した。敵兵の勢い盛んとの報に接し、大村藩は新政府軍各藩と協議し、保塁を要所に構築することになり、大村藩は落合・下延村に左翼二小隊・砲二門、下河原村に右翼二小隊・砲一門を出し保塁を構築し警備させた。十八日、大村藩器械方福田清右衛門が長崎から大村・島原藩後進隊と平戸藩隊を率いて角館に到着した。翌日、大村藩総督大村右衛門は本営である奥羽鎮撫副総督府助参謀に昇任した。大村藩兵は佐賀・久保田藩兵とともに長野村を攻撃したが、風雨に妨げられ進撃を中止し、角館に退却した。大村藩兵は斥候及び住民を誘って横沢村で敵兵の精米・味噌などを奪っている。

角館を本陣とした新政府軍は大村・長州・小倉・出羽矢島（秋田県田利本荘市矢島町）の四藩によって構成され、二十三日早朝に角館を發し、大進撃することに決定した。長州藩参謀は桂太郎（後年の内閣総理大臣）が務めた。兵を三道に分け、大村藩右翼二小隊・砲一門、小倉藩一小隊は正面の米沢村本街道、大村藩右翼二小隊・砲二門、

長州藩一小隊、矢島藩一小隊は右側を下鷲野街道から、久保田藩一小隊は左側を栗沢村から進軍し、神宮寺在陣の新政府軍とともに吉郷村の敵兵本拠の殲滅を目標とした。大村藩兵は軍隊号旗・斥候旗を定め、進撃の準備を行った。

二十三日、国見村では敵兵の猛攻を受け、大村藩四番隊与力の喜多悦蔵は挺身して敵兵を防いだ。小倉藩兵とともに赴いた久根山では敵兵が斥候旗を掲げ新政府軍を欺く攪乱戦法で大村藩兵は苦戦したが、一兵の死傷者も出さなかつた。長野村で大村・長州・矢島藩兵はゲリラ戦を仕掛けられたが三藩ともこれを防禦し、敵兵を壊滅した。大村藩兵の負傷者は四人である。翌日、大曲（秋田県大曲市）の薩摩藩兵が窮地にあるとの情報があり、大村・長州藩兵は薩摩軍救援のため出陣が決定、横沢村で夜を徹して敵兵と交戦した。四谷村に宿陣し敵の奇襲を受けたため、角館に戻ろうとしたが、敵襲を受けた長野村へ急行した。二十六日、長野村滞陣の大村藩右翼隊は角館に帰陣し大村藩兵の警備地を改め、落合村・雲然村に左翼及び砲一門、大威徳山及び下河原村間に右翼及び砲二門を配置し、昼夜警戒を厳重にした。

二十八日、列藩同盟軍の庄内藩軍は角館を逆襲するため、仙台藩軍とともに長州・久保田藩の守地を侵攻、下河原村の大村藩右翼隊陣地に殺到した。大村藩兵は川を隔てて力戦したが敵兵が増加し苦戦したところに、大村藩左翼二番小隊が駆けつけ敵兵を敗走させた。翌日も敵兵が大挙したが、大村藩兵は激戦の末撃退した。その後、大村藩兵は刈和野応援として急行し、角館間道の敵兵と激戦、同夜、副総督府は神宮寺から角館に転陣した。大村藩兵は命により小杉山を警備したが、神宮寺が敵兵によって陥落した。この頃、大村藩兵が属する新政府軍の兵糧が段々と乏しくなり、援軍も来ないことから玉砕を覚悟し、各自血判し誓文を副総督へ提出した。

大村藩三個小隊は長州・小倉藩兵とともに角館を出陣、徹夜進軍して九月十四日小杉山に着陣した。既に大村藩三番小隊は神宮寺から当地に到着し左翼に陣した。進撃軍の諸隊は小杉山から半通寺村へ向かったが風雨激しく、道路はぬかるみ輜重が続かず銃砲は発砲不可能の状態であったので、参謀の命で小杉山の陣に撤退した。翌十五日、

小杉山を發し半通寺村に至って兵を二手に分け、今泉間道と本道からそれぞれ進軍した。今泉方面軍は刈和野に到着した。本道方面には敵の庄内藩兵がおり、刈和野は一関藩兵が守衛した。本道方面の新政府軍が刈和野に進入すると、神宮寺口から敵兵も同じく刈和野に進入しようとしていた。新政府軍は敵兵の前路を遮って迎撃し薩摩藩一分隊と大村藩三番隊半小隊は同地に留まり刈和野橋を掌握、他の半小隊をもって刈和野宿を急襲し敵兵本陣を攻撃した。敵兵は兵糧を棄て敗走し、大村藩兵はこれを追撃した。本道方面軍本隊の大村藩四番隊及び平戸藩の一隊は郊外の山手で敵兵と銃撃戦を展開し、刈和野宿内に迫り三番隊とともに戦った。

今泉方面の新政府別軍は山道から刈和野に向かって平戸藩兵は右に、大村藩二小隊は中に、一番隊は左に各展開し進軍、街口から約五町の地で戦闘が始まった。新政府軍は先を争って宿内に突入し、白兵戦を展開した。敵兵は遂に潰滅し始め、川に身を投じて溺死する兵も多かったが、完敗はせず抵抗は甚だしかった。敵兵は土橋を越え山腹に集結防戦し、新政府軍は土橋の前後左右に展開し、約三町の距離をもって交戦した。当時、庄内藩幹部の酒井は吉川の本陣にあり、刈和野の急変を聞き銃兵一大隊を出して救援した。新政府軍は敵の援軍が山手から迫るのを見て、大村藩二番隊を派遣し遊撃させ敵兵を退けたが両所で砲撃戦を展開した。これとは別に神宮寺口の敵兵が刈和野橋に迫ったが、大村・薩摩藩兵が迎撃、敗走させた。

十六日、神宮寺口の敵兵が優勢となり再び刈和野橋に進軍したため大村・薩摩藩兵が退けて逆に追撃し、畠原で敵伏兵と遭遇して、刈和野橋へ退却した。橋の防戦に加え、双方砲撃戦を展開したが敵兵の勢が増したため、新政府軍参謀は大村藩一番隊を援軍として刈和野へ派遣しようと伝令したが、一番隊



写真1-12 朝川宮人藤原頼正(左)と従者(右)の肖像写真

(大村市立史料館所蔵)

【註】 写真中の紙片には、「東征出陣」とあるが、「臺山公事蹟」によると、北伐軍四番隊半隊長であったことが分かる。従者は、同書によると、朝川家家の常吉と思われる。

が陣地を離れるのを見て新政府軍諸隊は総退却と誤解して隊は混乱した。この機に乗じ敵兵の攻撃が猛攻となり、新政府軍は退却した。援軍の大村藩一番隊は二番隊等とともに敵と交戦、心蔵寺村に退き、刈和野は敵兵に占領された。新政府軍は防禦の策を立て大村藩一番隊と平戸藩二小隊を留め、同地守備に出羽新庄藩（山形県新庄市）二小隊、久保田藩一小隊とともに半通寺村の辻を掌握させ、他軍は小杉山・柳沢の両所に陣した。この十五・十六日の戦闘は銃砲戦に次ぐ白兵戦で、出羽国での戦闘中最も激烈を極めた。両軍の死傷者は多く、大村藩兵の損失は戦死者・重軽傷者合わせて三九人に及んだ。特に大村藩二番隊の少年兵士（鼓手）の濱田謹吾については今も大村市・仙北市の史話として語り継がれている。この戦闘では風雪激しい中、新政府軍の物資輸送の任に尽力した大村藩器械方福田清右衛門の功績が大きく、福田は弾薬糧食を常に完備し、敵戦利品の分配でも公平をもってこれに対応したとされる。

十七日、新政府軍小杉山滞陣中に同軍諜報者から刈和野・神宮寺口の敵兵が悉く大曲・六郷方面へ退却との報を受け、敵残兵を掃討し、庄内藩の鶴岡城下を陥落させることに決した。翌日、大村藩隊は他藩諸隊とともに小杉山を出発し、大曲を経て湯沢に着陣し、新政府軍は湯沢に集結することとなった。そして進撃について議論し薩摩・長州・小倉・佐土原藩兵は清川口から、大村・福岡・平戸・新庄藩の四小隊は松山口から、振遠隊・島原・新庄藩の三小隊は最上口から、佐賀・鳥取・本荘・矢島・久保田藩の総軍は海岸口・矢島口から、庄内へ進軍することに決した。この頃、米沢藩が最上口の先鋒として庄内に進撃することになったが、二十三日最上口の諸隊は進路を転じて南部盛岡への進撃の命を受け、二十四日、海岸口・矢島口の軍勢も進発した。翌日、大村藩隊が諸藩隊とともに湯沢を發し院内に滞陣中、大山参謀から庄内藩主酒井忠篤が新政府軍への降伏を請う書簡を越後口の新政府軍に届けたので、進撃を緩和するようにとの報が届いた。大村藩隊は院内を發し、境嶺を越えて新庄藩領金山に着陣した。大山参謀から明日進撃とする旨連絡があり、庄内藩支藩の出羽松山藩（山形県酒田市）が未だ新政府軍への降伏謝罪がないので、新庄藩を先鋒として明日松山城を討伐するので諸軍これに参戦せよとの命令だった。結局、悪

天候に阻まれ、大村藩隊は清川を経て松山城下へ向かうことになり、他の藩隊は十月三日、庄内藩の本拠鶴岡城下へ集結した。大村藩隊は風雨の中、最上川を下り清川から松山へ向かう途中、大山参謀に面会して松山藩降伏謝罪の報を得、庄内進軍の命により二日に鶴岡城下へ合流した。

明治元年（一八六八）九月二日、渡辺清左衛門等が二本松滞陣中、米沢藩が新政府軍に降伏帰順を願った。降伏の背景には米沢藩主上杉家と土佐藩主山内家が姻戚関係にあり、土佐藩士で新政府軍参謀板垣退助が使者を米沢に派遣し、降伏帰順を周旋した経緯があった。渡辺は降伏状を受領し、仙台・出羽上山（山形県上市市）・福島藩等の敵兵を討伐し帰順の実を挙げるよう、米沢藩に伝えた。

九月十四日、会津の若松城が陥落に及び湯長谷・泉・平の各藩主が帰順降伏を請い、次いで仙台・福島・棚倉・天童・山形・上山の各藩主も謝罪し、二本松藩主も軍門に降った。さらに、十七日に庄内藩主酒井忠篤が米沢藩を頼って帰順降伏を請い、二十三日に新政府軍参謀黒田了助（清隆）が降伏条件を示し、二十六日を期してこれを実行した。二十七日、新政府軍は鶴岡城を収公して、奥羽列藩を帰順させ、東北を完全に平定した。ここにおいて総督府は凱旋の命を下した。

十月三日、凱旋について話し合い、翌日、広島藩士で参謀船越衛が撤兵の旨を達した。六日、鶴岡を発し、大村・薩摩藩隊を先鋒とし、凱旋の途に就いた。大村藩隊の北伐軍は十一月十一日に東京に到着し、十二月一日品川から船で長崎へ向かい、八日大村

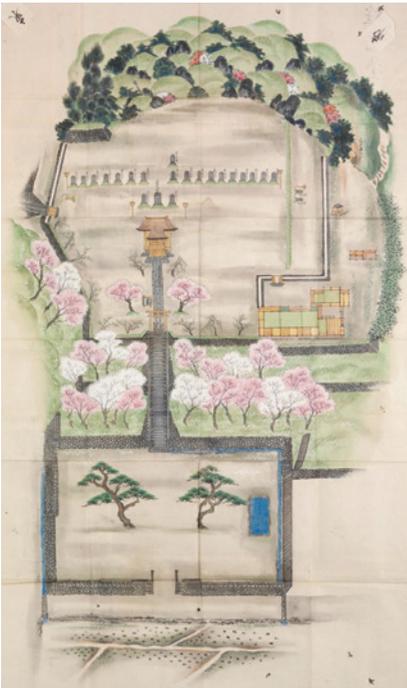


写真1-13 大村藩旌忠堂図
(長崎歴史文化博物館収蔵)

に帰った。

一方、十月二十八日、東京に帰着した東征軍は十一月三日に東京を出発し、東海道を經て十一月二十八日に大村に帰った。

三万石に満たない小藩の大村藩が小銃隊四大隊、大砲隊一大隊編制で、五八四人という大規模な出兵を行い新政府軍中の精銳となつて各地で善戦したことは注目すべきである。大村藩兵の受けた損害は、戦死者一八人、戦傷者五七人であつた(155)。

明治元年(一八六八)藩主大村純熙は、明治維新達成に殉じた大村藩士たちを祀るために、円融寺を解体して招魂場を建設した。明治七年(一八七四)に招魂社となり、この神社をせいしちゆうえい旌忠塋写真↑13と称した。境内には、戊辰戦争戦没者の慰霊碑二三基、その中には秋田刈和野の戦いで戦死した濱田謹吾の石碑もある。この旌忠塋には、その後日清・日露・第一次世界大戦・第二次世界大戦の大村及び西大村の戦没者が祀られ、昭和十四年(一九三九)には大村護国神社と改められた(156)。

◆コラム◆

濱田謹吾と角館

濱田謹吾(重俊)は、大村藩北伐軍二番隊の兵士として出征した。慶応四年(一八六八)九月十五日に刈和野での戦闘中、下腹部に敵弾を受け、伍長の浦田治右衛門に背負われ後方へ下がる途中、更に頭部を貫通する二弾目によって、母の名を呼びつつ息絶えたと伝わる。享年一五歳。謹吾は隊が隊列を組んで進軍する際の鼓手を務めていた。謹吾のことを少年鼓手と呼称する由縁はここに(157)。



写真1-14 濱田謹吾(重俊)
(大村市立史料館所蔵)

謹吾は、安政元年(一八五四)四月十一日に大村藩士濱田弥兵衛重義と母チカの長男として下久原(長崎県立大村城南高等学校付近)で生まれた。父弥兵衛は中小姓右筆から右筆元締を務め、藩の勤王派として三十七士同盟に加盟した。しかし戊辰戦争の頃に眼病のため、出陣は断念せざるを得なかった。当時、藩校五教館日勤生だった謹吾は一五歳にも拘わらず、父に代わっての出陣を強く希望し、ついに鼓手としての従軍が認められた(158)。謹吾は出征前に自分で五教館の天井に「濱田謹吾名を残す」と墨で大書したと伝えられる(159)。

慶応四年七月、英国船ヒューロン号の入港を待つ間、二十八日に長崎の写真師上野彦馬邸で撮った写真(1-14)には、決意の表情が良く表れている。写真右上に「大村藩 吾往隊」とあるのは、吾往(行)かば共に生きては還らないと言う北伐軍の異名である(160)。

八月十六日、北伐軍は角館に着陣、謹吾は二番隊長黒板新左衛門(歴史学者黒板勝美の祖父)らとともに平福太治右衛門(画家平福百穂の祖父)宅に寄宿した。以来、きく夫人や息子の順蔵(後の穂庵)、また隣家の小林喜四郎にも手厚く遇された。九月十五日の戦闘で亡くなった謹吾の遺体は十七日に「いづめ(飯詰・嬰兒籠)」に入れて運ばれ角館に戻り、平福家



写真1-15 濱田謹吾遺愛品の「太鼓のバチ」と「矢立て」(「濱田謹吾資料」)
(仙北市立角館樺細工伝承館所蔵)

に運び込まれ、同夜常光院で通夜が行われた。平福家・小林家を始め多くの人々の悲しみを誘い、更に戎衣の内襟に縫い付けてあった母チカのを歌に感涙したと言われる。その和歌は当然ながら本来、元歌は一つしかないはずであるが、世間に流布されている和歌は、主旨は殆ど変わらないものの、一部の文言に異なるものがあり、微妙にニュアンスの違いが見られる。この文言の違いは和歌の伝承の間に聞き違いか勘違いが生じていたとされる⁽¹⁶⁾。

大村市教育委員会編『大村の歴史』⁽¹⁶²⁾には、左の和歌が記される。

二葉より手くれ水くれ待つ花の君がみために咲けやこの時

出征する謹吾を励ました歌である。昭和八年（一九三三）、戊辰事蹟保存会がこの歌を大きな石碑に彫り刻んで常光院内の官軍墓地に建てた。歌碑の説明板には、「二葉より手くれ水くれまつ花は君がためにぞ咲けやこの時」と記されている⁽¹⁶³⁾。和歌の文言で大きく違っているのは、角館側で「君がためにぞ」というのに対して大村側では「君がみために」と言っている。主君に配慮して尊敬語として「君がみために」としたか真相は不明とされる⁽¹⁶⁴⁾。同院には濱田謹吾少年記念室が設けられ、関係資料が現在も展示されている⁽¹⁶⁵⁾。なお、写真1-15は仙北市立角館樺細工伝承館所蔵「濱田謹吾資料」の内の二点である。これら、「濱田謹吾資料」は角館の地域史を調査研究した郷土史家・武藤鉄城（一八九六～一九五六）が角館の旧家から発掘したものである⁽¹⁶⁶⁾。

角館の人々は戦死者を手厚く葬った。刈和野で戦死した七人の大村藩士も常光院に葬られた。大村では戊辰戦争後の明治元年（一八六八）、藩主純熙が「旌忠塋」^{（せいちゆうえい）}写真1-13として戦死者の供養碑を建立した。大村護国神社の前身である。この旌忠塋は遺髪を埋めたとの伝承はあるが、遺骨を埋葬した墓ではない⁽¹⁶⁷⁾。

明治十四年（一八八一）七月、謹吾遺族の歎願により、純熙は家従の佐藤甚兵衛と山川精十郎

を角館に遣り戦死者の遺骨を請い受けさせた。遺骨は一旦東京に持ち帰り、大村家の菩提寺である承教寺で、上京していた父濱田重義と御厨善平(北伐軍一番隊小隊長)も加わり供養が行われた。濱田・御厨の両人は遺骨を携え、二十三日長崎に到着、そして翌日大村へ到着し、本経寺に届けた。戊辰戦争時の大村藩隊隊長以下が斎主となり供養を施行後、各遺族へ渡された。謹吾の遺骨は、下久原(久原一丁目)の多々良墓地に御厨善平が斎主となり改葬された。謹吾の法名は「道感院 釈精忠日義居士」である¹⁶⁸。

角館を領した久保田(秋田)藩主佐竹家一門・佐竹北家の家臣石黒織紀直信は、西国遊歴の途次、明治十四年四月五日大村を訪ね、濱田謹吾を始め戊辰戦争戦死者の霊前に詣でた。濱田家等も訪問している。織紀は濱田家で家族・親戚挙げて歓待された¹⁶⁹。

その後、昭和五十四年(一九七九)七月十八日、大村市と角館町(現仙北市)の姉妹都市締結がなされた。以来、官民挙げての交流が続く。平成二十六年(二〇一四)には大村市で、姉妹都市締結三五周年の記念式典が挙行された。

(盛山隆行)

四 賞典禄の下賜と大村藩

戊辰戦争には薩摩・長州藩を中心とする諸藩兵や農兵(農村から屈強な者を徴集した兵士)が多数参陣しており、新政府軍として戦功のあった将士や、協力した人々に対して何らかの恩賞を実施する必要が生じた。つまり論功行賞であり、明治新政府が没収した旧幕府直轄領・旗本領・幕府に味方した諸藩領からの年貢を財源として実施した¹⁷⁰。

明治二年(一八六九)正月十三日、大村藩主大村純熙は重臣大村右近(松浦熙)を上京させて天皇睦仁(明治天皇)の

御機嫌を伺い、後に四月純熙は自ら天皇に拝謁して天盃を賜った。六月二日、天皇は詔を発して戊辰以来の勲功を賞し、仁和寺宮嘉彰親王（後の小松宮彰仁親王）に二五〇〇石、九条道孝・沢為量に各八〇〇石、薩摩藩主島津忠義と久光・長州藩主毛利敬親と広封（元徳）に各一〇万石、土佐藩主山内豊範と豊信（容堂）に四万石、大村藩主大村純熙・鳥取藩主池田慶徳・大垣藩主戸田氏共・松代藩主真田幸民・佐土原藩主島津忠寛に各三万石を永世下賜した⁽¹⁷⁾。各藩への賞典下賜については表1-5の一覧を参照されたい。新政府太政官が大村藩主へ宛てた証書（感状）⁽¹⁷⁾（巻頭写真、写真1-16）には、

大村丹後守

高三萬石

依戦功永世下

賜候事

明治二年己巳六月

と記されている。証書中の明治二年部分には「太政官印」の角印が朱で押されている。また、新政府行政官が藩主純熙に宛てた添書には、大村藩は累年、勤王の志が厚く、丁卯（慶応三年・一八六七）の王政復古以来隠然と兵を京都に出し、続いて東北への戦闘にも軍勢を派遣、死を厭わず奮戦し、皇室の守りとなるため尽力した功績に天皇が感動し、その賞として三万石を下賜したという内容を記している。

表高二万七九〇〇石余の小藩大村藩が薩摩・長州二大藩と土佐藩に次ぐ賞を下賜されたことは破格であった。次いで薩摩藩の西郷吉之助（隆盛）に二〇〇〇石、長州藩の大村益次郎に一〇〇〇石で、大村藩の渡辺清左衛門に四五〇石を下賜し以下三三〇余人に禄位・褒詞・慰労を下賜した⁽¹⁷⁾。

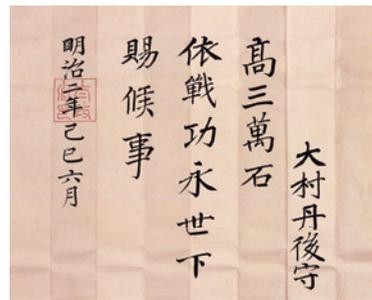


写真1-16 賞典禄三万石証書（大村市立史料館所蔵）

純熙は天皇との拜謁後、日吉(山王)神社(滋賀県大津市)付近の寺院宿舎に戻り重臣を集め、祝いの宴を開き、慶びを分かち合った後、執政針尾九左衛門熙納以下参政及び渡辺昇等を別室に呼び、王政復古に際し大村藩が特に光栄というべき賞典を受けたのは藩士の尽力によると告げ、賞典禄は藩士たちで公平に分けるよう命じた。それに対して

表1-5 賞典禄下賜(授禄藩主等)一覧[合計・39藩(家)]

賞典禄高	藩名	藩主(他)名	石高(表高)
10万0000石	薩摩藩	島津久光・忠義	77万0800石
	長州藩	毛利敬親・広封(元徳)	36万9000石余
4万0000石	土佐藩	山内豊信(容堂)・豊範	24万2000石
3万0000石	鳥取藩	池田慶徳	32万5000石
	大垣藩	戸田氏共	10万0000石
	松代藩	真田幸民	10万0000石
	大村藩	大村純熙	2万7900石余
	佐土原藩	島津忠寛	2万7000石余
2万0000石	佐賀藩	鍋島直大	35万7000石余
	津藩	藤堂高猷	32万3950石
	岡山藩	池田章政	31万5200石
	彦根藩	井伊直憲	25万0000石
	秋田藩	佐竹義堯	20万5800石
	長府藩	毛利元敏	5万0000石
	松前(渡島館)藩	松前修廣	3万0000石
1万5000石	金沢(加賀)藩	前田慶寧	102万2700石
	名古屋(尾張)藩	徳川慶勝・義宣(徳成)	61万9500石
	広島藩	浅野長勲	42万6500石
	出羽新莊藩	戸沢正實	6万8200石
	下野黒羽藩	大関増勲	1万8000石
1万0000石	福岡藩	黒田長勳	52万3100石
	福井藩	松平慶永(春嶽)・茂昭	32万0000石
	久留米藩	有馬頼成	21万0000石
	越後高田藩	榊原政敬	15万0000石
	弘前藩	津軽承昭	10万0000石
	宇都宮藩	戸田忠恕・忠友	7万0850石
	館林藩	秋元禮朝	6万0000石
	出羽本莊藩	六郷政鑑	2万0021石余
8000石	徳山藩	毛利元蕃	4万0010石
6000石	福山藩	阿部正桓	11万0000石
5000石	小倉藩	小笠原忠忱	15万0000石
	柳河(川)藩	立花鑑寛	11万9600石
	富山藩	前田利同	10万0000石
	岩国藩	吉川経健	6万0000石
	信濃須坂藩	堀 直明	1万0053石
3000石	平戸藩	松浦 詮	6万1700石
	松本藩	松平光禮	6万0000石
	上田藩	松平忠禮	5万3000石
1000石	出羽矢島藩	生駒親敬	1万5200石余

※上記、賞典禄授禄者は戊辰戦争(箱館戦争を除く)の戦功によって賞典禄を授禄した者で、各藩主(大名)とその関係者(父など)に限定した。

【註】 霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上・下巻(社団法人霞会館、1996年)から作成。

渡辺昇は「賞典分与は実に重大事で、もし不幸にして、万一その賞の分配を誤れば国が乱れる元となり禍根を培ってしまう。私案として三万石を三分割し、一万石は藩主の元にとどめ、一万石は国産奨励（殖産興業）の資金とし、一万石は文武館（五教館・治振軒）に下付し教育資金として人材養成にお使いになるのが良い。以上が最も良策と考える。」と進言した¹⁷⁴。特に賞典禄を教育費に充てる考えは、小藩大村藩にとって時勢を判断し切り開く能力を持つ人材を育てることにつながり、激動期を乗り越えるために必要とされた手段だった。

純熙は昇の私案を良策と見なしたが、一方で賞典禄を各藩士へ配分したい気持ちもあり、更に配分方法を審議するよう通達した。純熙は七月二十八日長崎に到着し、昇等は賞典禄分配についての先の私案を大村藩の一三隊に掛け、隊員自ら賞典禄分配は不可であると純熙へ建言させた。純熙はその心掛けを賞し一時配分方法の議論を中止させたが日夜藩士の功績を念じて止まず、針尾九左衛門等呼び賞典分配のことを熟議させ、答申させることにした。以来、藩重臣は日々登城し分配について話し合った¹⁷⁵。

新政府軍中枢で活躍した渡辺清左衛門は明治二年七月、民部省へ出仕し民部権大丞を命じられ、次いで三陸磐城両羽按察使判官として戊辰戦争によって荒廃した東北各地を一有余年遊歴して同四年（一八七二）二月大村に帰着し、純熙の命で大村藩大小参事とともに賞典分与について協議した¹⁷⁶。そして案を作成し純熙に具申後一日、純熙は藩士一同を招集し、「海内平定されたが、維新変革の際、不測の事態が起る危険があるので、常備兵一大隊を組織するための費用に賞典禄を使う」と宣言し、藩士一同これに従った。また、常備兵一大隊費用の残りの賞典禄は各分与することにした。同三月、純熙は大参事松浦右近と権大参事浅田進五郎を呼んで賞典禄の内三〇〇石を戊辰戦争等で功績のあった藩士に分配することに決めた（渡辺昇・二〇石、渡辺清・一五石、長岡治三郎・一三石など）。純熙は残る二万九七〇〇石を自分の所得とすることを拒み、先に常備兵一大隊の組織費用に決したことを喜びたかったが、藩内の教育環境を顧みただけ、教育水準は藩士（士族・武士層）は高く、農民・商人の庶民層は未だ低い。費用の許す限り多くの学校を設け、山間僻地であっても広く教育普及の道を開きたいので審議してほしいと大小参事に伝えた。

大小参事は下僚と協議し、歩兵一大隊・砲兵一小隊を編制して常備兵一大隊とし、同時に藩内一二カ所に学校を設け、広く子供を教育に就かせた。常備兵の組織は従来の兵制を改め、四民（士農工商）から強壯の者を選抜し、士族の中で兵役年齢に達しない者や身体虚弱で兵役に適さない者はその食禄に応じて、相当の禄税を出させることに決めた。常備兵一大隊の創設は、武士層のみに兵役を限らなかつたことに注目でき、正に奇兵隊を始めとする長州藩諸隊を念頭に置いたものであり、その後の明治政府の徴兵制（兵役義務）につながるものと考えられる。明治政府幹部・陸軍少将の四条隆謨（幕末の七卿の一人）らが大村を視察した時、常備兵一大隊が創設されていることを実際に見て、驚嘆して止まなかつたとされる¹⁷⁾。

ところで、日本国全体レベルの戊辰戦功賞典禄の下賜に際して、明治新政府内でその戦功取調べに関与した人物は大村藩士渡辺清左衛門と水戸藩士香川敬三（後に宮内省高級官僚歴任・伯爵¹⁷⁸⁾）であった。渡辺は明治二年四月九日、新政府軍務官へ出仕し、賞典取調御用掛に任官、五月二十五日に賞典取調中准五等官¹⁷⁹⁾（『臺山公事蹟』は賞典取調御用掛兵部省五等出仕）に任命されたが、当時取調方頭取は長州藩士大村益次郎で、その下で専任で仕事をしたのは渡辺と香川の二人だったとされる。香川敬三が賞典取調べに関与するのは渡辺より早く、明治元年（一八六八）十一月のことであった。その時行政官からの辞令書には「東北諸藩賞罰取調兼勤被仰付候事」とあって、東北諸藩の賞罰の調査に限定されていた。しかし実際は諸藩だけではなく、調査対象は更に広がったものと考えられている¹⁸⁾。

渡辺が作業に加わってからは、新政府軍諸藩の戦功にランク付がなされて進捗したようである。『臺山公事蹟』から賞典取調べの過程を見てみたい。香川及び渡辺の二人は毎日、取調べに従事し、最初は何を標準として取り調べるべきか方法がなく困難を極めている。段々と協議して、①諸藩新政府軍の戦争度数及び戦争の難易、②死傷の多寡、③戦争の功績の軽重等について一覧表を作成し、これによって順次取調べを行い一カ月を要した。そして成案を大村益次郎に見せたところ、大村は別に胸算があつて各藩の等差を記した表を渡辺らに示した。その表には第一等を薩摩・長州の二藩、第二等を土佐藩、第三等を鳥取・大垣・松代・大村・佐土原の五藩、第四等を秋田（久保田）・岡山・

彦根の諸藩として以下数等とした。賞典は第一等から第六等までを禄としその他を金とし、三等までを上賞とし、六等までを中賞としその以下を下賞とした。これらは渡辺の取り調べたものと大差はなかった。そして当初、朝廷では軍功と復古の功とを合わせて百万石を下賜する内定でこれを二分五厘の割合で現石二万五〇〇〇石を下賜する見積もりであった。よって薩摩・長州の二藩には各六万石宛、土佐藩には四万石、鳥取・大垣・松代・大村・佐土原の五藩には各三万石宛、岡山・秋田・彦根等の諸藩には各二万石宛、それ以下を一万五〇〇〇石及び一万石としてこれを朝廷に上申した。朝廷でも種々評議の末、他の各藩はともかく薩摩・長州の二藩には少なくとも一〇万石を下賜すべきとなった。渡辺等は専ら軍功に関する者を取り調べ、復古に関する者の取調べは行っていない。このようにして、賞典下賜の等差も決定したので、渡辺等はこれに対する感状及び御添書の調査を命じられた。よって、長州藩長松幹と大村藩長岡治三郎がその任に当たり、渡辺及び香川も共にこれを補助した。この賞典取調べについては最初から土佐藩板垣退助とは始終相談をしたとされる。

渡辺は六月四日に賞典取調御用掛免官となり、その勤労を賞し晒布一匹・金一万匹を下賜された。七日には、渡辺個人に対して政府から戊辰戦功等を賞され、賞典禄四五〇石が永世下賜された。これとは別に前掲のとおり、大村藩へ下賜された賞典禄三万石の内、純熙から渡辺に賞典禄として下賜されたのは一五石であった。

薩摩・長州の二藩が政府内の評議によつて、原案六万石が一〇万石に増加された以外は取調べの原案どおり承認されたことになる。前掲、大村益次郎が示した表については、大村市立史料館所蔵大村家史料の中に同内容の表を含む史料「御賞典取調ノ件」が存在する¹⁶⁾。

(盛山隆行)

註

(1) 大村市史編纂委員会編「大村市史」上巻(大村市役所 一九六二)、藤野 保「幕末・維新时期における小藩の構造とその動向」討

- 幕派第二グループの動向をめぐる―(史学研究会編『史林』第四六巻第五号 史学研究会 一九六三、藤野 保「大村藩」長崎県史編集委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三、藤野 保「新訂 幕藩体制史の研究」(吉川弘文館 一九七五、藤野 保「第四章 幕末大村藩の基本体制と政治動向」(大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第三巻「近世編」大村市 二〇一五)
- (2) 前掲註(1)
- (3) 藤野 保「郷村記」と大村藩(藤野 保編『大村郷村記』第一巻 国書刊行会 一九八二)
- (4) 山路彌吉編『臺山公事蹟』(田川誠作 一九二〇 大村芳子 一九八五復刻)
- (5) 大村市立史料館所蔵 大村家史料「(大村藩勤王諸藩交渉記録)」
- (6) 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七) 一九七〜九頁
- (7) 前掲註(6) 二二〜二頁
- (8) 霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』下巻(社団法人霞会館 一九九八)
- (9)、(10) 前掲註(6) (9)二二七〜八頁、(10)二二三〜四頁
- (11) 前掲註(1)、(4)
- (12)〜(14) 前掲註(5)
- (15) 前掲註(6) 一六〜七頁
- (16) 前掲註(4)
- (17) 前掲註(6) 三〇〜一頁
- (18) 前掲註(5)
- (19)、(20) 前掲註(6) (19)二二〜二頁、(20)一九〜二〇頁
- (21) 前掲註(5)、(6) 五二頁
- (22)、(23) 前掲註(6) (22)二二頁、(23)二四〜五頁
- (24) 前掲註(5)、(6) 四三〜五頁
- (25) 前掲註(6) 四五頁
- (26) 前掲註(5)
- (27) 井上 勲『王政復古』(慶応三年十二月九日の政変(中公新書一〇三三)(中央公論社 一九九七 6版)

(28) 前掲註(5)、なお、後に吉井源馬は慶応四年(一八六八)三月に明治政府の長崎裁判所権判事を拝命し、同時期に長崎裁判所参謀助役を拝命した大村藩士楠本正隆とは同僚となった。

(29) 前掲註(5)

(30) 前掲註(27)

(31) 前掲註(5)、(6) 六五頁

(32) 前掲註(5)

(33) 前掲註(5)、(6) 四七頁

(34) 前掲註(5)

(35) 前掲註(5)、(6) 七三頁

(36) 前掲註(1)

(37) 前掲註(5)、(6) 七四頁

(38) 前掲註(6) 七九〜八〇頁

(39) 前掲註(5)、(6) 八〇頁

(40) 清水紘一執筆第一章第四節第二項参照

(41) 前掲註(4)

(42) 前掲註(6) (43) 一三七頁、(44) 一三八〜九頁

(43) 大村史談会編『九葉実録』第二冊(大村史談会 一九九五) 一〇一〜二頁

(44) 島田貞一『伯耆流』(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十二卷 吉川弘文館 一九九二)

(45) 島田貞一『二刀流』(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一卷 吉川弘文館 一九七九)

(46) 前掲註(45) 一七六〜七頁

(47) 大村史談会編『九葉実録』第四冊(大村史談会 一九九六) 二頁

(48) 前掲註(49) 六一頁

(49) 前掲註(50)

(50) 前掲註(49)

(51) 前掲註(49) 五〇頁

(52) 島田貞一『柳生新陰流』(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十四卷 吉川弘文館 一九九三)

(53) 前掲註(49) 五〇頁

(54) 島田貞一『柳生新陰流』(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十四卷 吉川弘文館 一九九三)

- 55) 島田貞一・斎藤弥九郎 (一)初代「国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六卷 吉川弘文館 一九八五) 前掲註(6) 一一〇頁
- 56) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉川弘文館)
- 57) 田端真弓・山田理恵「幕末期大村藩における剣術流派変遷の経緯に関する研究」嘉永7(1854)年の斎藤欽之助の招聘を中心に「日本体育学会編『体育学研究』第56巻1号 日本体育学会 二〇一〇」
- 58) 田端真弓・山田理恵「大村藩における西洋式軍事訓練導入過程と武術」(鹿屋体育大学編『鹿屋体育大学学術研究紀要』第四十四号 鹿屋体育大学 二〇一〇)
- 59) 前掲註(6) 一一三頁
- 60) 大村市教育委員会編『大村市の文化財』改訂版(大村市教育委員会 二〇一〇)
- 61) 前掲註(6) 一一三頁
- 62) 前掲註(6) 一一三頁
- 63) 前掲註(6) 一一三頁
- 64) 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之四十一 複写 千葉氏系譜
- 65) 坂本天山(一七四五～一八〇三)は信濃国高遠(長野県伊那市高遠町)藩士で孫八と称し、天山と号した。父から荻野流砲術を学び、それに独創を加え、安永七年(一七八)砲台「周発台」を発明した。これは左右一八〇度の旋回が可能なばかりか八〇度の仰角をとることができるものであった。天山はさらにこの周発台を中心とした銃砲戦術論「荻野流増補新術」を展開し、まちまちであった銃砲の規格統一を図るべきだとした。十九世紀の新時代に適應する新戦術であった。享和元年(一八〇一)、幕府領長崎に遊学し、乞われて平戸・大村藩士に砲術を指導した。特に長崎では町年寄高島四郎兵衛をはじめ多くの長崎地役人(長崎奉行配下)たちに砲術を指導するなど、同流の普及に尽力し、同三年(一八〇三)同地で客死した。所 荘吉「坂本天山」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六卷 吉川弘文館 一九八五)、有馬成甫「荻野流増補新術」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二卷 吉川弘文館 一九八〇)、安高啓明「坂本孫八墓地」(長崎市立博物館編『長崎学ハンドブックⅣ 長崎の史跡(墓地・墓碑)』長崎市立博物館 二〇〇五)参照。
- 66) 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之四十二上 複写 山口(淵山)氏系譜
- 67) 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之六十五 複写 大島氏系譜
- 68) 大村史談会編『九葉実録』第三冊(大村史談会 一九九六) 二五～六頁
- 69) 前掲註(64)
- 70) 前掲註(68)

- 前掲註(64)、(68)
 河野忠博「大村藩の鉄砲と大砲」(大村史談会編「大村史話」中巻 大村史談会 一九七四)
 前掲註(4)
- 大村市立史料館所蔵 大村家史料「渡辺昇自伝」
 前掲註(6) 一四〇頁
- 前掲註(75)
 前掲註(6) 二三九頁
 前掲註(59)、(72)
- 前掲註(6) 二二頁
 後藤惠之輔「第三章 第四節 大村藩の災害◇コラム◇馬疫死」(大村市史編さん委員会編「新編大村市史」第三巻「近世編」大村市 二〇一五)
- 前掲註(6) (81) 二三頁、(82) 四二頁
- 前掲註(61)
- 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之五十九 複写 末松氏系譜
 大村市立史料館所蔵 大村家史料
- 前掲註(4)
- 前掲註(6) (87)、(88) 前掲註(6) (87) 四三頁、(88) 四八頁
 前掲註(88)、(59)
- 前掲註(61)
- 前掲註(6) 四五頁
- 前掲註(61)
- 前掲註(6) 五六頁
- 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之三十八 川原氏系譜
 前掲註(5)
- 前掲註(6) 六五頁

- 〔97〕 ①「諸家届伺船買入御附札御条約外之船渡来達留 慶応二年」、②「諸家買入物伺御附札 慶応三年外從正月五月至」、③「諸家買入物伺御附札 慶応三年外從六月十二月至」、④「諸家願伺御付札 慶応四年一月〜六月」、⑤「諸家願伺御付札 明治二年正月ヨリ」、⑥「諸藩武器買請諸願 明治二年一月」の史料計六点。石尾和貴(前)、長崎県教育庁学芸文化課指導主事・文化振興課主事。現、長崎県立五島高等学校教諭。)の告示による。
- 〔98〕、〔99〕 前掲註(97) 〔98〕①〜⑥の史料計六点、〔99〕①の史料。
- 〔100〕 石井 孝「運上所」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第二巻 吉川弘文館 一九八〇)、長崎市立博物館編『長崎学ハンドブックⅡ 長崎の史跡(南部編)』長崎市立博物館 二〇〇二)
- 〔101〕 中村 質「長崎会所」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第十巻 吉川弘文館 一九八九)、長崎市立博物館編『長崎学ハンドブックⅠ 長崎の史跡(北部編)』(長崎市立博物館 二〇〇二)
- 〔102〕 浅川道夫「第一章 小銃 エンフィールド銃」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)
- 〔103〕 前掲註(4)
- 〔104〕 浅川道夫・前原康貴「第一章 小銃 シャープス騎銃」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)
- 〔105〕 長崎歴史文化博物館収蔵「諸家届伺船買入御附札御条約之船渡来達留 慶応二年」記載
- 〔106〕、〔107〕 前掲註(105)
- 〔108〕 小山幸伸「幕末維新期長崎の市場構造」(御茶の水書房 二〇〇六)
- 〔109〕 原田博二「(四) 近世長崎の町人文化」(国分直一・立平 進編『西海の歴史と民俗』—九州西岸域の文化交流史— 暁書房 一九八五)
- 〔110〕 前掲註(109)
- 〔111〕 「二分銀」(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』第二版 角川書店 一九九五第二版26版)
- 〔112〕 浅川道夫「第一章 小銃 ウィットウオース銃」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)
- 〔113〕 浅川道夫「第一章 小銃 スナイドル銃」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)

- ⑭ グラバー園管理事務所ホームページ グラバー園 旧オルト住宅 (<http://www.glover-garden.jp/oldalt.html>) 平成二十七年三月閲覧、レイン・アーンズ著、福多文字訳・監訳、梁取和紘訳『幕末・明治・大正・昭和 長崎居留地の西洋人 Westerners of the Nagasaki Foreign Settlement』(長崎文献社 二〇〇二)。同書による。オルトは長崎居留地の商人の中で、大企業経営者の中に位置付けられる。
- ⑮ 浅川道夫「第四章 幕府と諸藩 ● 諸藩 大村藩」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)
- ⑯ 前原康貴「第三章 火砲 仏式四斤山砲」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)
- ⑰ 浅川道夫「第三章 火砲 ポートホイッツル」(幕末軍事史研究会著、新紀元社編集部編『武器と防具 幕末編』(Truth in Fantasy 79) 新紀元社編集部 二〇〇八)
- ⑱ 前掲註(115)
- ⑲ 前掲註(96)
- ⑳ 前掲註(6) 八〇頁
- ㉑ 前掲註(5)、(6) 八〇頁
- ㉒ 前掲註(5)
- ㉓ 前掲註(59)
- ㉔、㉕ 前掲註(5)
- ㉖ 前掲註(5)、(6)
- ㉗ 前掲註(6)
- ㉘ 史談会編『史談会速記録』第五十九輯(史談会 一八九七)、宮地佐一郎編『坂本龍馬全集』(光風社出版 一九七八) 八六三、四頁
- ㉙ 前掲註(5)
- ㉚、㉛ 前掲註(4)
- ㉜ 大村藩の京都屋敷は、大村藩主家菩提寺、本経寺の本山(法華宗六条門流の祖山)である大光山本圀寺(六条堀川)前、現在の京都市下京区中金仏町にあった。なお、本圀寺は昭和四十四年(一九六九)に東山区山科、現在の京都市山科区へ移転し現在

に至る。

- 134 原口 清『戊辰戦争』（瑞書房 一九六三）、大山 柏『戊辰役戦史』二冊（時事通信社 一九六八）、佐々木克『戊辰戦争』敗者の明治維新（中公新書455）（中央公論社 一九七七）、石井 孝『戊辰戦争論』（吉川弘文館 一九八四初版 二〇〇八復刊）、保谷 徹『戊辰戦争』（戦争の日本史18）（吉川弘文館 二〇〇七）、原口 清『戊辰戦争論の展開』（原口清著作集編集委員会編『原口清著作集』第三巻）（岩田書院 二〇〇八）、水谷憲二『戊辰戦争と「朝敵」藩——敗者の維新史——』（八木書店 二〇一一）、箱石 大編『戊辰戦争の史料学』（勉誠出版 二〇一三）以上、先鋒について明確に記していないものもある。
- 135 前掲註（4）
- 136 一番ヶ瀬康子・津曲裕次・河尾豊司編『無名の人 石井筆子——近代を問う歴史に埋もれた女性の生涯（ドメス出版 二〇〇四）、日本近代史研究会編『画報 近代百年史』1（日本図書センター 二〇〇〇）所収 日本近代史研究会編『画報 近代百年史』第二集 1863～1868（国際文化情報社 一九五一）一六八頁の「高輪薩州邸の談判」図
- 137、138 前掲註（4）
- 139 田中 彰『彰義隊』（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第七巻 吉川弘文館 一九八六）、原口 清『上野戦争』（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二巻 吉川弘文館 一九八一）
- 140 飯能市郷土館編『特別展 飯能炎上——明治維新・激動の6日間——』（飯能市郷土館 二〇一一）
- 141 宮田幸太郎『佐賀藩戊辰戦史』（佐賀藩戊辰戦史刊行会 一九七六）
- 142 輪王寺宮とは、現在の栃木県日光市にある天台宗の門跡寺院、日光山輪王寺の住職のことで、当時は伏見宮邦家親王の第九皇子の満宮であり、公現法親王（公現入道親王）と称していた。後の北白川宮能久親王（一八四七～九五）である。川田貞夫『能久親王』（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十四巻 吉川弘文館 一九九三）参照。
- 143 飯能市郷土館編『飯能戦争関係史料集』（飯能市郷土館史料集 第一集）（飯能市郷土館 二〇〇二）
- 144 前掲註（4）
- 145 前掲註（140）、（143）
- 146 前掲註（4）
- 147 鎌田永吉『奥羽越列藩同盟』（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二巻 吉川弘文館 一九八二）
- 148 前掲註（4）
- 149 前掲註（141）

- 150 前掲註(4)
- 151 霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上巻(社団法人霞会館 一九九七)
- 152 三春町編『三春町史』第三巻「近代」(通史編三)(三春町 一九七五)
- 153 前掲註(4)
- 154 前掲註(15)
- 155 前掲註(61)
- 156 前掲註(4)
- 157 志田一夫『浜田弥兵衛』(大村史談会編『大村史話』中巻 大村史談会 一九七四)、前掲註(58)
- 158 志田一夫『少年鼓手 浜田謹吾』(大村史談会編『大村史話』下巻 大村史談会 一九七四)
- 159 前掲註(58)
- 160 ①大村市教育委員会編『大村の歴史』(大村市教育委員会 二〇〇三)、②田中 誠『浜田謹吾をめぐる諸問題』母の和歌伝承による文言の変遷について』(大村史談会編『大村史話』第六十三号 大村史談会 二〇二二)
- 161、162 前掲註(160)
- 163、164 前掲註(161)
- 165 前掲註(158)②
- 166 仙北市立角館榊細工伝承館の教示による。
- 167、168 前掲註(165)
- 169 田中 誠「角館から初めての訪問客」〜石黒織紀翁の旅行記をたどる〜(大村市文化協会編『大村文化』第二十七号 大村市文化協会 二〇二二)
- 170 上野秀治「戊辰戦功賞典取調べについて」(徳川林政史研究所編『研究紀要』第三十号 徳川林政史研究所 一九九六)
- 171 前掲註(4)、霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上・下巻(社団法人霞会館 一九九六)
- 172 大村市立史料館所蔵 大村家史料
- 173、177 前掲註(4)
- 178 前掲註(162)
- 179 我部政男・広瀬順皓編『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書』下巻(柏書房 一九九五)

(180) 前掲註(162)
(181) 大村市立史料館所蔵 大村家史料

参考文献

- 岩倉公舊蹟保存会編『岩倉公実記』中巻(岩倉公舊蹟保存会 一九二七)
杉谷 昭「政治・教育・文化編 第一章 長崎県の成立と文明開化 第一節 長崎府の政治的位置」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)
杉谷 昭「東久世通禧『西航日記』に見る五卿筑前動座の経緯」(諫早史談会編『諫早史談』第四十号 諫早史談会 二〇〇八)
杉谷 昭「幕末政治史における「動座」の視角」(諫早史談会編『諫早史談』第四十一号 諫早史談会 二〇〇九)
杉谷 昭「仙台・伊達家文書に見る奥羽越列藩同盟」(諫早史談会編『諫早史談』第四十二号 諫早史談会 二〇一〇)
杉谷 昭「三条実美公にみる五卿筑前動座について(続)」(諫早史談会編『諫早史談』第四十三号 諫早史談会 二〇一一)

第二節 長崎裁判所・三治制

一 長崎裁判所

慶応三年(一八六七)十月十三日(九月八日・明治と改元)、大政奉還の前日、最後の長崎奉行・河津伊豆守祐邦が着任した。十一月六日には、大政奉還の報が長崎にも到着、十二月二十六日には、王政復古の号令が出されたことが知らされた。鳥羽・伏見の戦況が伝えられたのは翌年一月十日であった。

奉所の河津は、長崎脱出の計画を立て、まず筑前藩閥役・栗田貢、土佐藩・佐々木三四郎(高行)、薩摩藩・松方助左衛門(正義)、肥前藩(鍋島)・大隈八太郎(重信)らと謀り、一時、東上^{江戸}したいと思うので後事は、各藩協議の上、長崎の治安秩序を維持するように望みつつ、奉行脱出のことが、人心の動揺を招くことを恐れ、密かに西役所をそこより奥まった位置にある立山へ移転することを布達した。こうして一月十三日夜、奉行は、予め手に入れた英国船で

巧妙に長崎を脱出したのである。

大村純熙は藩主のまま、長崎奉行を兼帯し（文久三年五月二十六日）、文久三年八月八日付で長崎惣奉行に任命されていた。もつとも病を理由に家老に代行させており、十二月十二日、正式に就任した。ちなみにこのとき、奉行は服部常純との二人制でもあった。

大村氏は外様大名であったものの、幕府からは好遇されていた。

しかし藩内事情としては、佐幕派の家老職の四名が勤王派を弾圧しようとしたので、「三十七士同盟」（前出）の結成をみるに至ったのである。元治元年（一八六四）九月二十一日、長崎惣奉行を辞任した。

奉行所閉鎖後は、長崎に在住していた、諸藩の間役、有力者（町衆）によって「長崎会議所」が設置され、諸藩の代表者と地役人による合議をもって支配することの盟約がなされた。

外山幹夫『長崎奉行』（中央公論社 一九八八）によると、「ともかく奉行の命により、十四日早朝から立山奉行所へ荷物の引越しが始まった。これは夜にまで及んだ。夜は夜で引越しの祝いとして、立山奉行所から二六〇人分の料理の注文が出された。ところがこれが突然取消された。この話を伝え聞いた立山奉行所の近所では大騒ぎとなった。一方西役所近くの薩摩屋敷では夥しい人の出入りがあった。こちらではまた、薩摩屋敷から兵を繰り出し、西役所を占領するとか、料理の注文が取消されたのは奉行が殺されたからだとか、いや奉行はずつと以前に長崎から逃げ去ったのだなど、さまざまな噂が流れた。そのため町民は一月十四日深更から翌朝にかけて落着かず、一睡もしないで、危急に備えて身の廻り品をまとめ固唾をのんで事態の推移を見守った。」状況であったという（「長崎県史稿」参照）。

盟約に参加した諸藩は、薩摩・長州・土佐・安芸（浅野氏）・大村・宇和島（伊達氏）・対馬・加賀（前田氏）・柳川（立花氏）・越前・筑後・肥後・筑前・肥前（鍋島氏）・平戸・五島他の諸藩であり、各藩の代表者は次のとおりであった。

薩摩 松方助左衛門 長州 楊井謙蔵

土佐 佐々木三四郎 安芸 国枝興助

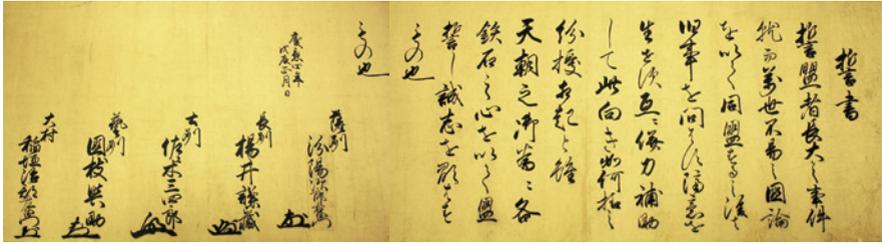


写真1-17 誓書 慶応四年戊辰正月 (長崎奉行所関係資料(国指定重要文化財))(部分)

(長崎歴史文化博物館収蔵)

大村 稲垣治部左衛門 対馬 岩崎波江
 宇和島 井関斎右衛門 筑前 栗田 貢
 加賀 高橋庄兵衛 越前 木内甚兵衛
 柳川 山上九左衛門 筑後(久留米) 金井新左衛門
 肥後 宮村庄之丞 肥前(佐賀) 大隈八太郎
 小倉 重松善左衛門 小倉 黒部彦十郎
 平戸 服部源五左衛門 五島 奈留帶刀
 島原 真田源右衛門

幕政時代から長崎警備に当たっていた諸藩がそのまま支配体制を取ったと思われるが、「長崎県史稿」など史料によつて藩にいくらか異同もあり、各藩の盟約をみると、
 「京摂の間、戦争の確証を得、^(結果)徳川氏朝敵たるを識る上は、鎮撫のこと当地に限らず、
 九州一般に及ぼし、すでに肥後の天草、豊後の日田に至るまで其の事に及び候」とあつて、鳥羽・伏見の戦(二月七日)の報告が伝えられ(二月十日)、新政府軍の勝利の結果、九州一円の監督庁(長崎奉行所)の管下を会議所のもとに共同管理することになった。

戊辰戦争で新政府軍は、各方面に鎮撫総督を派遣した。その各総督は没収・直轄とした旧幕領には裁判所(行政府)を設置して統治の中心としていった。裁判所で最も早く設置されたのは、慶応四年(一八六八)一月二十七日大阪で、二月一日に長崎、二日に兵庫(神戸)、十九日京都、三月七日大津、十九日横浜(四月二十二日神奈川裁判所と改称)、四月十二日箱館、十五日笠松、十九日新潟・但馬府中、二十四日佐渡、二十九日三河と一ニカ所に設置した。

慶応四年一月二十五日、九州鎮撫総督に澤宣嘉が任命され、二月二日には長崎裁判所総督を兼ねることになり、同三日に発京している。二月十五日着府以来、九州地方を統轄する方針で組織を作り、活動を始めた概略は「長崎県史稿」などによってもうかがうことができるが、その細部にわたっては従来不明であった。

東京大学史料編纂所所蔵の「九州事件并長崎裁判所御用仮留日記」(朝延伺定并地下申渡)(一)、(二)によって、長崎裁判所及び長崎府の内部で検討された諸問題、裁判所及び府の機能、性格を、およそうかがうことができる。同日記は、早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」の澤宣嘉書翰などと対照することによって、澤の自筆の日記であることが分かる。

日記の巻頭には、一月二十五日、鎮撫総督兼外国事務総督また参与を拜命、二月二日に裁判所総督拜命、三日に発京、十五日着府とある。着府と同時に次のような達の下書を記している。すなわち、「当所の義は旧弊もつとも多端の上」と警戒し、「徳川」の奉行の脱走の件にも触れ、「百事紛乱」「下民の煩ひも少なからず」、そこで「人材登庸、旧弊一新」「奸吏を除き」「登庸然るべく治定」して改組を目指していた。更に詳細については、「表御用帳」(所在不明)に記載したと注記している。

当面の諸問題について七カ条の伺を二月十八日付で政府副総裁宛提出しているが、その諸問題の一つは、キリスト教対策であった。

「皇国中一途ニ教法これなくては、彼の法を破り候事、相成がたく」とあり、日本の宗教が一神教(一仏教)にまもらない限り、キリスト教を排除することは困難であると長崎の実状を述べている。当時の新聞『日々新聞』『横浜新報もしほ草』などによると、長崎、天草の各地でキリスト教徒の信仰は活発であったので、澤も注目していたと推察される。



写真1-18 澤宣嘉肖像写真(写)
(長崎歴史文化博物館収蔵)

表1-6 裁判所職制

参謀	井上間多(聲)	長州①
参謀	町田民部	薩摩①
判事(参謀)	野村盛秀	薩摩②
判事(参謀助役)	佐々木三四郎 ^(高行)	土佐①
参謀助役	松方助左衛門	薩摩③
参謀助役	楊井謙蔵	長州②
権判事	吉井源馬	土佐②
参謀助役	楠本平之丞(允) ^(正隆)	大村①
兵隊御用掛	石田栄吉	土佐③
兵隊御用掛	光田三郎	長州③
御料所取調掛	福田 与	大村②
御料所御用掛	野村要助	土佐④
御料所御用掛	長谷川範蔵	福岡①
諸向取調御用	岡田実明	土佐⑤
御料所取調掛	加屋栄太	熊本①
御料所御用掛	古賀一平	佐賀①
神社取調掛	坂田諸遠	秋月①
運上所掛	中野剛太郎	佐賀②
御領所御用懸	中川栖山	土佐⑤
諸向取調掛	深沢南八郎	
諸向取調掛	菅野覚兵衛	土佐⑥
学局督学教授	丸山作樂	島原①
御領所取調掛	長岡新次郎	大村③
御領所取調掛	渡辺 昇	大村④

【註】 東京大学史料編纂所蔵「九州事件并長崎裁判所御用仮留日記」、長崎市史編さん委員会編「新長崎市史」第三巻近代編から作成。

裁判所の職制については、総督・堂上・各一人、輔・一人、判事・判官・各二人、属・録事・延べ三人が上級職で、他の役職は、表1-6のように、当時の有為な人物を配っていたことが分かるが、裁判所設置前における「長崎会議所」のメンバーの中から、土佐・大村・薩摩・長州・佐賀・福岡・島原などの各藩出身者が中心勢力として役職についていることは、新政府の性格が、九州支配の上にも、はっきり現われてきたといえることができる。

新政府へ出した「伺」のうち、「肥筑両藩当所(長崎)警衛の義、仰せつけられ候えども、今般御改政につき、その義、免ぜられたく候、もつとも警衛むき、ならびに砲台などは、大村よりうけ持ち候ことに仕りたく候」とあって、佐賀・福岡両藩が「幕命」で担当していた役割を、新政府としては大村藩の担当に改めようとしたのである。政府の回答は、「とくに鍋島が「国力」を傾けて警備の充実を計った点」を挙げ、「熟考」するようにと指示したが、佐賀藩主が諸設備を「献上」とすると申し出たので、順調に交代が実現したようである。これも幕政時代を否定して、九州支配を新政権に集中しようとする施策であった。外国商人に対する負債についても、全国的な視野のもとに、政府において事後処理を統

轄する方向へ持っていくようとしているが、容易に解決をみるに至っていない。

次に問題になっているのは、キリスト教徒の処分についてである。四月になつてから、「邪徒始末、教示」のことが連日、議題となり、「外国御交際」との関連も重視され、「今日急務条々」

として審議が進められた。「浦上村邪徒……巨魁五、七人は処罰し……他ノ数百人は自ら改心」を期待していたが、中央政府との交渉が進まず、五月十三日、大村藩主・木戸孝允・佐々木高行・井上馨・野村盛秀らが集まって協議したが、まず澤は、キリスト教徒の中心となる者を、六、七人、厳刑に処し、他を悔悟させる、それでなければ、二、三〇〇人を軟禁して説諭するという持論を主張、もし政府案を採用としても、経費、輸送力、護送人員などで難点があると反対した。

結局、この問題は政府案どおり五月二十一日から実施の運びとなり、合計三四一四名が二四藩に預けられた。信教の自由は、明治六年（一八七三）二月二十四日のキリスト教禁制の高札の撤廃まで実現しなかった。

五月四日には長崎裁判所は長崎府と改称され、六月一日、太政官の「御沙汰」によって、澤宣嘉は長崎府知事に任命された。このとき参謀助役の楠本正隆は知府権判事となった。

東北出兵（第一節に既述）については、七月三日、軍防局から府の精兵二〇〇名を北越へ派遣すべき指令が届いている。

前掲、「九州事件并長崎裁判所御用仮留日記」七月九日条には、

一、副島二郎（種臣）来（廿六日発京、五日大坂発）御内勅之趣申演、左之通、当時、東北賊徒猖獗ニ付、急速出兵之事、申来示談、尤入費之義ハ如何程ニ而か、自朝廷ニ、差立られ候由。

長崎振遠隊 凡二百五十人

大村 凡二百人

嶋原 凡四百人

松浦（平戸） 凡四百人

筑前 千人

佐賀 千人

右馬関江集会、尤爲大督、岩倉下向之由、先秋田屯集之官軍応援として庄内ヲ襲ひ候策

とあつて、直ちに島原・大村・松浦を始め諸藩に指令を出している。その結果、振遠隊六中隊・島原一五〇人・松浦三七〇人・筑前一〇〇〇人が早速、請状を出している。

こうして動員された援軍は、次々に東北へ向かった。国内統一戦争が実質的に成功を収めたのは戊辰戦争(東北戦争)の終結にあつたことからしても、長崎府における九州諸藩兵の動員は、府の果たした機能のうち最大のものであつたと考えられる。同時に九州支配の実権を表現している。

その後、明治二年(一八六九)六月二十日付、『太政官日誌』によると、長崎府は「長崎県」となり、七月二十四日、度会・甲斐・奈良・箱館の各府も県となり、二十五日、越後府が水原県と改称された。東京府・京都府・大阪府は残り、東京府は昭和十八年(一九四三)七月一日、東京都となつた。

二 三治制

三治制の施行に当たつては、中国の「府」「州」「県」という行政単位に準じて、「府」「藩」「県」を設けた。これは、幕藩体制に対立する郡県制(中央集権制度)を意図したものであることは明白である。府県制への過渡的な行政区制として三治制を採用したと推察される。

明治二年五月の「公議所日誌」によると、政府(制度寮)側の原案として、

大國ハ一府ヲ設ケ、小國ハ近傍ノ國府ニテ、管轄スベシ。每府、知府事一人ヲ置クベキ事。

大凡、十萬石ノ土地毎ニ一県ヲ設ケ、知県事一人ヲ置キ、其國府ニ屬スベキ事。

府県ノ知事ハ、当分ヲ限り、旧藩主并執政・参政、中ヨリ、任ゼシムベキ事。

などと示している。しかし各藩代表は、各種各様の意見をそれぞれグループ毎に出し合い、簡単に結論は得られなかつた。しかし、この議論は、三治制施行後約一年の時点でのものであり、藩は廃藩置県まで存続し、県は、もつぱら幕藩

制における幕府の直轄領(天領)を改名したものにすぎなかった。

「ちなみに明治二年五月の公議所においては、「大藩ヲ府中、小藩ヲ県ト改ムル」とか、「藩主即チ知事ニ任ズル」・「藩臣ハ朝臣トシ」・「知事ハ大故ナケレバ、世襲ノ事」など、まちまちで、中には参勤交代まで再現する意見さえみられた。

(杉谷 昭)

参考文献

- 外山幹夫『長崎奉行』(中公新書)(中央公論社 一九八八)
- 長崎歴史文化博物館収蔵『長崎県史稿』
- 東京大学史料編纂所蔵『九州事件』并長崎裁判所御用仮留日記(朝廷伺定并地下申渡)(一)、(二)
- 早稲田大学図書館所蔵『大隈文書』
- 石井良助編『太政官日誌』第三卷(復刻版)(東京堂出版 一九八〇)
- 大久保利謙『明治新政権下の九州』(福岡ユネスコ協会編『明治維新と九州』九州文化論集(3)) 平凡社 一九七三)
- 杉谷 昭『明治初年における三治職制の府について』(九州大学文学部内九州史学会編『史淵』第九十四輯 九州大学文学部内九州史学会 一九六五)
- 杉谷 昭『明治初年における府・藩・県三治制について』(法制史研究編集委員会編『法制史研究』16 法制史學會年報 法制史學會 一九六六)
- 杉谷 昭『明治初年における長崎府考』(竹内理三編『九州史研究』竹内理三先生還暦記念論文集 御茶の水書房 一九六八、藤野 保編『九州と明治維新』(一)九州近世史研究叢書第十二卷 国書刊行会 一九八五)
- 杉谷 昭『政治・教育・文化編 第一章 長崎県の成立と文明開化 第一節 長崎府の政治的位置』(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)
- 原田博二『第一章 近代都市長崎のさきがけ 第一節 維新直後の長崎』(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第三卷「近代編」長崎市 二〇一四)

第三節 神仏分離と神社改正

一 神祇官事務局布達

我が国の神道・仏教の両宗教は一〇〇〇年以上にわたり独自の習合文化を生み出し、それは神仏習合と言われてきた。既に奈良時代に越前国氣比神宮には神宮寺が建立され、神社に付属する神宮寺が出現した。九州では同時代に宇佐神宮の神宮寺として弥勒寺が建立されている。この神仏習合は本地垂迹説で理論づけられ、本地は仏でありその仏が化して現れたものが神とする思想であった。例えば伊勢神宮に祀る天照大神の本地仏を東大寺の盧舎那仏とするなど、仏に対して神を低く位置づけるものであった。神は仏の化身とすることから、その神を指して「権現」という言葉が多く使われた。神仏混沌としたこのような状態は江戸時代にまで及んでいた。

しかし明治新政府は新しい国家建設を進めるなか、神道を「国家の宗祀」と位置づけ、神社から仏教色を排除するために発されたのが神仏分離令である。この分離令とは、明治元年（一八六八）三月十七日「神祇事務局ヨリ諸社へ達」（神祇事務局第百六十五）に始まる一連の布達を総称するものである。

まずこの十七日付で全国の神社に対し、「別当」「社僧」と呼ばれた神社付属の僧侶に還俗を命じた。三月二十八日には、神名に仏語を用いている神社の書き上げを命じ、仏像を神体としている神社は仏像の取払い、本地仏・鰐口・梵鐘の撤去を命じている（神仏判然令）。閏四月四日には別当・社僧は還俗の上、神主・社人の名称に替え、神道に転じるべき布達が出され、更に同月十九日には神職家は家族に至るまで仏葬をやめ、神道式での葬儀を営むように命じた。

この神仏分離令の一部には廃仏毀釈はいぶつきしやくと取り違えられ、寺院や仏像の破却行為に及んだ地域もあった。例えば伊勢の神領では明治二年（一八六九）三月の明治天皇行幸までに、領内の一九六カ寺の総てを廃寺としている。奈良の興福寺は、僧侶全員が還俗して春日社の神官となったために無住となり、管理は西大寺や唐招提寺に依頼する程、切迫し

たものであった。

二 大村藩における寺院の廃寺と修験者の神職化

神仏分離は当然大村領でも行われることとなった。その経緯は「九葉実録雜誌」卷之六の記録によって詳細に分かる(1)。冒頭には次のように記される。

明治三年九月一日神社改正并氏子規則條件

今度神社改正被仰出候所、以者最前天朝より諸國神佛の混淆こんじょうせるものを辨拆べんせつ廢替はいたいし、且氏子編制すべきの命あり、神浦弥門・稲毛惣左衛門及び二三名をして其事ニ任せしむ、即朝旨ニ基き佛体なるものハこれを廢し、神体佛名なれハ其名を改め、神名佛体なれハ亦之を廢す、其廢するもの皆寺院ニ送る、遂ニ一村一社の例を以て大ニ沙汰する處あり、或者村の大なる處者二三社を建て詣人の便を取るものあり、盡く神道を以て祭る

明治政府が明治元年の三月から順次発した分離令は、大村藩においては明治三年(一八七〇)には具体的に進められていた。神浦・稲毛の両氏をその任に当たらせ、神体の呼称に仏教色がある場合は神号に改め、仏像を神体としてきた場合は廢止して寺院に託することを指示している。

個々の寺院に発した分離令を見ると、真言宗宝円寺に対して大村藩は明治三年九月に次のような布達を出している。

口達

寶円寺江

一官職迄ノ間祭服之儀、風折烏帽子淨衣指貫可相用事

一其寺内勸請之千手觀音、本經寺番神堂江遷座向後御祭祀之事

一旧多羅山大権現之本地佛ハ社寺局江、自餘之諸仏ハ本經寺江遷坐可致事

但神名たりとも仏体なれハ本行之通

一撞鐘堂廢止、鐘ハ社寺局江可相納事

一 姓名自撰可相回事

一 神拝式并祓書追而可相渡候、潔齋之上拝受神勤可致事

一 本堂寺御廃止之事

一 仏具一切可取除事

一 神輿降臨之祭式御廃止之事

宝円寺は大村城下鬼門に当たる池田山に大村家祈願所として、万治三年（一六六〇）に建立された。藩内の各戸には「寶円寺納」という出目銭が課せられ、大村藩鎮護の寺院としての格式を有してきた。この主要寺院に対する措置は、僧侶の神職への還俗、寺院内本地仏等の藩庁・本経寺への移転、撞鐘堂つづかねどうの廃止、末寺本堂寺の廃止、仏具一切の撤去、祭礼時の神輿渡御の廃止などと徹底的に仏教色を廃し、宝円寺は熊野神社として存続した。

大村藩は明治三年九月に各寺院に先のような布達を発した後、同年閏十月二十五日付で当藩での神仏分離の状況を神祇官へ報告し、その控を「九葉実録雑誌」巻之七(2)に収録している。その結果、廃寺となったのは八カ寺に及んだ。その寺院名・廃寺僧侶の還俗先・還俗僧侶の神職名・廃寺仏像の帰属先を一覧化すると表1-7のとおりである。

真言宗寺院六カ寺、天台宗一カ寺、修験院一院である。平安期に神仏習合を進めたのはこの真言・天台の密教系であり、その産物が修験道であった。江戸時代に至っても、これらの宗派は神仏習合の風が強かったのである。

表1-7に従うと宝円寺最後の住職・寛仙は、還俗して里見速磨と名乗り、同境

表1-7 神仏分離令による大村藩内廃止寺院一覧

No.	寺院名	宗派	所在地	帰属神社	復飾神職名	本尊諸仏移管先
1	宝円寺	真言宗	大村	熊野神社	里見速磨	本尊は本経寺番神社・本地仏は社寺局
2	観音寺	真言宗	大村	英彦山神社	松本千古	本地仏は社寺局・諸仏は正法寺
3	円成院	天台宗	大村	野田神社	宮城盛	長安寺
4	快行院	大峰派	大村	三輪神社 稻荷神社	末次重門	正法寺
5	聖宝寺	真言宗	竹松村	大神宮	真垣己英	最寄の寺院
6	神通寺	真言宗	浦上村	岩屋神社	深山澄守	本地仏は本経寺・諸仏は最寄の寺院
7	東前寺	真言宗	波佐見村	昊天神社	亀尾寿	最寄の寺院
8	安全寺	真言宗	彼杵村	熊野神社	高原清美	最寄の寺院

【註】 大村史談会編「九葉実録」第五冊（大村史談会、1997年）425～426頁をもとに作成。

内にあつた多羅山大権現を改称した熊野神社の神職となつてゐる。廃寺となつた宝円寺本堂は、福重の妙宣寺本堂が焼失したために明治十八年（一八八五）に当寺に移設された。金三五円で買い取られたといふ(3)。

杭出津にあつた観音寺も廃堂となり、別当職の僧・寛高は松本千古と改称して同境内の英彦山神社の神職となる。しかしこの英彦山神社もこの後、永く続くことはなかつた。

富松神社所蔵文書のなかに長崎県令宮川房之に宛てた、次のような英彦山神社合併願ひがある。

字久出津鎮座

一 英彦山神社

右同村富松神社へ合併

右ハ従来私共居村限り崇メ祭祀罷リ在リ候処、追年御社殿ノ造営モ行届カズ、時々祭奠等モ相怠リ自然敬神ノ御趣意ニモ相戻リ候様権移恐縮ニ罷リ在候事ニ付、御差支之節モ之無ク候ハ、前記ノ通り合併命ゼラレ下シ置カレ度、然ル上ハ合祭相成リ候ニ付敬神ノ道モ相立チ、費用モ自ラ相減ジ申ス可ク有リ難キ仕合セニ存ジ奉リ候、右村中協議ノ上総代私共ヨリ此段願ヒ奉リ候、以上

第十一大区二小区大村総代

明治八年九月

寺田 満右衛門

朝長 兼八

長崎縣令 宮川房之殿

この合併願ひによると、今後、社殿建物の維持管理と祭典の厳修に不安を感じ、また合祀による経費の軽減等を合併の理由として挙げてゐる。かつて江戸期には、英彦山大権現は藩主直祭の神社として藩の保護を受けていた。しかし明治三年の神社整理により下池田と新城が氏子地域となり(4)、この氏子衆では維持の困難さから、富松社への合併を望んだのである。

仏教色を廃し神社優勢を目指した神仏分離であったが、当の神社の側にも護持をめぐってこのような問題が生じていた。

神仏分離令の影響を最も受けたのは、神社の別当職として仕えていた修験者たちであった。「九葉実録雑誌」巻之七には、明治三年閏十月二十五日付で修験者にも還俗を命じたことを記す。次のような具合である。

同国同郡萱瀬村熊野神社別當

彦山派修験寶藏院改

一 熊野神社

神職 宮田 寛

右熊野神社元熊野権現卜相唱候得共今度権現号ヲ廢シ

寶藏院儀ハ旧来同社之別當ニ付復飾神職申付候

この記述は従来の修験者と神社との関係もよく伝えている。彦山派の寶藏院は、かつての熊野権現に仕える修験者であり、その立場を別当といった。しかし明治初年の神仏分離令によって、修験者の立場で熊野権現に仕えることはできなくなり、還俗して宮田寛という神職名に改称し、熊野権現改め熊野神社(原町)の神職となったというのである。

修験者の多くはこの寶藏院のように院号を名乗ったが、決して何々院という小規模な院殿を構えていた訳ではない。修験者の名乗りとして院号を称しただけで、実質は神社に仕える者であった。その姿が前述のように改められたのである。

このような改革によって還俗し神職となった者は、大村領内で四二例を数える。還俗した修験者名・修験派・所在の村名・帰属神社・改名した神職名などを一覧化したのが表1-8である。



写真1-19 寶藏院跡(現・熊野神社)

表1-8 神仏分離令による修験院還俗・神職一覧

No.	修験院名	修験派	所在	帰属神社	還俗名
1	賢應院	大峰派	大村	天満宮	森美佐記
2	理性	仏説	竹松村	八幡宮	滋賀直衛
3	宝正院	大峰派	福重村	大神宮	松本伊津見
4	宝藏院	彦山派	萱瀬村	熊野神社	宮田寛
5	智性院	彦山派	松原村	大神宮	牧山茂樹
6	大乘院	彦山派	鈴田村	大神宮	山口徳三
7	善應院	大峰派	三浦村	宮寺神社	宮本佐次馬
8	晋明院	彦山派	千綿村	天満宮	宮川深水
9	西宝院	大峰派	千綿村	大神宮	肥後三代志
10	正寿院	彦山派	彼岸村	諏訪神社	深井鞆男
11	観成院	大峰派	川棚村	八幡宮	川崎静江
12	普門院	彦山派	川棚村	長濱神社	朝尾千秋
13	胎藏院	彦山派	波佐見村	白山神社	相良深江
14	寿明院	彦山派	波佐見村	鹿山神社	宮川守衛
15	金剛院	彦山派	波佐見村	井石神社	岡沢浪江
16	般若院	彦山派	宮村	宇都宮神社	生田門衛
17	遍照院	彦山派	浦上村	住吉神社	松江新
18	験学院	彦山派	時津村	熊野神社	熊原早也
19	得成	彦山派	壺木力村	熊野神社	吉田安衛
20	大立院	彦山派	大串村	中山神社	滝川速水
21	善光院	大峰派	大串村下岳郷	下岳神社	宮永久徳
22	光明院	大峰派	長浦村	三社大神	杉本喜代馬
23	般若院	大峰派	長浦村	三輪神社	青山廣記
24	理明院	大峰派	川内村	八幡宮	野田早苗
25	真祥院	大峰派	西海村村松郷	豊島神社	森山守也
26	智順	彦山派	八木原村三町分	志加海神社	熊野糺
27	弘学	仏説	八木原村三町分	洲寺神社	宮寄宮吾
28	寶泉院	彦山派	横瀬村	三社大神	本田廣志
29	正明院	彦山派	面高村	竈門神社	山田垂穂
30	観礼	仏説	中浦村七ツ釜	焼火神社	峯田津見
31	傳順	仏説	中浦村七ツ釜	宗像神社	久保田廣美
32	恭王院	彦山派	瀬戸村	長濱神社	高木建彦
33	正寶院	彦山派	雪浦村	熊野神社	森千久彦
34	南龍院	大峰派	神浦村	神浦神社	宮本春喜
35	正学	仏説	神浦村	大野神社	中尾摩佐喜
36	吉祥院	彦山派	三重村	大神宮	山本三善
37	宝学院	大峰派	三重村	熱田神社	毛利等
38	金藏院	彦山派	式見村	乙宮神社	松本實探
39	普賢院	彦山派	福田村	白髭神社	猪股谷衛
40	本祥院	彦山派	福田村	天満宮	宮本知里
41	長壽院	大峰派	大島村	大島神社	長尾佐織
42	栄正院	大峰派	平島村	豊姫神社	森彌織

【註】 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会、1997年) 425~430頁をもとに作成。

大村藩政時代に疱瘡患者が発生すると、患者の家を祓い清める「跡祓い清め」という祓い行為が行われるのが常であった(5)。その多くは修験者によって行われていた。このように庶民の身近な民間信仰を支えていたのは修験者たちであったが、明治の到来と共に姿を消した。

表1-8によると、藩内の地方・向地・内海・外海と修験者が万遍なく分布していた様子がうかがえる。還俗し神職となった家系のなかには、今日まで帰属神社の神職家を継承している家もある。例えば川棚・八幡宮の川崎家、杵岐木(伊木力)・熊野神社の吉田家、横瀬浦・三社大神(現・横瀬神社)の本田家、式見・乙宮神社の松本家、福田・天

満宮の宮本家、なお鈴田の大乗院は表1-8には山口徳三と見えるが、本来は菊池家であり、その家系も大神宮神職家として今日まで続いている。また波佐見の井石神社の岡沢家も平成年間の初期まで存続した。こういった家系は本来修験者であった。

表1-8のなかに「仏説」とした者が五人登場する。竹松村「郷村記」によると妙見庵に住した理性を本家とする。春秋の二季に「荒神祓の地神経を琵琶に弦し、家々を修行するなり」と見える⑤。また「九葉実録雑誌」卷之七②には理性を、

右理性儀仏説ト相唱神仏両部ヲ以業躰ニ任、竈神祓仕候

と説明する⑧。この二つの記述から地・水・火の三宝荒神の祓いを専らに行う宗教者であった。琵琶を弾きながら家内の竈、屋敷の土地・井戸などを祓い清めたものと思われる。その起源は盲僧であり、文明十二年（一四八〇）の大村純伊婦郡の際に功績があつて大村に住し始めたこと、「郷村記」は伝える。また同記には「理性配下仏説」として、大村藩内の地方・内海・向地に一五人の仏説が居たことを記す。

表1-8に見えたようにその内の五家は神職となり神社に仕えた。他の仏説については、「九葉実録雑誌」卷之六⑨は次のように記す。

今度左之仏説帰農被仰付格別之思召を以作所一段充被下置、此旨可被相達候事

鈴田 清順	小路 善立	八幡 右京	福重 教春	福重 祥山	千綿 恵祥
彼岸 本智	長与 玄覚	西時津 本覚	長浦 圓立	小迎 寶順	横瀬 慶順

一・二家の仏説は帰農、すなわち藩から一反の農地を貰い農業に転じている。明治初年の仏説家数は「郷村記」の記録数より二家増えている。

三 大村藩における神社改正

神仏習合の風が強かった寺院、修験院の整理が行われる一方、神社改正も進められた。明治政府は明治元年三月二十八日付で神社における仏教色を排除する、いわゆる神仏判然令を出していた。これを受けて大村藩においてはどのように実行されたのであろうか。

明治三年の九月には一六項目からなる「神社改正規則」[10](#)を定めている。各項目を要約すると次のとおりである。

一、諸神社の祭礼を僧侶が営むことを禁止する。

附、これまで氏子達が数珠を以て神社参拝を行うこと、神前において題目・経文を唱えることがあったが、これを禁止する。

二、藩内の神社は大小の区別なく神職をもって神務の勤めをなすべきこと。

三、権現あるいは祇園、聖、真子などの仏語を神号に用いることを禁止する。

四、仏像を以て神体とすることはならず、神体に改めること。

五、神前に鰐口、経巻などの仏具を置かないこと。

六、境内の撞鐘堂は取り除き、その鐘は藩の社寺局へ納めること。

七、本地仏と称して神殿に仏像を副祭し、あるいは仏像を境内に勧請している場合は、取り除き、その仏像は寺院へ移管すること。

八、神号を改称した神社は、鳥居や旗の文字に至るまでそのように改めること。

九、寺院内に神社を建て置くことはならず、最寄の神社へ遷座すること。

十、仏像は村郷鎮守、その外大小の神社の差別なく寺院へ移管すること。

十一、寺院へ移管する諸仏は、いずれも寺院または最寄の寺院の勝手の良い処へ安置すること。

十二、屋敷内は勿論のこと、家内に至っても仏壇の外に仏像を祀ることはならず、その家々において取り除くこ

と。

十三、村郷の鎮守は一村一社、あるいは二・三社、四・五社、村の大小や地理の遠近によって残しておき、その外の神社は大小に拘わらず鎮守社に合祀・副祭するべきこと。加えて祭神が神体としてふさわしくない神社は、いずれも廃止すること。

但し神体がふさわしくないとして廃止した場合でも、場所によってはその跡に新たに神社を勧請してもよい。また旧來のごとく鎮守社以外の社を建てる所もあり得る。

十四、家祓いは産土神社の神職が行い、僧侶の祓いは禁止する。

但し家々の門札も産土神社の神職から受けること。

十五、三十番神を廃止した場合、その神体は社寺局へ納めること。

十六、神体の改座や神社の遷宮の場合は、藩改正方と神職を差し廻して鎮座式や遷宮式を行うこと。

事細かに神社からの仏教色排除を定めているが、逆にこれらの条項によって旧來の神仏混淆の実態が具体的にうかがえる。

こういった神社改正が実際にはどう進められたか、富松神社を例として見ていこう。

まずそれまで富松大権現と称していた社号を富松神社と改めた。同様に池田山に鎮座し大村氏宗廟であった多羅山大権現は熊野神社、大村氏祖神・春日の神を祀る春日大明神は春日神社、竹松の幸天六社大明神は昊天神社とそれぞれに改称された。

前掲の「神社改正規則」の八項目に、神号改称に伴い鳥居・旗などの社号も替えることと規定されていた。当然、鳥居扁額は富松神社と改められている。他社も同様であった。

したがって「神社」という用語が一般社会に定着し使われ始めるのは、この神社改正に伴うものであり、それまでは今に言う「神社」は、多くは「権現さん」「お宮さん」と呼ばれていた。

もう一つは境内にあった御堂内の仏像の移転であった。「明治三年午九月一日神社改正并氏子規則條件」の中に、富松社神職の小嶋瑞穂に藩庁から次のような布達が下ったことが見える⁽¹¹⁾。

其社境内之文殊菩薩千日観音本経寺江遷坐可致事

これによって富松社の境内に在った文殊菩薩と千日観音は、明治三年に本経寺に遷されている。文殊菩薩は明治八年(一八七五)の境内絵図に見え、本殿手前の左手に位置した。正徳六年(一七一六)に藩主大村純富の幼少時、その病気の平癒を祈願して祖母の圓了院によって建立された御堂であった⁽¹²⁾。

千日観音は「郷村記」によると富松社の「本社前左ニ在リ」、また「石祠」⁽¹³⁾とあるから御堂の構えはなく石の祠であった。元禄元年(一六八八)に四代藩主・大村純長によって建立されている。富松社境内の二仏像は明治三年に本経寺に遷されたものの、文殊堂は明治八年の境内絵図に描かれているのでそのまま残されていた。

富松社へ移される社もあった。「郷村記」には本堂川端に「八竜宮」という磯石を神体とする神社が見える。この社が当時空堂となっていた旧文殊堂に移され、和多都美神社として祀られている⁽¹⁴⁾。

神社改正が行われた結果、次の各社が大村藩直祭の神社と定められた。社名・鎮座地・神職名・藩からの初穂米などを一覧化すると表1-9のとおりである。

表中のNo.9の常磐神社について触れておこう。池田山の多羅山大権現(明治後・熊野神社)の同境内に鎮座した社であった。「郷村記」には御霊宮大明神と記され、大村氏遠祖と伝承される藤原純友とその親族の霊を祀った。文化二年(一八〇五)に藩主大村純昌によって創建されている。その大村家遠祖を祀る社が、明治後は常磐神社と改称された。藩からの初穂米が一俵一升と最も多いのは、藩主家遠祖を祀る神社という格式からであろう。

しかし明治十七年(一八八四)に玖島城跡に大村氏歴代を祀った大村神社が創建されると、常磐神社もこの大村神社殿右手の奥に遷されるに至った。その後、大正四年(一九一五)に大村氏遠祖も大村神社に合祀されるに至り、社殿は解体された。

No.8の英彦山三社大神(神社)は前述のとおり、氏子中で
の護持は困難として明治九年(一八七六)に富松神社に合祀
されている。

大村藩では明治政府の布達に基づき、明治三年から四年
(一八七二)にかけて神仏分離と神社改正が行われたが、そ
の後明治八年には、政府の施策により神社明細帳の作成が
命じられた。その結果、明治八年には長崎県「神社明細調帳」
三三冊(15)が完成する。各神社記録の末尾には彩色の神社
境内図が添付され、この境内絵図は改正後の神社形態をう
かがう史料として貴重である。現在の大村市内鎮座の神社
は第十一大区分に収録されるが、表1-9に掲げた内から春
日神社・八幡神社の各境内図を写真1-20、21に示した。明治
初期の各社の境内、及び社殿の位置・構造がよく分かる。
様々な神社改正が行われるなかで、明治三年九月一日付
の六項目からなる口達(16)に次の一項目があることは注目
される。

一、神職之面々家内中総而神葬祭可相用事

神職及びその家内の者の葬儀は神道式、すなわち神葬祭
で営むことと定めている。

前代の江戸時代は寺請制度のもとで、全ての葬儀は檀那

表1-9 大村藩直祭の神社(社名・鎮座地・神職名・初穂米)

No.	神社名	鎮座地	神職名	初穂米	
1	宗廟	熊野神社	池田山旧多羅山権現	宝円寺(里見速麿)	5俵2斗
2	総社祖神	春日神社	草場	御厨従五位	5俵
3	産土神	富松神社	三城麓	小島瑞穂	5俵
4	総鎮守	昊天神社	郡	池田八束	5俵2斗
5	軍神	野田神社	野田旧三天社	円成院(宮城盛)	5俵
6		太神宮	本町	御厨従五位	8俵
7		八幡宮	武部	田崎佐嘉喜	5俵
8		英彦山三社大神	杭出津旧彦山大権現	観音寺(松本千古)	5俵
9		常磐神社	池田山旧多羅山境内	宝円寺(里見速麿)	11俵1升
10		三輪神社	片町大黒天	快行院(末次重門)	4俵1斗5升
11		愛宕神社	岩船旧愛宕権現	御厨従五位	1俵1斗
12		稲荷神社	片町	快行院(末次重門)	1俵2升
13		天満宮	三城	賢應院(森美佐記)	2俵
14		水神社	新城	渋江嘉久見	8升
15		武霊神社	八幡宮境内	田崎佐嘉喜	8升
16		日枝大神	春日社内	御厨従五位	8升
17		秋葉神社	旧多羅山境内	宝円寺(里見速麿)	8升
18		豊玉姫神社	板敷	快行院(末次重門)	6升
19		和都都美神社	富松社境内	小島瑞穂	社付ノ畠アリ別二上米ナシ

【註】 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会、1997年) 410~412頁をもとに作成。

寺が営む仏葬であった。それは神職においても同様であり、例えば富松社の神主家・小鳥家の葬儀も本経寺が務め、小鳥家歴代神主の墓石には、本経寺からもらった日蓮宗の戒名が記されていた。

このような風潮に異を唱えたのは石見国浜田藩と津和野藩であった。浜田藩組

惣代や津和野八幡宮祠官によって神葬祭執行運動が起こり、浜田藩では弘化二年（一八四五）に、津和野藩では弘化四年に、神職当人と嫡子及び隠居に限って神葬祭が許可された。それ以外の神職家族は、従来どおり仏葬であることになり変わりなかった。

更に明治政府に至ると、神祇事務局輔の旧津和野藩主亀井茲監（これみ）と腹心の福羽美静（みずか）により、仏葬に替え大衆への神葬祭の普及が図られたが、慶応四年閏四月十九日に、神祇事務局が発したのは、「一神職之者家内ニ至迄以後神葬祭相改可申事」との内容であった⑬。神職家内の者については総て神葬祭と限定された範囲に留まり、万民に広く普及



写真1-20 春日神社境内絵図
 (長崎歴史文化博物館収蔵「神社明細調帳 第十一大区／東彼杵郡」)



写真1-21 八幡神社(武部)境内絵図
 (長崎歴史文化博物館収蔵「神社明細調帳 第十一大区／東彼杵郡」)

するには至らなかった。先に見えた大村藩での神職家の神葬祭執行は、この維新政府の規定に基づくものであった。明治三年の神社整理の一つに氏子地域の改編も行われた。『九葉実録』には各神社の氏子割を次のように詳細に記している⁽¹⁸⁾。神社名下部に記される氏子町名は、本来割注で記されるが、判読しやすいうように一行に記し、文字を大きくした。

今度従天朝産土神氏子改之御沙汰ニ付御當藩之儀、其趣意ニ被為基氏子編制被仰出候事、

當熊野・彦山・春日・八幡・野田・三輪六社之儀、是迄氏子無之候得共、今度規則被差立、小路・町・在ヲ
區別シテ左之通氏子附屬之事

池田山

一 熊野神社氏子 池田 諏訪 原口 陣ノ内 裏馬場 岳ノ木場

草場

一 春日神社氏子 草場 上小路 岩船 椎池 須田ノ木 徳泉河内 諫早町 河岸端 伊勢町通

三城麓

一 富松神社氏子 本小路 外浦小路 下本町 池田分

野田

一 野田神社氏子 上下久原 向後木場 松尾

武部

一 八幡宮氏子 小姓小路 日向平 岳部 赤佐古 上本町 池田分

杭出津

一 彦山神社氏子 下池田 新城

片町

三輪神社氏子 片町 東浦 前船津

三城

天満宮氏子 水主町 同濱

但右八社新二氏子附属ニ付テハ、向後社殿等造営ノ節ハ公費ノ外割合ヲ以テ可差出事

このように八神社の氏子地域が定められ、末尾に記載されるように社殿等の造営に当たっては公費に加え氏子からの費用の拠出を求めている。この氏子地域割りはその後の変動がありながらも、各神社氏子地域の根幹となり今日に継承されている。

四 神社による戸籍編製

江戸時代において民衆の出生・死亡などの戸籍管理は、寺請制度下で寺院がその役目を受け持ち、その結果、作成されたものが過去帳であった。明治新政府は従来のこの制度を移行し、地域の神社が戸籍の管理を行うことを図った。それが明治四年七月四日付で発せられた「大小神社氏子取調規則」（太政官布達三百二十二号）である。その主な内容は次の二項目であった。

一 臣民一般出生ノ児アラハ其由ヲ戸長ニ届ケ、必神社ニ参ラシメ、其神ノ守札ヲ受ケ所持可致事

但社参ノ節ハ戸長ノ証書ヲ持参スヘシ、其証書ニハ生児ノ名、出生ノ年月日、父ノ名ヲ記シ、相違ナキ旨ヲ証シ、コレヲ神官ニ示スベシ

一 自今六箇年目毎戸籍改ノ節、守札ヲ出シ戸長ノ検査ヲ受クヘシ

すなわち子供が出生すれば、戸長からの出生届けを持って産土神社へ参拝し、神社から子供の名前・生年月日・父親名を記した守札を受けること。更に六年毎の戸籍改めに際しては、その守札を提示して検査を受けること。これが新政府の定めた神社による氏子調べ、戸籍管理の大綱であり、その全国的施行は明治四年七月四日であった。

この制度が大村藩ではどのように展開されたのか、「九葉実録雑誌」巻之五に収録される「明治三年午五月氏子改假規則」¹⁹が、先の新政府からの規則に符合する。ところが大村藩へのこの布達は明治三年五月とあり、全国への布達より一年二カ月も早いのである。その理由が先の假規則の冒頭に次のように述べられている。

戸籍編製等之儀ニ付而者追而一般之御規則御確定可相成候得共、其管轄之地者目下耶蘇教之混雑茂有之、何分遷延難相成候ニ付、別紙之通差向規則相立候間、先ツ右規則ニ従ひ氏子改可被取計候、尤自餘委細之儀者渡邊弾正大忠其地出張致し候間可被打合候、右相達候也

庚午月日

民部省

この文中の「其管轄之地者目下耶蘇教之混雑茂有之」に早期施行の理由が読み取れる。慶応三年（一八六七）に長崎の浦上地区にキリシタンが発見され、男女六八人が逮捕されるといふ浦上四番崩れが起こった。前文中の「目下耶蘇教之混雑茂有之」とは、この潜伏キリシタン発覚事件のことを指している。

そのようなキリシタン事情を抱える地域であったために、民部省はキリスト教蔓延の予防策として、長崎県に対していち早く民衆の神社氏子化、神社による戸籍管理を命じた経緯が分かる。そのために「明治三年午五月氏子改假規則」と「假」の一字を入れたのである。長崎県の範疇に入る大村藩にも、当然、この布達は及ぶこととなった。この浦上四番崩れの事後処理には、大村藩出身の弾正大忠の渡辺昇が当たっている。

更にこの四ヵ月後の明治三年九月一日には、「神社改正并規則條件」²⁰が布達された。この両度にわたる氏子改めは次のように整理することができる。

一、華族より士族卒族庶人ニ至迄其地之籍ニ編入する者者都而其産土之神社江名簿を納め神社之印證を受所持可致事

一、生兒有之候ハ、貴賤ニ不拘都而、産土神江小兒を社參為致、名簿を納め産土神社之印證を受可申事

但社參之日限者各地之風習ニ従ふべしといへども、凡五十を越ゆべからず

〔九葉実録雑誌〕卷之五所収 五月布達

一、産土神印證ハ平生肌にかけ生涯身を放たず、大切に所持致さすへし

但印證の儀万一紛失等にて願出すと雖とも、社寺局并其村横目より差圖是なき内ハ授與致すへからず

〔九葉実録雑誌〕卷之六所収 九月一日布達

後の明治四年七月四日付の新政府からの氏子取調規則と比較すると、新生児の産土神社への社参時期を土地の風習に習うとしながらも、およそ五〇日を限度と規定し、また神社からの印證を紛失した場合、社寺局か村横目の指示に従いみだりに再発行をしてはならない等と、内容が詳細である。ここに言う印證とは先の新政府規則の「守札」に当たるものと思われる。

その「印證〔守札〕」が現存する。巻頭写真は太田市杭出津二丁目の正法寺第十五世住職・長野秀龍の印證である。中央には「英彦山神社氏子」、左側には「文化九年壬申十月十八日出生」と、長野秀龍住職の生年月日が記される。裏面には「明治六年癸酉三月 神職 松本千古」とあり、同じ町内に鎮座した英彦山神社神職によつて明治六年（一八七三）三月に発されたものである。前掲の規則条件中に僧尼に至るまで神社の印證を受けるべしと規定していたが、将にそのとおりであった。

ここに見える松本千古は、表1-7 No.2の旧観音寺住職で還俗して英彦山神社の神職となった人物である。しかしこの英彦山神社は、前述のとおり維持困難との理由で明治九年（一八七六）に富松神社へ合祀される運命にあった。

他地の印證の例が写真1-22である。周防国熊毛郡安田村（山口県周南市安田）の櫻田神社発行のものである。氏子名・生年月日は「町田品藏長女里祢」、慶応二年丙寅九月十六日生」とあり。明治五年（一八七二）正月十五日に発行されている。正法寺住職の印證は紙製であるのに対して、これは檜板製であり印證の材質には規定がなかったのであろう。明治三年九月一日付「氏子規則條件」には、氏子戸籍の把握が具体的に次のように記される。

一、氏子帳神職のものこれを預かり、生死出入時に引合すへし、且一ヶ年に一度充社寺方立合、神前に於て氏子

人数調子致すへし、其上にて帳面社寺局に納むへし、

神職は「氏子帳」を保管し、氏子の出産・死亡の出入りを記録し、毎年、社寺方立会いのもとに氏子総人数の把握が義務づけられていた。この「氏子帳」が戸籍簿に当たる。

実はこの戸籍簿が一冊現存する²⁾。表紙には「明治六庚酉十月三輪神社氏子 戸籍人員改帳 八ノ小區 松尾彦七」とあることから、三輪神社の氏子戸籍簿であることが分かる。ここに見える三輪神社は、前掲「九葉実録雜誌」巻之七所収の「明治三年閏十月神祇官江差出復飾師職名」に次のように見える。

同国同郡同村三輪稻荷両社別當大峯派修験快行院
一、三輪神社 神職 末次重門
稻荷神社

右三輪神社祭神元大國主命二御座候處、中興大黒天ト相唱祭祀仕候得共、仏号二付今度旧社号二相改候、快行院儀ハ舊來三輪稻荷社之別當ニ付復飾神職申付候

三輪神社は旧來大黒天と称し稻荷神社と相殿に祀られ、修験快行院から還俗した末次重門が神職として仕えた。現在の大村市片町の稻荷神社(相殿・八坂神社)に当たる。前述の明治三年に大村藩が定めた神社氏子割りでは、「片町 三輪神社氏子 片町 東浦 前船津」とあつて、鎮座地の片町から大村湾岸の東浦・前舟津に及んでいた。

戸籍簿の実際の記事は一番屋敷の溝江家から八十九番屋敷の一汐家に及び、八九世帯、三六三人(男一六八人・女一九五人)が記載される。明治政府に出府して初代の衛生局長となる長与専斎家も登場するので、長与家を例に記録体裁を示すと次のとおりである。

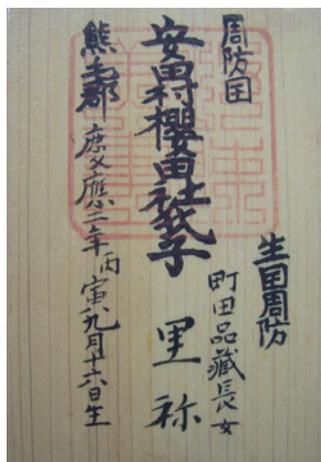


写真1-22 安田村品町里祢氏子札
(櫻田神社所蔵、富松神社寄託)

五十九番屋敷

當時七ノ小區大浦嘯山借宅

士族醫 祖父俊達七
嫡孫承祖

天保九戊戌八月廿八日生

長與專齋

癸酉年三拾六

文化元年甲子六月十七日生

祖母 もと

癸酉年七拾

文化十年癸酉二月九日生

母 つぎ

癸酉年六拾壹

嘉永二年己酉四月十三日生

當村士族後藤多仲長女

妻 その

癸酉年貳拾五

慶応二丙寅正月七日生

長男 称吉

癸酉年八ッ

明治五壬申三月二十八日生

長女 やす

癸酉年貳ッ

合六人内 男貳人女四人

氏神三輪神社

當村真宗正法寺

記録体裁はまず居住の屋敷が長与家の場合、五十九番屋敷と記される。城下上小路上り口左側の溝江家が一番屋敷

で始まり、内田川方向に順次屋敷番が付けられていた。五十九番屋敷は祖父長与俊達が疱瘡撲滅に心血を注いだ宜雨宜晴亭の場所に当たる。家人については戸主との続柄・名前・生年月日・明治六年時の年齢、最後に氏神三輪神社の氏子であり、真宗正法寺の檀家である旨が記載されている。この内容から戸籍の役目を充分に果たしている。

このように神社氏子制度のなかで戸籍管理が進められた。しかし明治五年頃から出生手続きは法制上の執務事項との議論が起こり、出産証書をも含んだ民法編纂が進むなかで民法分野に移管されることとなり、神社による戸籍管理は明治六年五月二十九日付で廃止された。しかし神社での戸籍管理がうまく機能した山口県・広島県では、明治六年の廃止にもかかわらず、明治十三年（一八八〇）頃まで継続していた²²。

前掲の三輪神社氏子戸籍簿も「明治六年十月」とあるから、既に新政府の意向では廃止後の時期にもかかわらず、三輪神社による氏子の戸籍管理が続いていた。それに代わる法制上の制度が地方には行き渡っていなかったのである。

神社による氏子の戸籍管理は、全国的には明治四年から、キリシタン復活問題を含んだ長崎県では明治三年から試行され、結果的には僅か二、三年の施策であった。

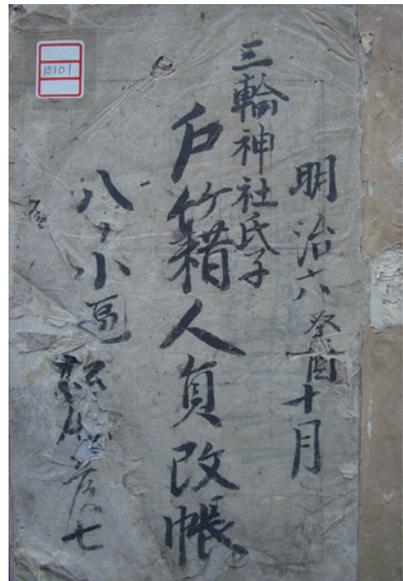


写真1-23 「三輪神社氏子戸籍人員改帳」表紙
(富松神社所蔵)

五 二度の宗教変革

大村地方ではこの神仏分離令に先立ち、もう一つの大きな宗教変革を体験していた。十六世紀後半期のキリシタンの隆盛と神仏信仰の根絶、更に江戸初期の禁教に伴う神仏信仰への回帰といった目まぐるしい体験である。その復活した信仰は更に明治初年の神仏分離令によって神と仏に分離・整理されたのである。

江戸期まで僧侶による神前での読経、護摩焚きなどは何の不思議もなく行われてきた。シーボルトは「接触伝染性のこの病気を防ぐために、山伏が藁縄を張りめぐらすのには感心した」⁽²³⁾と、大村領での山伏の活躍を記している。この山伏(修験者)こそ神道的な神文を奏上し、一方では護摩焚きなどの仏教行事を営むなど、神仏混沌として神仏習合が生んだ代表的所産であった。修験者の消滅は神仏分離の表象でもあった。

しかし制度上の神仏分離は行われたものの、今日、先祖を祀る仏壇と氏神を祀る神棚とが一家庭において並存し、またお盆には寺に参り、正月には氏神に参るという行動も何ら不思議に思われていない。こういった日本人の宗教観は、永年の神仏習合という信仰体験に基づくものと言ってよいだろう。

(久田松和則)

註

- (1) 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七) 三八七頁
- (2) 前掲註(1) 四二五〜四二六頁
- (3) 河野忠博・深草静男・久田松和則編『写真集 明治 大正 昭和 大村』(ふるさとの想い出112)(国書刊行会 一九八〇) 五六頁
- (4) 前掲註(1) 四〇七頁
- (5) 大村市立史料館所蔵 史料館史料「町横目役在勤中諸願届伺書等之控」複写(天保十三年寅霜月 田崎弁右衛門)三月十四日の口上に「跡祓清メ」が次のように見える。

本町波戸江罷在候嘉藏女房やよ与申者、頃日不快二御座候處、庖瘡等敷有之候二付、昨夜古田山江山揚仕候段、五人組申

- 出候、此段御届申上候、跡祓清メ遠慮等共御法之通堅申付置候、以上
- (6) 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 三七頁
- (7) 前掲註(1) 四二九頁
- (8) 前掲註(1) 四二九頁
- (9) 前掲註(1) 三九二頁
- (10) 「九葉実録雜誌」卷之六(大村史談会編『九葉実録』第五冊 大村史談会 一九九七 四〇五〜六頁)
- (11) 前掲註(1) 三九一頁
- (12) 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二) 二二四頁
- (13) 前掲註(12) 二二五頁
- (14) 前掲註(1) 四一一頁
- (15) 長崎歴史文化博物館収蔵。現大村市内神社収載分は、「神社明細調帳 第十一大区/東彼杵郡」。
- (16) 「九葉実録雜誌」卷之六(大村史談会編『九葉実録』第五冊 大村史談会 一九九七 三九三頁)
- (17) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店 一九九四) 四二〇頁
- (18) 前掲註(1) 四〇七頁
- (19) 前掲註(1) 三七七頁
- (20) 前掲註(1) 三九九頁
- (21) 久田松和則所蔵
- (22) 前掲註(17) 一八三〜一八五頁
- (23) シーボルト著・齋藤 信訳『シーボルト参府旅行中の日記』(思文閣出版 一九八三) 八頁

参考文献

- 「神祇事務局ヨリ諸社へ達」(神祇事務局第百六十五)
- 富松神社所蔵文書
- 「大小神社氏子取調規則」(太政官布達三百二十二号)

第四節 浦上四番崩れと大村藩

肥前国浦上（長崎市）は慶長十年（一六〇五）幕府領と大村藩領に分割されたが、幕府領浦上では潜伏キリシタンの信仰が強固に継承された。十八世紀後期になると幕府領浦上の庄屋と村民間の軋轢から「異宗」問題が浮上し、以降、数次の弾圧事件が生じた。寛政二年（一七九〇）に始まる浦上一番崩れ、天保十三年（一八四二）の二番崩れ、安政三年（一八五〇）の三番崩れがある。次いで慶応三年（一八六七）に始まり、明治六年（一八七三）まで幕末〜維新时期を貫いて強行された浦上四番崩れが生じ、近代日本の内政と外交の一大問題とされた。

大村藩と領内浦上・三重村の潜伏信徒にも、複雑で多大な影響が及ぼされた。

浦上問題は、近世から近代日本の移行期に顕在化した国家と宗教の関係を根底から問う事象であり、国際社会に新規参入する明治国家のあり方が絶えず問われる過程となった。背景となる大状況として、欧米露諸国との交渉を経て断行された開国開市策への幕政転換、討幕勢力の台頭による幕府の倒壊、王政復古・祭政一致を統治理念とする明治政府の成立がある。更には、同上の波動に連動する大村藩の幕末〜維新时期の歴史過程がある。

一 幕末期の浦上信徒

■ 一・慶応三年の幕府領浦上信徒

安政五年（一八五八）九月締結された日仏修好通商条約により、パリ外国宣教会は文久三年（一八六三）長崎に宣教師を派遣。慶応元年一月二十四日（一八六五年二月十九日）大浦天主堂の献堂式を挙行し、住民の参観希望者にも聖堂を開放した。同年二月二十日（陽暦三月十七日）、浦上の潜伏信徒は堂内でプチジャン Petjean, B. I. 神父（慶応二年日本駐在教皇代理、司教叙階）に信仰を表明し¹⁾、鎖国時代断絶状態にあったキリシタン宗門の伝道回路を復旧させた。

司祭と信徒間の交流は急速に進み、浦上村には秘密礼拝所四カ所が設営され、大浦天主堂の司祭が夜間巡回して教化活動が継続された。他方で、慶応三年三月以降寺請を拒む自葬問題が生じたことにより、長崎奉行所では浦上村民の動向を内偵。同年六月十三日深夜風雨を突いて検挙に踏みきり、浦上村平の秘密礼拝所ほかを搜索。辛うじて脱出したローケーニユ神父 Laucaigne, J. M. を除き、八五人（うち女性二人）の信徒を召捕り、庄屋宅から桜町の牢に収容した②。

大村藩は長崎奉行所公事方からの通報や独自の動きで情報を収集し、事態の推移に備えた。翌日の状況について、次の記録を残している。

十四日長崎幕吏安藤鈔之助等我カ戌所ニ西坂関門ニ来リ、其管内浦上ノ匪党類ヲ捕縛スルヲ告ク、戌士等即チ人ヲシテ討探スレハ囚人既ニ山里廨ニ在リ、是ヲ以テ其残党大挙シ竹槍及楳ヲ携へ將ニ之ヲ奪ントス、幕吏先ツ囚人ヲ悉ク寄獄ニ送り、急ニ銃士ヲ召集シ残党ヲ一網ニ打尽セントス、故ニ急ニ人ヲ走ラシ変ヲ藩地ニ告ク

（『九葉実録』第五冊、八二頁）③

すなわち、奉行所公事方の安藤鈔之助④が西坂番所（長崎市西坂）⑤で前夜来の顛末について説明したことにより、同番所では物見を出して浦上を偵察。信徒は捕囚者を奪還すべく身柄仮留めとされた「山里廨」（山里村庄屋）に竹槍などを持ち大挙集結したこと、公事方は同身柄を市中に移し「銃士」動員と信徒の追捕を企図したことなどを探知。同情報を藩庁に急報したことが知られる。

浦上信徒の当日の動きについては、秘密礼拝所で捕囚された甚三郎が証言を残しており、中野郷で信徒が拘束されたことを知った二〇〇人程が集結し公事方に抗議。次いで「あとの人々おうぜい竹やりを作、一どうにどんと」仕掛ける勢いを示したという⑥。

長崎奉行徳永石見守昌新は、翌十五日大村藩に「残党ノ関門」通過を防止することなど警備の強化を命じた。このため藩庁から者頭村井又右衛門の一隊を長崎の藩邸に送り、西山・浦上両番所には「福田雇足軽式拾人・捕手足軽拾人・

小頭耆人」を増員している(「大村家覚書」二十四 六〇頁)⑦。

関連史料として、片岡弥吉が紹介した藩の隠密加登屋磯吉文書がある。

ばてれん宗二付御城下より御馬廻様・御物頭様・与力衆・あしがる迄都合式百人余御繰出しニ相成申口、詰所浦上庄屋、西坂口、西山口、御屋舗、メ四ヶ所、御屋舗も殊ノ外御取込ノ由、此段申上候、六月十三日晝より始り⑧
右の文書末尾に見える「六月十三日晝」の記述から、藩邸には奉行所から何程か関連情報が事前に内達されていた可能性がある。ほか、藩士を「四ヶ所」に配備、二〇〇人余の動員で大村藩邸は「御取込」の状況であったと伝える。

信徒は十四日捕囚者奪還の動きを見せたが、その後は庄屋を通じて身柄の釈放を要求し推移を見守る姿勢に転じた。他方で、市中を連行される捕縛信徒を目の当りにした欧米の居留民と駐在外交官の間に衝撃が走った。十五日には捕囚者の身柄釈放を求め、フランス岡士(領事)アルレーキ Lequesne M. が奉行徳永昌新と面談。信徒捕囚について「各国之法において八万民其欲する処を恣に為致、天然に随ひ制御いたし候義ニ有之」「是を自然之法と申候」と伝え、自然法に基づく信教自由の原則を主張した。昌新はキリシタン宗門について「国禁之宗門」であり「外国え関係いたし候義ニ無之候」と応答し、内政不干渉の法理で反論している⑨。

欧米露側の反発と抗議は以降も継続された。長崎奉行所は拘束した信徒に棄教と改心を厳しく迫ったが、その後幕閣への上申と伺を経て同年九月十四日までに、捕囚者を逐次「村預」とし全員を出牢させている。

■二、慶応三年の大村領浦上信徒

大村藩は、慶応三年領内の宗門「検査」を実施した。長崎奉行徳永昌新が同年六月十九日付で幕閣に提出した「浦上村異宗信仰之もの共之内召捕候儀申上候書付」では、藩主大村純熙から事前に「異宗流布いたし候而は隣境領分之もの共疑惑を引起し終には不穩場合にも可立至と深く心痛罷在候」⑩と提言されていたことを記している。純熙には長崎奉行・惣奉行就任(文久三年五月〜元治元年九月)の経歴と長崎における公儀役を負担する立場があり、加えて幕領浦上におけるキリシタン宗門の復興運動を独自に把握していた可能性がある。同藩は例年の宗門改めに加え、領内

浦上地区の「検査」を自分仕置として開始したこととなる。以下の記録が残されている。

(八月二十日) 是ヨリ先キ長崎廳ノ浦上匪教党類ヲ捕ルヤ、我藩亦封内接壤ノ人民ヲ検査ス、恠訝^{けげん}スヘキモノナ
キニ似タリ、而シテ毎伍血誓ヲ命スルニ及ヒ男女百十六人^{男五十六人 女六十七人}進テ曰ク、臣等素ト此教ヲ奉ス、死ニ至ルモ敢

テ血誓セスト、因テ懇篤ニ悔諭訓導ストイヘトモ肯服セス、因テ之ヲ獄ニ下ス (『九葉実録』第五冊 八四頁)

すなわち、大村藩は幕府領浦上で信徒が捕囚された六月中旬以降隣接地の藩領浦上で二次にわたり宗門改を実施したことが知られる。同地域は、大村領浦上の四カ村(西村・北村・家野村・木場村)となる。藩でなされた最初の「検査」では怪しい者なしとする判断に傾いたという。同上の「検査」については具体的にないが、同年春施行された宗門改の結果が最初に詮議された可能性がある。同上改についても未詳であるが、大村藩では安政六年(一八五九)の踏絵廢止後、万延元年(一八六〇)寺手形提出による書類審査に改定。文久元年(一八六一)には宗門奉行廻村の旧制に戻した。その際、二月二十五日に始まる春廻村では伊木力(諫早市多良見町)・長与村(西彼杵郡長与町)の次に浦上村巡回と規定されている(『九葉実録』第五冊 二〇〇頁)。

その後藩庁では第二次「検査」を実施し、五人組ごとに血判誓書の提出を命じた。血判方式が信徒探索に用いられた藩の前例として、文化元年(一八〇四)松島で異教問題が生じた際「嶋中人民」から「血誓」を徴取し、「首魁」を突き止めた事例がある(『九葉実録』第三冊 二八頁)。

慶応三年藩庁が実施した五人組単位の血判徴集策により、男女一一人がキリシタンであることを表明し、生命を賭して「血誓」拒否を訴えた。藩庁では同上信徒に対する「悔諭訓導」を経て身柄を収監したが、捕囚人数は幕領浦上の上記数字を上回っており、藩庁には激震が走ったことであろう。

藩領浦上の信徒が捕囚された時期については諸説がある。片岡弥吉は「木場村の四番くずれは浦上四番くずれより八日おかれて一八六七年七月二三日に勃発した。そして一二五名が大村の唐人牢に投獄された」と伝える。同月日の和暦は、慶応三年六月二十二日となる。浦上信徒総流配一〇〇年記念祭実行委員会は、慶応三年七月八日と十三日



写真1-24 「唐人牢(大村牢跡)」(玖島1丁目)

木場村・北村の信徒が捕囚され、一二五人が大村に護送されたとする¹²⁾。大村に送られた信徒は、城下の唐人牢(大村牢跡)¹³⁾(本小路、大村市玖島)に収容された。

牢内の様子については、初右衛門の女房が臨月となり牢外出産を認められた際の「証言」から知られる。獄舎の囚人間は八畳三室の牢で、男女別に拘禁。頭株一三人は後に本牢の下屋に移されたという。単純計算の限りであるが一畳間に「四・八人」詰となる。牢内での出産は至難であった。食事は一日玄米二合の配給とされたが、実態は一日茶碗二杯。飲料水は溜池の濁水、夏着のまま越冬した。初右衛門女房は出産後再度牢に戻されたが、生児は浦上信徒が救出したという¹⁴⁾。牢内の稠密と不衛生、栄養不良は異状を極めたことであろう。

大村藩は同年八月付で伺書を長崎奉行へ、十月二十日付で幕府の宗門奉行に伺書を提出した。長崎奉行へ藩庁が書面を提出した理由については、行に伺書を提出した。長崎奉行へ藩庁が書面を提出した理由については、名乗りを挙げた信徒が多数であり「官地ノ党類之ヲ聞キ不虞ノ変ヲ起スモ測ルヘカラサルヲ以テ」とし、幕府領浦上信徒の動向に警戒した措置としている。同文面と、奉行の付札は次のようである。

最前御内達申上候通丹後守領内浦上村江宗旨方疑敷者有之召捕城下牢内江差置吟味中ニ御座候、然処前々々家内之者下々迄宗門ニ付不審之者無之若於有之者早々可申達旨例年宗門御改方江証判し一札被差出来候、就而者早速御達可申上候得共未邪正不相決儀ニ候得者御届向等如何之手続ニ致し可然儀ニ可有御座哉、右之一札茂其俣難被差出差向右様之先例相分兼当惑罷在候、依之御内慮相伺可然様取計申度此段各様迄申上候様申付越候、無御伏藏御指図被下候様奉願候、以上

八月

大村丹後守内 岩永廣衛

書面之趣者例年之振合ニ不拘疑敷者有之被召捕候始末柄巨細其筋江被相達候方ニ有之候

〔『九葉実録』第五冊 八五頁〕

すなわち、大村藩は城下で吟味中の「宗旨方疑敷者」について「邪正」未決であるとし、幕府への届について毎年誓約していた宗門改方への証判「一札」¹⁵を持ち出し、長崎奉行の「内慮」を伺ったことが知られる。藩庁では長崎奉行に対し、宗旨の不審者を「吟味中」として処置する「内慮（聞置）を期待していた可能性がある。寛政二年（一七九〇）の浦上一番崩れで前例があった¹⁶。

ところが、長崎奉行能勢大隅守頼之は大村藩に対し「其筋」への届出を指示した。浦上問題が外交問題とされて重化しており、大村藩に斟酌する余裕がなかったことが推知される。このため大村藩は幕府への上申を余儀なくされ、同年十月大目付滝川播磨守具^{ともたか}挙に以下の伺書を提出した。

宗門之儀ニ付而ハ従古来嚴重被仰出丹後守領内無油断遂穿鑿長崎御奉行所より毎年踏絵借用家中末々迄絵踏申付
宗旨相改候処頃年踏絵御廢止後も別而入念嚴重改命議候、然処今度浦上村百姓之内宗旨方疑敷筋之者も有之候間
召捕置致吟味候得共邪正未相決候、依之猶遂札問委細可申上候得共先此段御聞置被下候様申付越候、以上

十月廿二日

大村丹後守家来 浦小齋治 〔大村家覚書〕二十四 六五頁〕

大目付への届出は、同職が宗門改役を兼務していたことによる。右は長崎奉行に提出した書旨と同様であるが、浦小齋治は「一紙証文」を添付しなかったという。藩からの届出は形式だけのことであったろう。因みに滝川具^{ともたか}挙は十月十三日の大政奉還により同月二十二日以降上洛。翌年二月九日には職免¹⁷とされており、大村藩提出の文書は幕末期の政権内で問題とされることはなかったろう。

右の過程を経て藩領浦上信徒は幕府の裁断を免れたが、上記届出の過程を経たことにより信徒身柄の釈放時機は失われ、維新政権下の大村藩でそのまま収牢が継続されることとなる。

◆ 維新期の浦上問題

■ 一・明治政府のキリスト教政策

維新政権のキリスト教政策は、長崎裁判所から提起された浦上キリシタン問題への対応に始まる。政府はプロテスタントを含む全キリスト教を厳禁し、逐次緩和策に転ずる複雑な過程を重ねた。

幕府領長崎は幕末、維新期の変動により、長崎会議所、長崎裁判所、長崎府と変遷を重ね、明治二年（一八六九）長崎県に移行した。大村藩は、時勢に遅れることなく維新政権に従属して藩制を維持。明治二年版籍を奉還し、藩知事をトップとする大村藩を経て明治四年七月大村県に移行。次いで長崎県に併合された。

政府領長崎と大村藩

慶応三年（一八六七）十二月下旬藩主大村純熙は藩領浦上で捕囚した「異宗邪徒之裁断茂未決」（『九葉実録』第五冊 八七頁）であることを懸念しながら国元を発ち、慶応四年（九月八日改元、以下明治元年）一月十三日入京。十五日には参内し「天気伺」、新政府への服属を鮮明にした。

他方で、長崎奉行河津伊豆守祐邦が一月十四日夜外国船で任地を退去したことにより、薩摩・長州など十四藩合議体の長崎会議所が西役所を拠点として成立した。大村藩から稲垣治部左衛門が藩の代表として参加⁽¹⁸⁾したほか、立山役所には家老・者頭が率いる大村藩兵が入り市中鎮撫役を担った（『大村家覚書』二十四 一三〇頁）。

純熙の滞京中長崎は新政府の管轄に移され、同年一月二十四日澤宣嘉^{のぶよし}が長崎裁判所総督に任命された。同時期の記録として澤自筆の「九州事件并長崎裁判所御用仮留日記」⁽¹⁹⁾がある（以下、「御用仮留日記」）。澤は九州鎮撫総督を兼務して赴任したが、明治元年（一八六八）閏四月二十二日長崎府知事、翌二年五月二十九日外国官知事となり、明治初年の長崎統治と政府のキリスト教政策に関与した（『百官履歴』二二二七〇頁）⁽²⁰⁾。

純熙は澤の人事に連動する形で長崎表取締役⁽²⁾を命じられ帰国の途に就いたが、二月二日三条実美から次の制令を受けている。

大村丹後守

長崎表取締勤方市中警衛向并不法乱行之輩取締等総督指揮次第相勤可申候事

澤前主水正

長崎裁判所総督兼九州鎮撫惣督被仰出候間此段相達候事

二月

(『大村家覚書』二十四 一三七頁)

三条は尊攘派公卿の中心的人物であり、明治元年一月には岩倉具視と共に副総裁、同年閏四月には議定兼輔相(はしご)に就任し維新期の諸政を領導した(『百官履歴』一 二二頁)。右の文書により、長崎裁判所総督と大村藩主との間に役務と指揮系統が再確認されたこととなる。役向きについては、幕府時代に大村藩主が課された公儀役と類似している。純熙は直ちに請書を提出し、同年二月六日長崎に向かう澤と大坂で合流。佐賀藩の蒸気船甲子丸に搭乗し、二月十四日長崎大波戸に到着。澤は諏訪社に参拝後西役所に入り会議所を接収、新役所開設に着手した。純熙は市中の大村屋敷に詰めた(『大村家覚書』二十四 一四一頁)。

長崎裁判所と浦上問題

澤は攘夷論の強烈な信奉者であり、山積する諸政のなかで旧幕時代の浦上信徒処分を優先課題とした。着崎三日後の二月十七日には「朝廷え伺」として八項目の施政案差出を内定したが、その冒頭でキリシタン宗門の問題を取り上げている。

一当地之儀は是迄多年外国人込居候ニ付外国人人民教導之為メ天主堂取立之儀徳川より差免ニ相成居候処内地之人民も往々邪教ニ染候由ニ付取調之上巨魁は嚴重申付輕罪は流刑其他当然之罰申付候覚悟ニ有之候得共迎も永久之策ニハ難相成と相考候条何卒自朝廷神聖被為立置候大道昭明之教法御確定被為遊彼ノ教誘ヲ庄倒致候様ニ大御規制早々御立被為遊度皇國中一途ニ教法無之而は彼ノ法ヲ破り候事難相成存候間此段早急御僉議御沙汰願度存候

(『御用仮留日記』一)

すなわち、澤は長崎の信徒問題について「内地」人民への波及を防止すべく「巨魁は嚴重申付、軽罪は流刑」とすること。永久の策として同教を圧倒する「大御規制」と朝廷による「神聖被為立置候大道昭明」の教法確定について策案したこととなる。澤の意図は、信徒を処罰する切支丹禁令と同法を基礎づける「神聖」な教法（宗教的基準）が新政府には不可欠であり、同上の迅速整備を政府に促すことにあつたらう。同文書は日付を二月二十日、宛先を副総裁として成書されたが、三条実美・岩倉具視宛での伺書となる。使者は佐々木高行等で、政府から決裁を得て三月二十日帰崎。澤はキリシタン問題に関して、「神祇局ニテ御取調之上御沙汰可相成候」（「御用仮留日記」一）とする復命を受けている²²。

明治初期のキリスト教政策

政府は明治元年は三月十三日祭政一致を制令して神祇官を再興したほか、十五日には五榜の掲示第三札定で「きりしたん邪宗門之儀ハ堅ク御制禁たり、若不審なるもの有之ハ其筋之役所へ申出べし、御ほふび下さるべく事 慶応四年 太政官」（「大村家覚書」二十五 二五頁）と布告した。澤が上申した「邪教」禁制に関する上記の「大御規制」案を受理した形となる。

ただし、高札に記された「きりしたん邪宗門」についてはキリスト教を貶めた告達と解され、欧米の公使団から反発と抗議を招いた。このため新政府は、同年閏四月四日切支丹と邪宗門の「混淆」と理屈を付して第三札を改廃。主文を二カ条に分離し、同札の「御ほふび」項目を削除した。

定

一切支丹宗門之儀ハ是迄御制禁之通固ク可相守事

一 邪宗門之儀ハ固ク禁止候事

慶応四年三月 太政官

〔法令全書〕第一卷 第二百七十九号別紙²³

次の問題は、浦上信徒処分の裁定となる。政府は、澤の建言に沿い「巨魁之者数人斬罪梟首^{きやうしゅ}」、²⁴「其余之者ハ悉く

他国」流配とする原案を作成し、在京の公家・諸藩主の意見を聴取した²⁴。大村藩には四月二十三日京都の留守居役が呼び出され、右案について見込言上書の提出が命じられている（「大村家覚書」二十五 四八頁）。ただし、藩から政府に上申書が提出されたか未詳である。

浦上問題については、木戸孝允^{たかよし}を加えた太政官中枢部により諸藩預託策が最終的に決定され、同年閏四月十七日付制令で浦上信徒四〇一〇人を三四藩に預託すると布達した（『法令全書』第一巻 第三百十四号）。

信徒預託問題については、外国官と弾正台が関与した。鈴木裕子は維新政府のキリスト教政策に関係した有司について、木戸孝允、大隈重信、渡辺昇^{のり}、楠本正隆ほかとする²⁵。木戸は明治元年五月長崎に下り第一次流配を現地で監察した。大隈は長崎裁判所から中央官界に転じ、明治元年十二月外国官副知事となり「五島并耶蘇之事件」に関する件で三条実美の指示を受けている²⁶。更には、浦上信徒の北海道移住策の立案に関係している。

明治二年（一八六九）政府は耶蘇宗徒御処置取調掛を設置。同年五月八日待詔局御用掛渡辺昇、刑法官判事佐々木高行、翌九日参議広沢眞臣^{まこと}、神祇官判事福羽美静^{みせい}等を任命した。浦上問題は重要な外交問題であったが、何故か外国官の關係者が見えない。ほか、四者に次の異動が生じている。

渡辺は、大村藩選抜の徴士として長崎府から中央官界に転身²⁷。明治二年五月耶蘇宗徒御処置取調掛受命後、同年七月の「謹慎」を経て八月十五日弾正大忠となり、九月耶蘇宗徒御処置取扱を受命（『百官履歴』二 五八頁）。十月には浦上信徒第二次預託を執行し辣腕をふるった。佐々木は、明治二年七月二十七日「謹慎」（同上 一四三頁）を命じられている。広沢は、同年五月十五日「是迄ノ職務」を免じられ民部官副知事に転じている（同上 四五頁）。福羽は、同年五月十五日「是迄ノ職務総テ」を免じられ神祇官副知事に専従している（同上 二〇六頁）。

右から明治二年の浦上信徒問題は渡辺昇が所属した弾正台で管轄されたことが知られるが、明治三年（一八七〇）以降になると外務省に關係処務の軸足が移された。外国官は明治二年七月八日外務省として再編²⁸され、澤宣嘉が初代外務卿に就任した。明治三年十二月外務省には大村藩と英国公使館から三重村の異宗一件が前後して持ち込

まれ、外務権大丞楠本正隆が対応した。楠本は大村藩から徴士として長崎裁判所に転じた²⁹。次いで長崎府権判事として明治元年五月の浦上信徒第一次預託に従事し、同三年九月八日外務権大丞に転任(『百官履歴』二 一四三頁)。澤外務卿の配下として異宗徒問題に関与した。

■二・浦上信徒の預託と大村藩

政府は明治元年五月と翌二年十二月、浦上信徒の諸藩預託を執行した。

浦上信徒の第一次預託

政府は明治元年閏四月決定した上記の信徒移送を実施すべく、木戸孝允を長崎に下向させた。木戸は副総裁と行政官発給の閏四月付文書(長崎歴史文化博物館収蔵)を持参して五月十二日来崎し、閏四月十七日付の「三十四藩へ御預ケの一札」を澤宣嘉に手交。翌日以降、澤府知事主宰の幹部会に出席し政府が決定した信徒預託策を具体化した。澤は政府に献策した「巨魁五七人嚴刑」案が覆されたほか、代案とした「深信の者」二〇三〇〇人程の拘禁案なども却下され、木戸について「傲慢無礼」「大痛哭の至」とする憤懣を手記に連ねている(『御用仮留日記』一)。十四日の会議では渡辺昇が召集され、「巨魁の者」の早急処置、自余の者については各藩「出張次第」と決定。五月二十一日には、加賀藩船に「巨魁」信徒一一四名を乗せた。信徒の送り先と人数については、長門萩(毛利敬親^{たかひら})へ六六人、備後福山(阿部正桓^{まさたけ})へ二〇人、石見津和野(亀井茲監^{こねみ})へ二八人で、船は二十二日「卯剋」(朝六時)出港した。澤が記した「巨魁」は主要信徒を意味するが、預託者のうちには受洗前の人々も含まれていた。一行中の仙右衛門は預託当日「大勢の兵隊」に囲まれて大波止から蒸気船に移乗したが、下関に至る船内で四人に授洗している³⁰。

木戸は信徒の三藩預託を見届けて帰京し、前後して大村純熙も帰城した。

浦上信徒の第二次預託

明治二年五月戊辰戦争は終結し、政府は中央集権国家の実現に向け版籍奉還に着手した。長崎府は同年六月二十日長崎県と改称。野村盛秀が七月十七日初代県知事となった。大村藩では、純熙が明治二年六月二十四日付で藩知

事に就任。同人事を機会として藩が提出した「長崎表取締市中警備向之儀」については、付札で「是迄之通」と再達された（『大村家覚書』二十六 二一頁）。

浦上問題については、この年五月十七日以降公議所で「天主教ヲ毆ノ議」³¹として審議され「毆ヲ可ト決シ、嚴刑ヲ行フヲ否」とする決定が五月二十二日採択された。政府は同日弾正台を新設³²し、浦上問題について宗門人別調べのほか諜者による信徒の探索³³を継続した。次いで同年九月浦上に残留した信徒を内密に「処置」すべく、渡辺昇を長崎に下向させた。太政官の御沙汰書は次のようである。

渡辺彈正大忠

今般御内密御用を以九州表え被差立候間長崎県知事申談臨機処置可致旨御沙汰候事

九月

太政官

（『日本外交文書』第二卷第二冊 五〇三号）

渡辺は長崎県知事野村盛秀、日田県知事松方正義等と共議。当初、十一月晦日夕刻「家頭竈持其外巨魁」の者七一人に庄屋經由で出頭を命じ、筑前・徳島の藩船で翌日移送を策案していたが、英国公使パークス P. A. S. H. S. が五島から長崎に入り、十二月二三日談判を余儀なくされたことで齟齬が生じた。このため渡辺は公使が退去した四日以降、長崎県の振遠隊や吏員を督励し信徒預託策を進めた。信徒の召集について片岡弥吉は、「一隊は浦上の各道路を閉鎖して警戒、一隊は村内を駆け回って立山役所に集合」³⁴を命じたほか、六日には渡辺が浦上に出馬し信徒移送の陣頭指揮を執ったという。

信徒は「家材」³⁵を携えて立山役所に出頭後、家頭、翌日妻子の順で逐次港内の船に移され、十二月四日夜から七日まで乗船が継続された。移送数については、記録により相違がある。長崎県が十二月八日作成したと見られる報告書では、一九藩に合計二八一〇人を移送、ほか「舟都合次第」護送の人数一八五人、「行衛不知者」五〇六〇人とする（『日本外交文書』第二卷第三冊 六六九号附属書）。外務省の佐田白茅・森山茂・斎藤栄等は、信徒移送後長崎県外務局に出向き移送状況を聴取。人数について「老幼男女奴婢等二至ル迄凡式千四百人程陸續列行」、信徒

は「一切支丹ノ宗経ヲ高声ニ誦誦^{とくじ}」して長崎を出立。改心(改宗)を申し立てた人々については「専ラ取調中」と記し、同年十二月廿日付で本庁に報告している(同上 六六八号)。後者は概算であるが、両報告に見える人数にはかなりの相違が生じている。

預託者の総数については諸説が提示されているが、緻密な集計により三四六〇人に達したとする山田光雄の研究がある(36)。すると上述した「残置」の者に対する処分を含め、以降の移送人数が問題となる。

大村藩經由の預託信徒

浦上信徒は、移送先に預託された年月を「旅」と称した。信徒の大多数は長崎港から移送されたが、一部は大村藩領を經由した。関連する史料として、次の記録がある。

明治二年巳十二月長崎浦上筋異宗徒之儀ニ付渡辺弾正大忠出張被命候付三条大納言殿より書面を以純熙え右取扱振厚く尽力可致旨至蜜被仰達候事件有之、大忠と事を謀り長崎藩邸へ大参事并探索方・兵隊差越置、彼杵・川棚・時津えも兵隊都合七小隊差出し右宗徒悉く召捕、一旦当藩え御引渡ニ付彼杵・川棚え集置面高より諸藩え護送し純熙も相見繕彼杵・時津・長崎え罷越手当向を差配す (「大村家覚書」二十六 五八頁)

すなわち、大村純熙は三条実美の書状を携えて下向した渡辺昇と信徒移送問題について共議。大参事松浦右近と藩の探索方・藩兵を長崎の藩邸に送り総配流に備えたほか、彼杵(東彼杵町)・川棚(川棚町)・時津(時津町)に藩兵を展開させた。ついで大村藩は領内通過信徒について、彼杵・川棚で信徒を引渡されて「預」り後、面高(西海市西海町面高郷)に連行し諸藩に引き渡したとする。複雑な過程があったことが推察される。

動員した人数について「大村藩史 全 庶務課史誌掛事務簿」②によると、同藩は長崎と領内で藩兵を展開。長崎には黒板新左衛門を隊長とする三小隊一五〇人を派出し、十二月八日以降十五日まで一小隊を残し振遠隊と長崎市街を巡回。領内では、時津・彼杵・浦上・面高四村に四小隊を繰り出し八日に終了したという。信徒の移送状況については「縛徒ノ藩内ヲ通行スルヲ以テ」とする記事から、縄付きで大村湾岸を經由したこととなる。信徒の処

分は諸藩「預」であったが、一行が通過する沿岸や沿道では流刑者囚送の視線が注がれたこととなる。ほか、藩の記録では十二月後半に執行された預託について記載がない。

浦上信徒の一部は、十二月上旬と下旬大村領を經由した。渡辺は移送船の都合などから十二月四日「千五百人余」〔『日本外交史料』第二卷第三冊 六二五号附属書三〕の大村經由を策案していたが、実態については未詳である。教会史家フランシスク・マルナスは、大村領を經由した流配者について「川上・馬場・家野・本原の部落の女子供」³⁹であったと伝える。

十二月下旬に執行された信徒預託については、野村県知事等が十二月二十二日付で渡辺昇等に宛てた書状（『日本外交文書』第二卷第三冊 六七一号）に以下の記載が見える。大村に留めた八〇人については「東肥蒸気船」を大村湾に「廿一日」回送したほか、聖徳寺（長崎市錢座町）に改心願を出した二五〇人を二十五〇六日頃「薩蒸気船天授丸」で移送すること。平戸の人数については「福山風帆船」が呼び（唐津市）から移送するほか、浦上と長崎市内の「残徒亦是市中親族」を探索中であると報じている。それらの多くが大村藩領を經由したと見られる。関連する記録と史料を挙げておこう。

浦川和三郎は、岩永マキほか生存者から後年聴取した記録を残している³⁹。

(一) 広島送りの婦女子「一〇〇名余」。十二月六日里郷本尾から出頭。時津から小舟で早岐―中里―江迎村―御厨村、二十日余り同地に滞在。翌年一月三日西洋型帆船に乗船、尾道へ。（実線「―」陸行、以下同じ）

(二) 鳥取送りの婦女子「一〇〇有余名」。時津から早岐へ、平戸藩役人所管、佐世保―中里―江迎―御厨村（一七日間滞在）。各地に流されるべき信徒がおびただしく「集合」。見分けるため、鳥取行の信徒は「赤紙」を頭に付され船で鞆へ。

(三) 郡山送りの婦女子「七六名」。時津―彼杵―畑島（大村湾の出口）から乗船。大坂の天保山へ。上陸後、腰縄を付され一〇人、一五人と移動。移動先では「優遇」されたという。

(四) 伊賀上野送りの五九名。時津―面高村、同地で乗船、大坂へ。

(五) 伊勢二本木送りの婦女子。陸行して彼杵―面高。船が出ず、彼杵へ引返し。のち、再度面高に行き汽船で二本木へ。

右については後年の記憶に基づくものであり、(一)の他、十二月上旬大村領を通過した信徒が含まれている事例もある。十二月下旬の信徒移送が大村藩經由とされた事情については、次の文書から知られる。

浦上村宗徒移残之分式百人明廿五日蒸気船にて大坂迄運送之御積二候処昨夕太政官より御別紙写式通之通御沙汰有之、其港より出船候而は外国人二対し不可謂不都合之次第二候間陸地時津へ被差廻最前之通面高へ船送、同所二而蒸気船へ乗七付候様可取計旨、委細は田辺枚太郎より致承知早速夫々手宛申付候、猶同人え申合置候間御聞取可被遣候、以上

十二月廿四日

松浦大参事

大村藩知事

長崎県知事殿

中山大参事殿(4)

右から、十二月二十五日長崎発大坂送りを予定した「移残の者」二〇〇人について、「昨日」太政官から「式通」の御沙汰書を受けて長崎からの移送を変更、「最前」のとおり「面高」經由に措置したことが知られる。太政官の「式通」については、外国人(居留民・公使団)に対する「不可謂不都合」とする記載から十二月十八日(一八七〇年一月十九日)東京でなされた会談で、三条・岩倉・澤からパークスほか各国公使団に通告された爾後の預託「暫見合」(当中止)を伝える同日付の外務省と太政官発給文書のこととなる。因みに太政官から長崎県知事に急送された御沙汰書には「各国公使談判之儀有之ニ付異宗之徒引移之儀暫見合可申事」と記されていた(『日本外交文書』第二卷第三冊 六六三号)(4)。野村県知事は太政官と外務省から長崎県に急送された預託中止令を無視し、大村藩と共議。同

藩領から残余の信徒移送を強行したことになる。

大村藩への行賞

信徒の移送は明治二年十二月下旬の措置で山場を越すこととなるが、野村県知事は預託の最中から信徒追捕を徹底させた。十二月八日長崎県は大村藩に次の文書を送り、潜伏信徒への警戒を促した。

今般切支丹宗徒御処分被仰出当県支配浦上村之ものとも藩々え差送申候尔処猶其違類之もの御支配地え潜伏致し候も難計候付御吟味有之度存候、以上
(「大村家覚書」二十六 五九頁)

藩庁は右の通達に対し「請書」を提出し、藩内に「嚴重」申し付けている。長崎周辺の諸藩にも同様の措置が取られたことであろう。

明治三年(一八七〇)政府は「異宗徒之儀」について関係者を行賞した。大村藩には、同年閏十月藩知事と藩士宛てに次の褒状を付与している。

大村 大村藩知事

異宗徒之儀ニ付尽力之段太儀之事ニ候、仍而御直垂地一領下賜候事

庚午閏十月

太政官

大村 大村藩知事

其藩士異宗徒之儀ニ付尽力候段太義之事ニ候、此旨可申達候事

庚午閏十月

太政官

(「大村家覚書」二十六 一〇六頁)

冒頭に記された「異宗徒之儀」は具体的でないが、翌月渡辺昇が褒賞されていることから、大村藩への行賞は明治元年から二年まで浦上信徒預託に「尽力」した功績の意味となろう。渡辺は、同年十一月「異宗徒取締向励精候ニ付為其賞目録之通」とされ「絹帋匹金五千匹」を下賜されている(『百官履歴』二六〇頁)。

三 大村藩領の信徒問題

大村藩は、旧幕時代から継続した藩領浦上信徒と、維新後顕在化した三重村信徒問題に対応した。

■一・藩領浦上の信徒（明治元年～同五年）

慶応三年捕囚された藩領浦上信徒は改宗を拒否したことにより「未決」とされ、獄中生活が継続された。大村純熙は澤宜嘉を補佐する長崎御用掛の立場にあったが、藩領浦上信徒の問題について澤を含め新政府に処置伺を提出したか未詳である。

明治元年九月十四日政府は純熙に対し、長崎府の浦上信徒に関する新たな制令を下付した。次のようである。

大村丹後守

浦上村切支丹宗信仰之徒当分肥前藩へ取締被仰付候間其方領内ニも右宗風浸染不致様精々取計可致旨御沙汰候事

九月

行政官

〔大村家覚書〕二十五 八六頁）

すなわち、第一次預託後の浦上残留信徒の処置について佐賀藩に取締りが下達されたこととなる。同上沙汰が純熙に伝えられた理由は、純熙が上述した長崎表取締役に任じられていたことにあると見られるが、大村牢内の捕囚者にとってはさらなる桎梏しごくの下におかれることとなった。

大村藩で捕囚された信徒の禁固は長期化し多数の牢死者を出したが、同数については諸説がある。浦上信徒総配流一〇〇年記念実行委員会は、劣悪な状況から「シマと云ふ老婆が入牢間もなく病死し、その跡を追って次から次へと死者が相次ぎ、入牢三ヶ年間に十七人余りの病死者を出した」と伝える（『信仰の礎』五頁）。

マルナスは慶応三年捕囚された大村領浦上信徒について、浦上の「二人の水方」が拠金を募り大村牢を密かに慰問したこと。その結果判明した情報から一八六九年一月三日（明治元年十一月二十一日）の時点で「二三名」から「七八人」に減少したと記す⁴²。在牢者の人数減については、牢死・脱獄・赦免による出獄等が考えられるが、マルナスは「死が猛威」をふるったと記す。同記述の出所については明確でないが、明治三年十二月二十日英国公使は三条

実美・澤宜嘉に対し「大村に切支丹人有之、甚過酷の処置にて毎日四五人つゝ、死するいふ事長崎よりの報告に慥に有之」と通告し真偽を質している。三条は英国側の情報源を問題⁴³とし、大村に「預人」は一切なしと答弁している（『日本外交文書』第三卷 一三二六号）。

牢内信徒の死者と脱走者について、片岡弥吉は次のように記している。

三年入牢の間に、餓えと寒さのために五五名が殉教している。このままでは心が弱り背教するかも知れないと心配した国太郎、初右衛門、常太郎、友八、多四郎の五名は、一八六九年の五月牢を脱け出して木場に帰り、国太郎と初右衛門は木場境の鳥越峠でつかまって大村につれもどされてしまった。多四郎と常太郎と友八は浦上の一木本に落ちのび信者の家にかくまわれた。

〔大村の殉教者〕 一四頁

すなわち、国太郎等五人は「一八六九年五月」破獄を試みたが、同年月は明治二年三月二十日～四月二十日間となる。片岡の記述は講演録であり原典の記載はなく、死者数については関係史料の発掘が待たれる⁴⁴。

本書では、上述した慶応三年八月二十日の記録（男女一一人収牢）と、次に見る明治三年の「処罰」記録及び破牢に成功した多四郎等三人を除き、死者について四四人と仮説しておこう。

大村藩は明治三年三月牢内信徒の罪料を決定し、逐次出牢させた。

明治三年午三月廿五日昨年浦上村異宗之徒召捕牢内男式拾八人 女四拾老人え召置候分男式拾八人 女四拾老人夫々取置を加え男ハ營繕と徒罪或親類預、女ハ諸奉公当町住居親類預等申付ル

〔大村家覚書〕二十六 七六頁

右の文中に見える「昨年」は明治二年を意味するが、同年藩領浦上で信徒捕囚を執行した史料は知られていない。慶応三年に捕囚した浦上信徒に関する記述となる。すなわち、大村に収牢されていた六九人のうち男二八人を營繕と徒罪・親類預とし、女性四一人を奉公と大村住居の親類預に処したことになる。維新期の大村藩刑法では、入牢について「未決囚或ハ婦女子ニ処ス」とし、徒罪について「十日以上老年以下、賭博密商竊盜せうどくノ類」と規定している。牢内信徒に対しても、同規定が準用されたこととなる⁴⁵。

浦川和三郎は拘禁された藩領浦上信徒について、木場村の切支丹が改心を申立てて出牢。「一年有余」大村で夫役に使われ明治五年（一八七二）四月十三日帰郷を許されたとする（『切支丹の復活』後編 一三頁）。大村牢囚徒改心の背景については、飢餓が厳しさを増したことが要因にある。マルナスは、一八六九年（明治二）の大村牢で「七歳未満の子供には食物が与えられず、その母のものを分け与えている」（46）とし、児童とその母親に対する藩の厳しい食攻め策を記している。母子の飢餓状態は、極限に達していたこととなる。

■二・藩領三重村の信徒（明治二年～同五年）

明治元年十月二十五日政府は宗門改めを命じ、「切支丹宗門改方追テ御規則相立候迄ハ旧幕ノ処置ニ相従ヒ不審成者有無取調来ル十一月限り弁事伝達所へ可届出候事」と布達した（『法令全書』明治元年 第八百九十三号）。大村藩の届出については未詳であるが、政府が放ったと見られる諜者の報告書(47)には、次の記事が見える。

一肥前領檜山家数三四拾軒之内凡拾四五人、伊王島之内大明家数四五拾軒之内凡三四拾人、同島之内馬込家数三四十軒之内凡式拾人、大村領長田家数三四十軒之内凡拾四五人、黒崎家数百軒余之内式三拾人異宗信仰之もの有之候趣ニ御坐候

（『日本外交文書』第一卷第二冊 六九七号其ノ二）

すなわち、佐賀藩領檜山（長崎市檜山町）等のほかに、大村領長田の信徒一四～五人と黒崎信徒二～三〇人が探索されたことが知られる。同情報は大村藩にも内報された可能性があろう。「長田」は、三重村の永田（長崎市永田町）(48)であろう。

明治二年十二月、大村藩は領内の三重村等で男女三〇人の身柄を拘束した。次の記録から知られる。

明治二年巳十二月五日三重村黒崎郷牧野郷之者共男女凡三十人宗旨方疑敷者有之、先日連出し候付吟味中揚入申付、此後吟味之上人数増減あり

（『大村家覚書』二十六 五五頁）

文中の三重村には檜山地区、黒崎郷（黒崎村）には牧野・出津が所在し佐賀藩領の飛地があった（『大村郷村記』第六卷 一一八、九八頁）。この時拘束された人数は三〇人と記されているが、吟味のため「人数増減あり」とする記事が

ら複雑な過程があり得たことが推測される⁴⁹⁾。信徒拘束は、前年謀者が報告した「大村領長田」「黒崎村」に関連する対応となろう。

その後の経過を見ると、明治三年十二月二十六日英国駐日公使館書記のアーネスト・サトウ Satow, Ernest が外務権大丞の楠本正隆と会談しており、関連事項が若干知られる。楠本は会談の冒頭、サトウに次のように述べている。

四五日前大村より出京の人有之、承及候へは去冬三重村と申処より疑敷者四五人有之段訴出直様城下へ召寄せ取糺し説諭を加へ指帰或は尚又呼出相調ね候事屢有之候由、今年に到尚又右の通訴出相糺候処愈々異宗の者三十人内外何分改心の見込無之に付右の者城下へ留置事に四月前比決定せりと聞く(下略)

〔日本外交文書〕第三卷 一三七号)

すなわち、楠本は三重村一件について「四五日前」上京した大村藩士から聴取したとし、「去冬」宗旨怪しき者が「五人」あり、城下に呼び出して説諭を繰り返したが、「今年」四月前比「三十人内外」の留置を決定したと説明している。次いでサトウは「如何なる処へ被召置候哉」と質疑し、楠本は「揚屋」と回答。「揚屋は牢の様なるものに候や」と問われ、牢とは少し変わり「三十人位入候共左まで狭くは無之」と応答している。ほか楠本は村中の様子について、村民は異宗徒に対し「縁」を切る厳しい状況であるとし、村内に溝が生じていること等を伝えている。

右については、前述した明治二年十二月五日「三重村黒崎郷牧野郷之者共男女凡三十人」を城下に召喚し拘束したとする「大村家覚書」の記事と比べて信徒拘束の年月に相異がある。ほか、耶蘇宗徒御処置取調掛の渡辺昇に同一件が報告されていたか未詳であるが、大村藩は外務省の楠本正隆に「一年後」の段階で告知し、その時点まで三重村異宗徒情報を「非公開」としていた可能性がある。

大村藩が三重村情報をこの段階で外務省に「内申」した経緯は未詳であるが、上述した明治三年十二月七日日英交渉があり加賀・紀州と「大村へ御預の分殊更過酷」とする英国側の追及がなされていた(『日本外交文書』第三卷 二三四号)。同情報が大村藩に洩らされたか未詳であるが、三重村問題については「自分仕置」となし得ない段階にあるこ

とが藩当局に認識されたことであろう。

浦川和三郎は、明治五年四月十三日「上黒崎・牧野の切支丹四十八名は一同帰村」を許されたとし、藩は一戸当たり玄米八俵を上限として給付、郷士二人を処罰したとする（『切支丹の復活』後編 二八頁）。

■三、浦上問題の推移

浦上信徒の預託状況は内外の新聞で報道され、日本側の措置を「不仁」とする公使団の論調は高まりの度を増していた。政府には安政の不平等条約改定の重要課題があり、明治三年信徒預託先の徒場・徒人に関する検討を開始。同四年預託先の実態調査を外務省主導下で実施したほか、異宗徒取締役を廃止した。明治五年には改心者の帰村を一部許可し、翌六年（一八七三）切支丹高札の撤去と預託者の浦上帰村を許可した。それぞれについて、若干付記する。

明治三年五月刑部省と外務省は、改心者の扱いと徒人・徒場に関する取扱いについて文書を交換。同年九月付で太政官は「諸藩御預異宗門の徒取締方外務省申合至急取調可申出事」とする御沙汰書を民部省と外務省に告達した⁵⁰。

同年十二月七日英国代理公使は三条実美と内談したほか、同月二十日三条ほかと列国公使との公式会談で加賀藩に加え、上述した「大村に御預け置の人民兎角過酷の取扱に相成候由」とし検分を要求した。三条は同会談で大村に預人は「一切無之」と回答した上で、加賀藩視察を受け入れている（『日本外交文書』第三卷 二二六号）。三条の答弁は、長崎府（県）の浦上信徒が大村藩に預託されることはなかったことにある。加えて、この時点で藩領浦上の信徒は改心し逐次出牢に処されていた。

明治四年（一八七二）五月政府は、外務権大丞楠本正隆と中野健明に預託地の巡見を命じた。楠本は担当した巡見地の結果について「多くは寛猛異同居内至而狭隘不潔」⁵¹と総括し、預託先には信徒処遇に「寛猛」の差があり居室等は劣悪状態であると政府に報告した。その結果、各藩の取扱いは統一され相当程度の「改善」⁵²がなされたようである。同年渡辺昇は異宗徒取締役を免じられたほか、伊万里事件の派生と岩倉具視を大使とする遣外使節問題が浮上した。渡辺の役免は、東京で所管した鹿児島藩預託者の取締役解任とセットでなされた。明治三年鹿児島藩は改心（改宗）

を表明した三〇人の帰村問題について、八月以降大久保利通を通じて政府に提言。

政府内では帰村許可の方向に傾いたが、渡辺が「長崎地方の取締りが未だ不十分であると強く反対」⁵³したこ

となどにより、政府は弾正台の検査を受ける名目を付して改心者を東京に移送。同年十二月中旬以降、渡辺は薩摩から移送された改心者の身柄を所管した。その後、渡辺は明治四年八月二十三日付で耶蘇宗徒御処置取調掛の役免が発令され、「異宗徒」は東京府に移管された⁵⁴。

渡辺が更迭された経緯は未詳であるが、弾正台が同年七月廃官とされたこと、政府内で改心者の帰村問題が現実味を増したことなどの他、対外関係への配慮などがある。同上について、次の事例をみておこう。

明治四年九月佐賀藩深堀領と旧幕領を管轄する伊万里県(翌年佐賀県、次いで長崎県に併合)が設置されたが、同県では大明寺村(伊王島)ほかで露見した六七名を捕囚し十一月佐賀へ送致した。同件は条約改正を目的の一つとした岩倉遣外使節の出発時期と重なり、外交問題とされる可能性があったことで「改心ノ験」が見えたと急速判定され、同年十二月二十四日には釈放されている⁵⁵。

明治五年春、政府は鹿児島から東京に移送した預託「改心」者の浦上帰村を許可した。東京府は壬申二月廿七日付で多田儀助等二名を指名し、長崎送還の手続きを開始している⁵⁶。

明治六年二月二十四日政府は「府県へ」として新札揭示の期間を「三十日間」とし、「従来高札面之儀ハ一般熟知ノ事ニ付向後取除キ可申事」(『法令全書』第六卷ノ一 第六十八号)と布達して在来高札の撤去を命じた。三月十四日司法

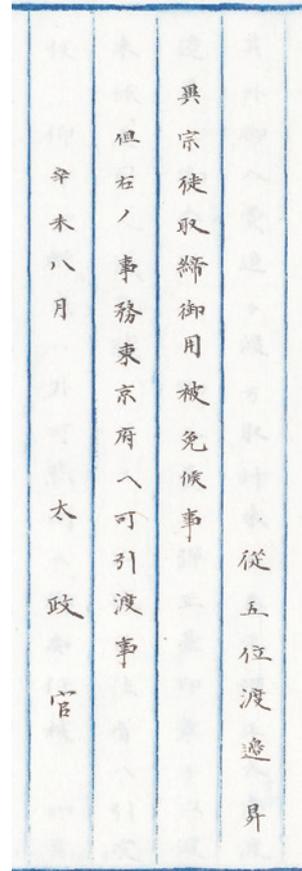


写真1-25 「渡邊昇取締差免ノ達」(部分)⁵⁵

省は「長崎県下異宗徒今般帰籍被仰付」(同上、番外並無号)と発令し、預託先の「一九三八人」の帰籍を指示した。ここに慶応三年に始まる浦上四番崩れと翌年以降の「旅」は終局段階を迎えたが、その過程では数多の人命と大小の家財が失われた。死亡者について山田光雄は、「公文録」などを集計し「五三三人」⁵⁸と算定した。家財について、明治六年九月の長崎県の調査では「無家」⁵⁹の者だけで五八九人を数えており、長崎県は応急の仮小屋を建てている。浦上問題は近世く近代移行期の日本でキリシタン宗門信仰の自由を要求する信徒の宗教運動に端を發したが、王政復古に始まり祭政一致・神道国教策を理念に据えた維新政府により峻拒され、多数の信徒が富山藩以西の各地に移送された。九州鎮撫総督・長崎府知事の統制下におかれた維新期の大村藩は領内浦上と三重村の信徒を捕囚したが、浦上信徒は明治三年まで藩牢内に「宗旨疑敷者」として留め置かれ多数の死者を出した。

浦上問題の歴史的意義は、信徒や改心者が移送先で示した忍従と多様な抵抗姿勢により内外の回路を通じて維新政权を動かし、江戸時代から続いた切支丹禁制を見直す端緒を開いたことにある。同上は近代日本の政治と社会における宗教の自由、宗教的寛容の価値觀醸成と相關する。明治三年閏十月付で少弁務使として渡米し代理公使を務めた森有礼⁶⁰は、同七年「宗教」を執筆し自身が主宰する『明六雜誌』第六号に公表。「教事は人民各事ノ所好」、他人を妨害する者には政府が「法を設ケテ之ヲ制スヘシ」と説論し、近代日本と宗教の關係に一石を投じている⁶⁰。

(清水紘一)

註

- (1) 中島昭子「信徒発見を知らせたバリ外国宣教師書簡」(キリスト教史学会編『キリスト教史学』第六十六集 キリスト教史学会 二〇一二年)。長崎純心大学長崎学研究所編「1865年ブテイジャン書簡―原文・翻刻・翻訳―「エリヤ写本」より」(信徒発見 150周年「記念」(長崎純心大学博物館 二〇一五) 一一四頁)
- (2) ①外務省編纂・通信全覽編集委員会編『統通信全覽』43(影印版)類輯之部二七 宗教門(雄松堂出版 一九八七) 四二七頁。
②維新史学会編『幕末維新外交史料集成』第二卷(財政経済学会 一九四三) 四七頁

- (3) 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七)。同書シリーズ、本文中に記載。
- (4) 安藤鈔之助(別に鈔之助)、公事方と関所取締掛を兼勤。森永種夫校訂『長崎幕末史料大成』3 開国対策編1(長崎文献社 一九七〇) 五七四頁
- (5) 日本二十六聖人殉教地付近。長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第二巻近世編(長崎市 二〇二二) 三五九頁
- (6) 『守山甚三郎覚書』(谷川健一編集代表『日本庶民生活史料集成』第十八巻 三一書房 一九九〇 八七九頁)
- (7) 『大村家覚書』二十四 複写(大村市立史料館所蔵)。
- (8) 片岡弥吉『日本キリシタン殉教史』(智書房 二〇一〇) 四〇八頁
- (9) 前掲註(2)① 四三二頁。前掲註(2)② 五〇頁。
- (10) 前掲註(2)① 四三七頁。前掲註(2)② 五三頁。
- (11) 片岡弥吉稿『大村の殉教者』(大村殉教地顕彰委員会 出版年不記載(一九七八年か) 一四頁。以下、本文中に表記。
- (12) 浦上信徒総流配一〇〇年記念祭実行委員会編『信仰の礎』(浦上信徒総流配一〇〇年記念祭実行委員会 一九六九) 五頁。以下、本文中に表記。ほか、外海キリシタン四八人も収監されたとする。
- (13) 唐人牢は、文化九年(一八一二)本牢構内に付設(藤野 保編『大村郷村記』第一巻 国書刊行会 一九八二 一六六頁)。同書シリーズ、本文中に記載。
- (14) 浦川和三郎『切支丹の復活』後編(国書刊行会 一九七九 初版一九二八) 五頁。以下、本文中に記載。同書では、捕囚者一二人の中に「雪嵐」と四股名を持つ「非信徒の力士一家七人がいたとする。同一家を除くと一八人となる。
- (15) 天和元年(一六八二)以降藩主が幕府宗門改役に毎年提出した「大名之証文」であろう。石井良助編『徳川禁令考』前集 第二(創文社 一九六八)所収 一六一号
- (16) 大橋幸泰『浦上一番崩れにおける大村藩と長崎奉行』(大村史談会編『大村史談』第五十九号 大村史談会 二〇〇八)
- (17) 国史大系編修会編『続徳川実紀』第五篇(新訂増補国史大系52 吉川弘文館 一九六七) 二八四、三七九頁、清水 聡『滝川具孝』(竹内 誠・深井雅海・太田尚宏・白根孝胤編『徳川幕臣人名辞典』 東京堂出版 二〇一〇 三九三頁)。
- (18) 長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編(吉川弘文館 一九七六) 六三四頁
- (19) 『九州事件并長崎裁判所御用仮留日記』二冊(東京大学史料編纂所所蔵)。
- (20) 日本史籍協会編『百官履歴』全二冊(東京大学出版会 一九七三覆刻)。以下、本文中に表記。
- (21) 大村丹後守宛官記、本文「長崎表取締被仰出候間九州鎮撫総督申談取締方行届候様尽力可致候事 正月」。一月二十六日純熙

- は太政官代に出向き同文書を受領(「大村家覚書」二十四 一一五頁)。
- (22) 中央大学人文科学研究所編『近代日本の形成と宗教問題』(改訂版)(中央大学出版部 一九九三) 五七頁
- (23) 内閣官報局編『法令全書』第一卷(原書房 一九七四復刻 原本一八八九)。同書シリーズ、本文中に記載。
- (24) 村田格山「明治初年の対耶蘇教政策考」新政府要人の「見込言上」について(大倉邦彦先生献呈論文集編纂委員会編『国史論纂』躬行会 一九四二) 二〇一頁
- (25) 鈴木裕子「明治政府のキリスト教政策―高札撤去に至る迄の政治過程」(史学会編『史学雑誌』第八十六編第二号 史学会 山川出版社 一九七七)
- (26) 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』一(東京大学出版会 一九七〇 原本一九三四) 一一頁
- (27) 大村藩の記録では「大村藩士族 渡邊舜 齡三拾一歳 明治元年四月十日用人 同年十二月十八日権辦事」(国立公文書館所蔵 内閣文庫(府県史料長崎)「長崎縣史料」二十四 大村藩史稿)。伝記については、似田達雄「渡辺昇」(大村史談会編『大村史話』下巻 大村史談会 一九八四 二二四頁)。松井保男「初代会計検査院長渡辺昇」(大村史談会編『大村史話』続編Ⅰ 大村史談会 一九八六) 二五二頁
- (28) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻(原書房 一九六九) 四四頁。澤後任の外務卿は、明治四年七月十四日岩倉具視、同年十一月十四日副島種臣(〃六年十月二十五日)。同書 八七頁。
- (29) 楠本は明治元年四月十四日大村家人人として澤と「邪教之義」について面談している(前掲註(19)「御用仮留日記」)。伝記については、似田達雄「楠本正隆」(大村史談会編『大村史話』下巻 大村史談会 一九八四) 二二〇頁
- (30) 「仙右衛門覚書」(前掲註(6) 八七二頁)
- (31) 「公議所日誌」第十五(明治文化研究会編『明治文化全集』第四巻憲政篇 日本評論社 一九九二) 八三頁
- (32) 板垣哲夫「彈正台(明治?・5・4・7)における政治動向」(日本歴史学会編『日本歴史』第三五六号 吉川弘文館 一九七八)。
- (33) 渡辺昇のほか二名の大村藩士が彈正台に出仕。
- (34) 外務省編『日本外交文書』第一巻第二冊(日本国際連合協会 一九四九) 六八七号ほか。同書シリーズ、本文中に記載。肥前浦上村耶蘇宗徒処置一件「第一巻第三拾貳号付属書(外務省外交史料館所蔵)ほか。なお、「浦上村異宗信仰致候者名前書」(長崎歴史文化博物館収蔵)は、年欠簿冊であるが「庶務課」の記載があり、この頃作成された文書の一例となろう。
- (35) 前掲註(8) 四四三頁。浦川和三郎は、渡辺昇の浦上出張を「六日と七日」とする(同上「浦上切支丹史」全国書房 一九四五再版 二八四頁)。

- (35) 長崎県から弁官に提出された報告書では移送者の「家材持越」について任意にしたと記しているが、信徒が携行し得た家財・金品は大多数が僅少であろう。
- (36) 山田光雄編『帰ってきた旅の群像 浦上一村総流配者記録』(山田光雄 一九九三) 七五頁
- (37) 長崎歴史文化博物館収蔵。同上複製本、大村市立史料館所蔵。この一件で大村藩が要した軍費は、金一〇九九両余と記載。
- (38) フランシスク・マルナス著・久野桂一郎訳『日本キリスト教復活史』(みすず書房 一九八五) 三九六頁。Francisque Marnas. LA RELIGION DE JÉSUS (ASO JAKYŌ) RESSUSCITÉE AU JAPON Dans la seconde moitié du XIX^{siècl.} II. Paris. 1896 p.177.
- (39) 浦川和三郎『旅』の話 一浦上四番崩れ』(カトリック浦上教会 二〇〇五 初版一九三八)。以下、(一)広島 六五頁。(二)鳥取 九九頁。(三)郡山 一五五頁。(四)伊賀上野 一六〇頁。(五)伊勢二本木 一六二頁。
- (40) 『異宗徒 第貳號甲第八号』(長崎歴史文化博物館収蔵)。浦川和三郎が前掲註(34) 二九二頁で紹介。
- (41) 御沙汰書發送についてイギリス側の記録では、英国外務省文書「一八七〇年一月十九日江戸における列国公使団と日本政府大臣との談判議事録」(加藤周一ほか編集、安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』(『日本近代思想大系』5) 岩波書店 一九八八 三〇四頁)
- (42) 前掲註(38) 三七四頁・三八二頁。Marnas. *ibid.* II. p.132. 142.
- (43) 三条実美は英国側の情報について「盗賊『清水宮内』の「虚言」としている。同人は肥後一向宗の僧侶から還俗。改革派教会の宣教師フルベッキ Verbeck. G.E.F. の日本語教師となり、明治元年夏彼から受洗。翌年聖公会のエンソル Ensol. G. に雇用されたが、同年長崎で捕縛、大村牢に収容された(小澤三郎『幕末明治耶穌教史』 亜細亜書房 一九四四 五三頁)。長老派教会のヘボン J.C. Hepburn も関連情報を把握していたようで、明治四年の書簡で「カトリック信者と一緒には禁されていたプロテスタントの改心者」と「飢餓の状態」に言及している(高谷道男編訳『ヘボン書簡集』 岩波書店 一九七七 一三〇頁)。
- (44) 史料の有無と現状について、大水文隆(カトリック三ツ山教会、長崎市)、三村誠一(カトリック大山教会、長崎市)両師から御教示を得た。
- (45) 「大村藩史稿 庶務課史誌係事務簿」(自明治元年至同四年(大村市立史料館所蔵))。ほか、(府県史料長崎)「長崎縣史料二十四 大村藩史稿」(国立公文書館所蔵 内閣文庫) 七三頁。なお大村領浦上の四か村(西村・北村・家野村・木場村)は、明治三年十二月二十三日滑石村と合併し「浦上村」と称(前掲註(37)の「大村藩史 全 庶務課史誌掛事務簿」三 五五頁)。
- (46) 前掲註(38) 三九二頁。Marnas. *ibid.* II. p.165.

(47) 政府譯者は明治二年以降弾正台に所属(前掲註(43)の小澤二郎『幕末明治耶穌教史』三三〇頁)。

(48) 永田については、三重村(藤野 保編『大村郷村記』第六巻 国書刊行会 一九八二 一一二、一四三頁)と、黒崎村(同第六巻 八四頁)に同地名が見える。なお正木慶文『長崎隠れキリシタン記』(新潮社 二〇〇三)一七九頁。

(49) 「浦上村切支丹発覚二付書付」(大村市立史料館所蔵)では、「此ノ結果如何」と記載。

(50) 外務省編『日本外交文書』第三巻(日本国際連合協会 一九五五)所収三三三号附属書。徒人・徒場に関する件については、同書所収二二七号附属書、二二九号附属書。

(51) 長崎地方文化史研究所編『耶穌教二関スル書類』(純心女子短期大学 一九九二) 六、一八四頁

(52) 家近良樹『浦上キリシタン流配事件』(吉川弘文館 一九九八) 一七五頁

(53) 前掲註(25) 六五頁

(54) 「御沙汰書抜萃」(東京都公文書館所蔵)。東京府は翌日大蔵省に「諸入費金」を請求(大蔵省御用留(東京都公文書館所蔵))。

(55) 「公文録 異宗徒之部 全」(明治四年)辛未自七月至十二月(国立公文書館所蔵)。

(56) 片岡弥吉『日本近代国家成立過程における伊万里県(深堀) 異宗徒移送事件』(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第四輯 吉川弘文館 一九七六 二版) 一三三頁

(57) 「御達留」(東京都公文書館所蔵)

(58) 前掲註(36) 七五頁

(59) 「明治六年浦上村異宗徒仮小屋取立入費帳 土木掛」(長崎歴史文化博物館収蔵)

(60) 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻(宣文堂書店 一九七二) 一三六頁。森はワッテルVattel, Emer deの論じた国際法の法理から宗教論を公表したが、根底には、浦上問題を踏まえた近代日本とキリスト教・国際社会に対する洞察があったろう。

第五節 版籍奉還と廃藩置県

一 王政復古

慶応三年(一八六七)十二月九日に「宮堂上へ諭告」として王政復古の達が出された¹⁾。これは將軍徳川慶喜が大政

奉還と將軍職辞退の二つを認め、王政復古を行い、幕府を廃止して、総裁・議定・参与とした。幕府が設けていた国事御用掛・議奏・武家伝奏・守護職・所司代は総て廃止するとした(2)。

王政復古の達が出された日に、御所の小御所で総裁・議定・参与の三職会議が開かれた。主に徳川慶喜の処遇を巡って論議された。

十二月十四日には「布達」として「宮堂上へ諭告」として出されて王政復古の達が大名、その家臣に対して出された(3)。王政復古の達が出されたが、その後、公議政体論派の主張で、慶喜に対する措置も曖昧になり、十二月二十二日には、慶喜の辞官を裁許したことに触れながらも、徳川幕府が行ってきた良法はそのままとすることを大名に布達した。このなかには領地上納のことは触れていなかった。二十三日と二十四日に三職会議が開かれたが、公議政体論派の主張で、辞官のことは承認されたが、納地のことは、政府の用途のためと限定、それも諸侯会議で決めることになった。

二十五日には「京都市中へ」として、達しが出された(4)。この場合も納地のことは触れていなかった。

公議政体論派の主張の方向で三職会議は進行し、薩長派の力が次第に弱まってきた。この状況を打開するために、薩長派は新たな手段をとった。

薩長派は江戸で浪人などを集めて乱暴や放火を行わせて市中を攪乱させた。江戸の警護に当たっていた庄内藩が憤り、十二月二十五日に薩摩藩邸を焼き討ちした。江戸での薩長派の意識的な攪乱工作は大坂にいた慶喜の下に伝えられた。孝明天皇の支持の下に政権を運営していた幕府は、孝明天皇の死去によって政権基盤が弱まっていた。幼帝を擁する薩長派による王政復古の断行によって政権の座を奪われたことで憤っていた幕府派は、薩摩討伐論が強まり、これをうけて慶喜は慶応四年(一八六八)一月一日に「討薩表」を出した(5)。「討薩表」には、次のようなことが記されている。

謹んで去月九日以来の事態を推察すれば、一々朝廷の真意ではなく、全く薩摩藩の奸臣の陰謀から出たものであることは天下の知るところであった。殊に江戸、長崎、下野、相模など所々乱暴、強盗の及んでいるのも、全

く同家の家来によるものであり、東西呼応し、皇国を乱している所業は別紙の通りであり、天も人も憎むところである。前に示し奸臣たちを引き渡すように沙汰を下すように、万一採用ならない場合は止むをえず誅討を加える。と王政復古の動きは朝廷の真意でなく薩摩藩などの奸臣が行っているものであるとして、これら奸臣の引き渡しを求め、これが採用されない場合は誅討を加えるとしている。

罪状として五カ条を挙げている。

一大事件は衆議を尽くすと仰せだされていたのに、九日に突然の非常の改革を口実にして幼帝を侮り、諸般処置で私論を主張したこと

一主上幼帝なので、先帝が委託なされた摂政殿下を廢して参内を止めたこと

一私意を以て宮家、四位以上の官位者をほしのままに昇進させたり、辞めさせていること

一皇居その他の警護と唱えて他藩の者を扇動し。武器を持って皇居に迫ったのは朝廷を憚らない大不敬である

一家来どもが、浮浪の徒を語り合い、屋敷に屯集し、江戸市中で押し込み強盗を行い、庄内藩の者が集まっている所に発砲・乱暴し、その他、下野・相模など所々で焼き討ち強盗の及んでいる証拠は明白である

王政復古以来の動きについて触れ、これらは薩摩藩の奸臣の私意から出たものであり、幼帝を侮っており、勝手な人事を行い、武器をもって皇居に迫る大不敬を犯したこと、江戸・長崎・下野・相模などで浪人を扇動して放火や強盗を行わせた証拠は明白であるとしている。

「討薩表」が出された翌二日には、会津藩・桑名藩を中心とする兵力が京都に向い、兵庫沖に停泊していた薩長派の軍船を幕府派が攻撃し戦闘が始まった。薩長派は慶喜出兵の報に接すると、東は大津、西は鳥羽・伏見で防備体制を固める策をとり、彦根藩に大津への出兵を求めたが、彦根藩は躊躇していた。このような状況の折に三日の朝に大村藩軍五〇余人が大津に着いた。三日夕方に鳥羽・伏見で幕府軍と薩長軍と交戦が始まった。戦いは薩長軍が勝利した。両軍の勝敗を分けたのは政治路線に対する認識と対応の違いであった。

長州藩は文久三年（一八六三）六月に下関でアメリカ・フランス・オランダ・イギリスの四国の軍艦と交戦し、薩摩藩は同年七月に鹿児島に來航したイギリス艦隊と戦い、両藩とも欧米諸国との軍事力の差と攘夷論の非現実性を認識した。薩摩藩は幕府との政治路線の対立から討幕策をとるようになり、軍備の近代化を一層進展させた。

一方、幕府も、徳川慶喜の就任以降、軍制改革で陸海軍の体制を整備した。その結果、諸藩を圧倒する軍事力を保持したことで、権力が維持できると見通し、大政奉還を行った。幕府は合議制における長となり、政権を運営する構想であったが、薩長派は西欧諸国との交戦の経験から、中央集権体制を形成する構想であった。政権構想の違いに基づく鳥羽・伏見の戦いで幕府軍の敗因は、明確な戦略の欠如と指揮系統の未整備であった。

二 明治政府の改革

鳥羽・伏見の戦いで勝利したことから、新政府は慶応四年一月七日に徳川慶喜の追討の「大号令」を出した。「大号令」を要約すれば以下のようである①。

徳川慶喜が天下の形成を得ることができないことを察して、將軍職を辞退することを願ひ出たので、朝議で聞き届けることにした

と徳川慶喜の將軍職辞退願とその承認について記し、これに続いて②

政権の返上だけでは、朝廷が土地・人民を保つことができないので、政治を行うことが難しいとして尾張藩と越前藩の二藩をして土地・人民までの返上を訊問したとし、徳川慶喜は直属の兵士や会津藩と桑名藩が承諾せず、万一暴挙を引き起こすこともあるかも知れず、それを抑えることに努めている旨を述べたと報告したので、朝廷は慶喜の恭順を認めて罪を問うことをしない寛大の処置を命じた

と記した上で、「慶喜が大坂城に引き取ったのは詐謀で、三日には配下の者や先に暇が出された会津藩の松平容保と桑名藩の松平定敬を先鋒として宮廷を犯す勢いにある中で、慶喜から兵端を開いたことから慶喜の反状は明白であり、

始終朝廷を欺いたことは大逆無道であり、最早朝廷においては寛恕の道も絶え果て止む得ず追討を命じた」として、慶応四年一月十日には「農商へ」として七日に出された追討令が發布されているが、「農商へ」ということから、これまで徳川が支配した地所を天領と称していたが、言語同断のことなので、この度は往古のようにすべて天朝の御料とする先の追討令になかった事項が記載されている。

慶応四年一月十七日には三職分課の制となり、徴士が設けられ、藩を大中小藩に区分した⁽⁸⁾。大藩は石高四〇万石以上、中藩は一〇万石以上三九万石まで、小藩は一万石以上九万石までと定められた。このことにより、大村藩は小藩に位置づけられた。

明治政府の行政機構が一応形成された。慶応四年二月三日には、三職七科の官制が改められて、三職八局となった⁽⁹⁾。明治政府は統治体制を強化する体制づくりを推進し、三月十四日には「五条ノ誓文」を出して、明治政府の基本方針を示した。それは江戸城の無血開城が決まった翌日であった。幕府の体制を否定し、明治政府の正当性を示すことが目指された。これに基づいて政治組織の編成を進めた。

三 藩治職制による藩制改革

■ 一・政体書

明治元年閏四月二十一日に「政体書」が出された⁽¹⁰⁾。

政体書は「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ」に始まる「五条ノ誓文」を冒頭に掲げ「右御誓文ノ条件相行ハレ不悖^{ソムレク}ヲ以テ趣旨トセリ」と誓文の諸条件に背かないことを趣意にしたと記している。

これに基づいて「天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス」と権力総てを太政官が掌握することを明記している。

太政官の権力を遂行するために「太政官ノ権力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三権トス」として立法を司る議政官、司法を担う刑法官、行政を遂行する行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官を置き計七官とした。議政官の下には上局と

下局を設置した。

地方は府藩県の三治制とした。幕府の直轄地に置かれていた裁判所を廃止して、城代・京都所司代・奉行があった所を府、それ以外を県とした府県制がとられた。

この頃、東北では政府軍と対抗する奥羽越列藩同盟の結成の動きが強まっていたこともあって、藩はそのままであった。

明治政府は権力基盤を強化するために、奥羽越列藩同盟に対して攻撃を進めた。政府軍は東進し、六月には白河を攻略し、八月には会津若松を攻撃した。九月二十二日に会津藩が降伏し、奥羽越列藩同盟は解体した。これによって東北での戦争はほぼ終わった。

■二、藩治職制

奥羽越列藩同盟の中軸であった会津藩が降伏した状況に基づいて、明治元年十月二十八日に「藩治職制」を出し、藩の制度改革を進めた^①。これまで藩によって異なっていた藩の職制を藩主、執政、参政、公議人などの職制に統一した布達で、明治政府の中央集権化の過程であった。

執政は藩主を補佐し藩内の綱紀政治を滞らないように務めるとされ、参政は藩内の庶務の円滑な運用を行うとし、執政と参与は藩主が選ぶとしながら任用に当たっては門閥にとらわれず、人材登用に努め公募を旨とされ、選んだ人員などは時々太政官に報告することとされた。また藩主の家政を司っていた用人などの制を廃止し、家知事を置き、藩政に関わらないことが求められた。公議人は執政と参政の中から選ぶとされた。

■三、大村藩の変化

一、明治元年の動き

大村藩の動向は「臺山公勤王録」が詳細に記述している。「臺山公勤王録」については作成時期は「明治三十二年以前、編者は樋口保」と明らかにされている。山路弥吉が編纂して大正九年（一九二〇）二月に刊行された『臺山公事蹟』

があるが、これは「臺山公勤王録」を基に記述されたとみられる。

大村市立史料館に所蔵

されている「臺山公勤王録」の第十六巻には明治初年の大村藩の改革について記述されている。



写真1-26 臺山公勤王録
(大村市立史料館所蔵)

「府県史料」と題された史料が国立公文書館 内閣文庫にある。これは明治政府が明治七年（一八七四）十一月十日に太政官達第一四七号で「国史編修ニ付維新以来地方施治沿革等左例則ニ依リ叙録正院歴史課へ可差出」と管轄している地域について、維新以来沿革などを記述して正院歴史課に提出することを命じたことに対応して編纂されたものである。

府県史料の中で「長崎縣史料」がある。この「長崎縣史料」には「長崎縣史料二十四 大村藩史稿」と題した史料があり、大村藩の明治初年のことが簡潔にまとめられている。

これらの史料を基に検討していこう。

二、長崎取締役に従事

鳥羽・伏見の戦いで幕府が敗北し、長崎奉行河津祐邦が逃亡したことから、土佐藩士佐々木高行と薩摩藩士松方正義が長崎に赴き内外の事務を行う会議所を一月十六日に設けていた。長崎は外交上で重要な地なので、薩長派の藩士が集まり対応を協議した。この年は福岡藩が長崎警固の担当であったが、非常事態の折は大村藩も兵を出すことになっていことから、大村藩に出兵が要請された。当時、藩主大村純熙は江戸にいたが、藩士と相談して派遣を

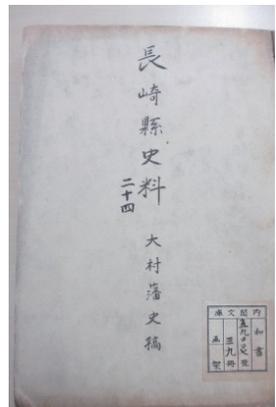


写真1-27 長崎縣史料二十四
大村藩史稿
(国立公文書館所蔵)

指示した。慶応四年（一八六八）一月十八日に大村藩兵二小隊と大砲半座で長崎警固に赴いた。同年一月二十四日には薩長派の中からとりあえず相應の人数を出して長崎の取締にあたることが指示され、二月二日には太政官から長崎取締が命じられて、二月十五日に九州鎮撫使澤宣嘉と共に長崎に赴いた。

大村純熙は長崎から帰藩すると藩政改革に取り組んだ。政治状況の変化、戊辰戦争の従軍などにより、旧来の体制では対応できないとの認識に基づくものであった。改革をすすめる体制を整えるために、慶応四年四月十日に城下大給士以上を集めて改革の概要を述べ、その内容を大目付に朗読させた。「軍律を始、諸政一新座列秩禄を改め冗費を省き不足を補」と改革の内容が伝えられた。

三、功労者の褒賞

明治元年の四月から七月にかけて功労があったとして二六名が褒賞された。四月十六日には、猪股廣右衛門が「年来作事方精勤ニ付」として禄二石、同月付二十一日には一瀬小右衛門が「年来記録方精勤且軍制改革方格別大儀ニ付」として禄五石加増され、七月十一日には西川桃芸が「砲学場設建以来製薬方遠来精勤ニ付」として禄二〇石加増された。同日には砲学場関係の者一名が褒賞された。末松右伝次と福田治兵衛は「砲学場設建以来大砲鑄立方精勤ニ付」とし家格村大給に取り立てられたように、大砲鑄立関係者が多かったことは、戊辰戦争で大砲の果たした役割が大きかったことを示している。

四、制度の改革

明治元年（一八六八）九月二十六日に城下大給以上を城中に集めて三カ年におよぶ士卒禄税を設けることを伝えた。戊辰戦争の従軍、長崎警備などで出費が多く財貨が欠乏しているので、家中も疲弊している折から忍びがたいが行わざるをえないとした。

士卒禄税は以下のような内容であった。高一石につき、諸士・昇槍抱足軽で領地保有者は米六升、禄米層は四升、役方は五升、諸職人・惣足軽・平民は抱地あるいは扶持米または竈などに応じて上納するとした。

大村藩の行政の中心は「本庁ハ肥前国彼杵郡大村玖島設置ス」と玖島城内に置かれた。

この措置は明治元年三月二日に行われた。「三月二日、城中ノ旧政事堂ヲ以テ藩庁トシ以テ政務ヲ施設シ漸次旧制ヲ改革ス」とあり、政事堂に藩庁が置かれ、改革が進められている。「而シテ管内ヲ二分シテ 本庁・支庁ノ分管ヲ定メ郡奉行二人ヲ置ク」と本庁と支庁と管轄の区分がなされた。旧来の体制は「従来政庁ノ分局ハ郡代所・勘定所・元締所・普請所・山役所・町役所・船役所等ナリ」とある事から、行政で区分され地域分割ではなかった。これが「初め四拾八村ヲ式分シ式拾式村ヲ本庁直轄トシ、式拾六村を瀬戸支庁分轄トス」と地域区分になり、二二カ村が本庁直轄、二六カ村が瀬戸支庁の管轄になった。

郡奉行は二人が置かれた。一人は本庁、他の一人は瀬戸支庁に配置され、代官や分局の責任者はいずれかの奉行に属するようになり、それに伴って責任者の管轄であった旧藩士も本庁か支庁の配属になった。藩政期は人別に編成されていたが、それが維持されながらも、地域編成に転換している。

明治二年は、次の四八カ村であった。

大村	鈴田村	三浦村	萱瀬村	彼杵村	川棚村	宮村	川内浦村
横瀬浦村	松島村	多比良村	瀬戸村	雪浦村	神浦村	式見村	福田村
郡村	江串村	千綿村	波佐見村	佐瀬村	伊木力村	長興村	高田村
時津村	日並村	浦上西村	浦上北村	浦上本場村	浦上家野村	滑石村	
西海村	形上村	長浦村	大串村	八木原村	大田和村	天久保村	
西高村	黒瀬村	大島村	平島村	中浦村	江島村	蠣浦村	三重村
畝苜村	古賀村						

五、会津若松へ派兵

明治政府の軍務官から会津若松への派兵が命じられ、明治二年九月六日に二小隊一七〇人が大村を出発し十日に

同所に着いた。備前藩兵との交替のためであった。明治三年三月五日に黒羽藩兵と交替し、同月十七日に大村に着いた。要した費用は一万九四七五兩であった。

◆ 四 版籍奉還と大村藩

■ 一・藩知事・藩権大参事の任命

明治政府は藩の解体を進めるための施策を更に強めた。藩はこれまで領域内の土地(版)と人々(籍)を統治していた。この統治権を巡って明治元年十一月十一日に姫路藩主酒井忠邦が版籍奉還の建白書を出した。

版籍奉還の建議は、木戸孝充が既に慶応四年二月二日に行っていた。中央集権体制を形成するためには藩の解体が必要であるとの認識に基づくものであった。明治二年一月二十日には薩摩藩・長州藩・土佐藩・佐賀藩の各藩主が版籍奉還の建白書を上申した。建白書は主君・上官に対して臣下が考えや意見を記した文書なので、この場合は版籍を奉還することを願い出る動きであった。

各藩でも版籍奉還の気運が強まり、殆どの藩が願い出た。同年六月十七日から二十四日にかけて認可され、大村藩は六月二十四日に認可された。

版籍奉還が速やかに進行したのは、戊辰戦争で藩の財政が悪化したこと、政変で藩内の対立が強まったこと、領有権の解体であることが認識できていなかったことなどによるものであった。

版籍奉還によって、領有権が消滅したことに基づいて、地方知行制はなくなった。藩主は藩知事に任命され、明治政府の行政機構に組み込まれた。しかし、徴税権は保持していた。

明治政府は中央集権を更に進めるために、行政官が藩知事に対して、以下の内容を調べて申し出ることを命じた達を明治二年六月二十五日に出した¹²⁾。

一 従来支配してきた領域の総高・現米総高

一 諸産物・諸稅數

一 役所の一カ年の費用

一 職制・職員

一 藩士兵卒人數

一 寺社領など禄扶持米を支給してきた者の人數と禄高

一 現石十分の一を藩知事の家禄とする

一 支配地の人口・戸數

一 一門以下兵士は総て士族と称えること。家禄を定めに基づいて改革すること

この達に基づき知藩事の家禄は現在の支配地石高の一〇分の一となり、藩士層は士族とされた。

藩治職制に基づき、職制が改正された。

明治二年六月、大村純熙知事二任セシヨリ漸次職制ヲ改正

とあり、大村純熙が藩知事に任命されたことが記されている。大村純熙は明治政府の行政官になったことがうかがえる。

大村藩知事については、次のように記している。

大村藩主

大村純熙

齡四十歳

明治二年六月二日

高三万石

依戦功世下賜候事

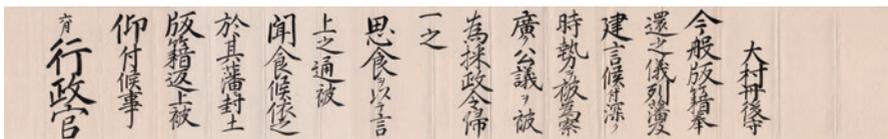


写真1-28 版籍奉還認可書(版籍奉還二付達)

(大村市立史料館蔵)

同年同月二日

大村藩知事被仰付候事

明治三年九月十二日

叙従四位

明治四年二月十四日

免大村藩知事

大村藩主の大村純熙が明治二年六月二日に賞典録三万石を下付されたことと、同年六月二十四日に大村藩知事に任命され、同三年九月十二日には従四位に叙せられ、四年二月十四日には大村藩知事を辞めたことが記されている。これにより版籍奉還に伴う藩知事には、大村純熙が就任したことが分かる。

大村藩大参事は藩治職制に基づいて二名任命されている。一人は大村右近である。

大村藩士族

大村右近

齡二十九歳

明治二年十月十日

任大村藩大参事

右

宣下候事

十月 太政官

明治四年十一月二日

依願本官被免候事

とある。大村藩の大参事には、大村右近が明治二年十月十日に太政官から任命されている。大村右近は明治政府の行
政官になり、明治政府の指示に従って動く立場になった。大村純熙の藩知事任命が明治二年六月二日なので、藩知事
任命からほぼ四ヵ月後である。

他の一人は針尾九左衛門である。

大村藩士族

針尾九左衛門

齡四拾五歳

明治二年十月十二日

任大村藩大参事

右

宣下候事

十月 太政官

明治三年十二月二十日

免本官

庚午十二月太政官

針尾九左衛門は大村藩の尊攘派であり、文久四年（一八六四）には家老職に就いていた。
権大参事二人は稲田又左衛門と浅田進五郎が任命されている。

稲田又左衛門については、次のように記されている。

大村藩士族旧称東馬

元中老

稲田又左衛門

任大村藩権大参事

齡三十七歳

右

宣下候事

十月 太政官

明治四年十一月二十六日

役局の人事も行われた。学務局について見れば次のようであった。

大村藩士族

神浦弥門

齡二十五歳

明治二年十一月十一日

任大村藩学務小参事

と学務小参事の任命が行われている。

■ 二、藩制度の改正

一、藩役所名の変化

明治二年六月に藩知事、同年十月から十一月は初旬に権大参事の任命が行われたことから制度改正が進められ、同年十一月十一日に「改正令条」が出された。

明治二年十一月十一日に、城下大給以上を城中に集め、大広間で大村純熙が藩制改革を行うことを以下のように告げた。

大政一新府藩県一致之御趣意を以藩治職制改革之儀も從朝廷被仰出候ニ付而者從來之制相廢し新職掌を設け役儀申付ニおいては己之措て他を議するなく当役を専務ニ相心得勉強実行を遂げ候ハ勿論忝敬礼節を旨とし藩内之風儀彌厚ニ趣き上下各其業ニ安し政体を不失様有之度我等之心事厚く体認致し一同無懈怠可相手勤もの也

明治二己年十一月

純熙

藩中へ

大村純熙が藩制改革を行うことを告げた後で、大監察が改革の内容を発表した。改正は多くの事項にわたって行われていることから、旧来の体制の転換が目指されたことがうかがえる。

主要な改正事項は、次のようである。

藩政府を「政府之儀知政堂ト相改候事」と知政堂に改めたことを示し、新しい体制になったことを告げた。役局は表1-10、1-11のように改正された。

藩政期には請役所を中心に文武館・郡代などの六局が設けられていたが、これが版籍奉還後は、郡治所・財用所・軍務局・刑断所・内務所と役局名が変更された。

役局は藩制期には町役所・勘定所など一役局で、役局数は変わらないが、管轄と機能が変化した。郡治所・財用所・内務所・軍務所に編成され、管轄する役局が定められて、管理と運営が明確になった。郡治所には寺社局・市井局・山林局・境方、財用所には計勘局・営繕局・出納局、軍務所には造兵局がそれぞれ属するようになり、名称も近代的になっている。

表1-11 役局の変化(諸局)

新役局	藩政期役局
諸局	
学務所管轄 議事局	文武館
郡治所管轄 社寺局	道中部屋
郡治所管轄 市井局	町役所
郡治所管轄 山林局	山方部屋
郡治所管轄 境方	当時自宅
財用所管轄 計勘局	勘定所
財用所管轄 営繕局	御普請方
財用所管轄 海運局	御船方
財用所管轄 出納局	元メ所
内務所管轄 内斗方詰所	御台所
軍務所管轄 造兵局	砲学場

表1-10 役局の変化(請役所)

新役局	藩政期役局
請役所	
学務所	文武館
郡治所	郡代部屋
財用所	元占所
軍務局	砲学場
刑断所	御役場
内務所	御火焼間

【註】 表1-10～12は、大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会、1997年)から作成。

役名も表1-12のように変更された。

御境奉行が御境役、料理人頭が料理人取締役方、御漁場目付が御魚場取締に変化した。

二・諸役の改正

役局の整備に伴って、役職の整理も行われて多くが廃止された。以下の諸役が廃止された⑬。

式拾騎馬副 鍛冶支配 同取締 社寺目付 五教館監察 禮法稽古
 取立 同立会 軍務方顧問 御側詰 享之進様御伽番 同右筆 同
 見習 同仕立 元メ所筆者 天文方取立 勘定役頭取 勘定人 度見習 同仕立 内用方下役 狼煙番 諸所
 類役

これらから藩政期には多くの役職があったことがうかがえる。

内役所の管轄にあった役は、左記が廃止された。

諸隊督議 諸稽古頭取 砲学場頭取 出納方顧問 砲学場製薬方 同彈薬方 政府筆者 同見習 同仕立 普
 請手代 同見習 硝石丘用掛 水車用掛 大納戸下役 御共掛 路方御用勘定役 当町人馬方定役 彼杵川支
 配 諸村質素方

軍事関係は内役所に属しており、改革で多くが廃止された。戊辰戦争が終結したことによる措置であった。藩の精鋭隊であった新精組も「新精組御廃止之事」と廃止され、戦時体制を解除した。

茶道においては、三代にわたって務めた家は資格が大給になっていたが、この制度も廃止し、それに伴って茶道俵渡も廃止した。

内役所に付属していた次の役も廃止した。

表1-12 役名の変更

役	境役旧役名
御境役	御境奉行
御境方	御境方付役
御境方下役	下役 諸村御境方
料理人取メ役	取締方 料理人頭
財用所書役	書方 元メ筆者
御魚場取締	取締 御漁場目付
鞆獄方下役	下役 出訴方
捕亡方下役	下役 盜賊方下役
津留方	津留目付
作場見廻方	作奉行
道橋見廻方	道奉行
砲方	砲目付
真珠見繕方	真珠目付
石炭鋤方	石炭鋤目付

三御殿口番三人 同定助三人 小道具掛 内務所請払五人 奥用達四人 同定助四人 大殿様御殿請払定役三人
人 二ノ丸屋敷一人 上方様付三人 書史見習一人 獵方川方一人 獵場取締四人 上方様付定助三人 真
珠方見繕四四人

藩主の家政関係者も整理している。

以上のように、藩役職について詳細に検討している。これは諸役局についても行われている。次のように、かなりの役職が整理されている。

知政堂 応接方の筆生見習八人、大監察支配では諸村横目三九人が整理されている。

郡治所 左記が削減された。

境方見習一人、境方下役四三人 郡治方見習四人 諸役場当役一〇人 櫛役場当役一人 煎海鼠方取締一人 諸役場受払並手伝四三人 国産方一〇五人 同定役六人 養蚕方一人 金具屋頭取一人 石炭方取締一人 津留方七人 天神丸上乘一人 長崎商会所定役七人

郡治所には、殖産関係の役局があったが、これらも多くは廃止している。養蚕・石炭・海鼠・櫛で削減が行われたことは、これらが藩政期には重要な役局であったことから、体制転換が進んだことを示している。

斗勘局 斗勘方属役七人 同見習一〇人 諸村算用方五一人が削減されている。年貢徴収では村で大きな役割を果たす算用方や帳簿作成頭取が五人削減されたことから、各村の算筆方頭取役が廃止されたことを示している。

営繕局 左記が廃止された。

営繕方頭取(鍛冶支配兼帯)同属役一〇人 洞見習七人 同夫仕八人 材木下方四人 張付屋二人 番大工八人
海運局 海運方下役三四人が整理された。

軍務所 左記が廃止された。

砲術師範 同佐 同立会人二人 砲術稽古詰込押一人 砲学場算師一人 同授読師一人 諸隊伍長 同定助 同

世話役 焰硝蔵番 鍛冶見習 書役三人 医員取締役一人 操練方師範 同佐 同立会 同手伝 伊ノ浦寄船武士方 造兵頭取 同下役 鋳物師見 砲術関係以上が整理されている。戊辰戦争では大砲が大きな役割を果たした。持ち運びが可能な山砲が使用された。主要な大砲の原理、操練にかかわる役職が整理されている。戦時体制の解除が進められている。

刑断所 韃獄方下役 書役四人、捕下方下役二人が整理されている。

学務所 上記の役職が整理されている。

教授 助教 同定助 無念流取 同定助 郷秀舎授講師 同算師 諸村鋳術方肝煎同頭取 郷秀舎者詰頭取 師範 同佐 参教 舎長 学生諸長 諸禮方 城下給人稽古頭取 柔術取立

版籍奉還によって体制が変化したことから、藩制期の体制が大幅に検討され、不要とみなした役局は廃止している。整理された役局から、藩制期には多くの役職があったことがうかがえる。

明治二年十一月十一日に出された改正令条は、勤務、服装、書類など多分野にわたっての規定になっている。

小参事には、以下のような書付が出されている。

- 一 士族以外の者に職務を命じる折りは、知政堂の承認を得てから小参事から伝えること
- 一 皆納届けなどの書類は特に重要なので、小参事と相談した後でその役局の司が知政堂に赴いて提出すること
- 一 一家格身分に関わらず願うことは、その筋の正参事と権大参事に相談し、その上で藩知事にうかがい、承認されたらその旨の印章を付けた書類を正参事と小参事に提出して退座のこと
- 一 小給家格身分に拘わる願ひなどは寄り合い日に限らず受け取り、それを知政堂に提出のこと
- 一 大事は知政堂の認可を得て取り計らい、小事は小参事が処理し、その旨を知政堂に届けること
- 一 社寺にかかわる布告は担当局から出すこと

勤務に関わることが詳細に規定されている。これらからも藩籍奉還により、新しい体制づくりが行われている。

明治二年十二月二十五日に令条が出された。この令条からも改革が進められていたことがうかがえる。関連する条項での大要は、次のようである。

一年始・八朔御礼の節の名前披露は廃止

一 正月二日打ち始めは廃止

一 正月十五日の饗応は廃止

役局・座席順序なども改革されている。

一 二等官以上は旧城代以上の格式とする

一 議事局は知政堂の管轄と改正

一 斗勘方頭取の役席は財用方の次とする

一 営繕方頭取は営繕方取締と改め、役席は斗勘方頭取の次席とする

一 横目の役席は城下給人の次席

書類の取扱も改正された。諸願や伺いは村大給以上は大参事に直接提出していた。これが次のように改められた。

一 馬廻以上の諸願や伺いはその隊の大隊長が取り次ぎ大参事に提出

一 給人以下はその隊の小隊長が取り次ぎ大参事に提出

一 知政堂常勤の正権参事・家令・家扶は、それぞれの仲間が取り次ぎ、大参事に提出

一 勤務に関するものは、その上司が取り次ぎ、大参事に提出

一 嫡子の身上に関わる願いや伺いの届けは、勤務役と関係なく親から願ひ出ること

一 一代限り勤務中の村大給格の者は、嫡子の御目見を始めとして身内に関する願ひ扱いは村大給と同様に扱う

一 願ひが提出された場合には、一代限村大給と勤務中の村大給以上は、その月に勤務の大参事に提出

大参事への願ひや伺いの扱いは、格式と身分に応じて対処していた仕方が異なり、所属長の扱いとなり、所属組

織が重んじられるようになっていた。人的繋がりから組織に変化しており、役局の整備と対応して、格式と身分を基本としながらも、組織の役割が増してきている。

版籍奉還によって、藩主が藩知事、家老級が大小参事になり、それぞれが政府の行政官になったことから、従来の体制の再検討が行われた。旧来の体制が大きく転換するまでには至っていないが、不要と見なされた役職は廃止され、その組織に所属していた者も整理されている。願いと伺いの手続きにおいても、人的繋がりから組織を通じる運営に変化している。明治政府の政権基盤が大村藩でも強化されたことがうかがえる。

三、地方知行地の廃止と禄制改革

明治三年二月に藩が保有を認めていた藩士の土地保有（地方知行）が廃止され、米で支給されるようになり、地方知行制が解体した。大村藩の特徴であった十七世紀初期からの藩士の広範な土地保有制はなくなった。

明治三年二月に禄制改革が行われた。同年二月の十五日、十六日、十七日に士族総員を政庁に分割して招集し、大広間で禄制を改革することを告げた。

禄制改革について、大村純熙は次のように論達した¹⁴。

先般封土返上之後、職録制共改正すへき旨朝命有之、職制之儀者去冬先ニ改革候処一同其意を体し奉職聊無懈怠取深令満足候、給禄之儀者元采廩米采地之別も有之先祖以来何れも功勞ニよりにて賞与し或ハ自己之力を尽開墾する処も不少尠（中略）大政維新之際ニ当り臣子之分私情を以公道闕べからず断然適宜之制を定めて従前之禄惣而引上ケ新ニ廩米本石として令給与候条厚く朝旨奉体し向後益分限ヲ守り忠勤を励ニおいては一藩之面目のみならず実ニ皇室之至慶也

明治三年庚二月

純熙

藩中へ

と地方知行地を総て取り上げて給米制にする禄制改革を行うことを論じた。

「墓山公勤王録」に「改革令摘要」が記されている。それを引用すれば、以下のように詳細に改革の内容が示されている。

一家格ヲ定テ三等トス

上士 旧馬廻、同格医者

中士 旧城下給人、絵師、村給人

下士 旧小給

右士族ト称ス

とあり、藩士を上士・中士・下士と三階層に区分し、必ずしも明確でなかった家格を整理した。

新二禄ヲ制シテ十五等トナシ家禄ニ応ジテ家米ヲ給ス

給禄ハ廩米本石ヲ以テ定ム

新しく設定された禄高は表1-13のようである。

大参事を務めた針尾九左衛門は慶応三年（一八六七）に禄高は四〇六石とされている。「大村藩士データファイル」によると藩士の中で禄高は最上位にある。

⑮によると藩士の中で禄高七〇石となっている。針尾九左衛門は一等に属すると見られることから、禄高は旧禄高の一七％であり、八三％の大幅な禄高削減になる。

士族以外については、表1-14のようである。

一鉄砲足軽・惣足軽・馬屋之者・諸職人ヲ卒族と称シ、四等二分テ扶持米ヲ給ス

表1-13 改正禄高一覧

士格等級	石高	家来
一等	七〇石	五〇戸
二等	六〇石	四五戸
上士三等	四七石	四〇戸
四等	三五石	三二戸
五等	二七石	三〇戸
六等	二〇石	二五戸
七等	一四石	二〇戸
八等	一一石	一八戸
中士九等	九石	一七戸
一〇等	八石	五戸
一一石	六石	五戸
一二等	五石	五戸
一三等	三石	
下士一四等	二石	
一五等	一石	

【註】 表1-13、14は「墓山公勤王録」から作成。

表1-14 士族以外の禄高

等級	扶持米
一等	六俵
二等	四俵
三等	二俵
四等	一俵

とあり、卒族が設定され、さらに四階層に分けられた。

卒族では一等が米六俵、最下位の四等は米一俵でしかない。卒族は支給される扶持米だけでは生計はなりたない。ここにも禄制改革の厳しさが現れている。

五 藩制改革要綱と大村藩

明治三年九月十日に明治政府は「藩制」を布達した。

年貢米収量が一五万石以上を大藩、五万石以上を中藩、五万石未満を小藩と藩を区分し、石高は領内の米産出量でなく、年貢米量の物成で表示するとされた。

藩庁には知事・大参事・権参事・小参事・権小参事と大属・権大属・小属・権小属・史生を置くとしたが、権小参事は五万石以下の小藩には置かないとされているので、大村藩は必要でなかった。

藩知事の家禄は年貢米量の一〇分の一と定め、陸海軍費は藩知事の家禄を引いた残りの一〇分の一とし、軍事費の確保を指示した。

九月十日に政府の指示に基づいて公議人と公用人を廃止した。十一月には彼杵村と時津村の二村それぞれに支庁を設置した。金銭出納は本庁が担当した。

十一月十八日に大村藩は合併を行って四八村を三八村にする伺いを政府に出した。理由は地理的に入り組みが多く不便であること、土地制度の改正に基づく調査で間違いが多く、経費も少なくなないので、これを除くためであった。

政府の認可を得たことから、村の合併を進めて十二月二十三日に三八村にした。

合併と分轄によって形成された村は、次のようである⑬。他の村は従来の村域。

竹松村・福重村・松原村を分轄

千綿村・大串村を合併

上波佐見村・波佐見村を分轄

下波佐見村・波佐見村を分轄

伊木刀村・佐瀬村を合併

長与村・高田村を合併

時津村・日並村を合併

浦上村・浦上西群・浦上北村・浦上木場村・浦上家野村を合併

面高村・天久保村・大田和村を合併

黒瀬村・大島村を合併

三重村・畝芦刈村・黒瀬村を合併

平島村・江島村を合併

同年十一月には正権小参事以下の改正が行われ、新しく小参事二人及び正権小属史生が置かれた。これによって三
支庁になった。三支庁の職員構成は表1-15のようであった。新しく設置された彼杵支庁と時津支庁には受払の職員は
いなかった。同年に郡治・学務・刑法・財用・軍務の五役局のうち郡治と財用を合併して、庶務・財用・学務の三局になっ
た。同年十一月十五日には、上士・中士・下士を士族と称するようになった。これは明治政府が明治二年六月二十五日
に行政官達として一門から平士までを士族と称することを定めたことによる措置であった。

■ 一・ 功労者の褒賞

明治三年に一三名に年来職務に精勤したとして褒賞を行った。四月九日に喜々津近五平に対して家格を中士に上げ、
蔵米二石の加増をしたが、それは数十年來近習方に精勤したことによるものだった。八月一日には三島邊右衛門を家
格九石高中士・蔵米二石の加増をしている。郡方精勤と禄制改革に尽くしたことの褒賞の理由になっている。禄制改革
が複雑であったことがうかがえる。

表1-15 三支庁の職員構成

支庁	権大属	権小属	書史	受払
瀬戸支庁	1	1	1	1
彼杵支庁	1	1	1	
時津支庁	1	1	1	

【註】 表1-15～18は「長崎縣史料二十四 大村藩
史料」から作成。

■二、明治三年の大村藩財政

明治政府が明治三年九月十日に布達した藩制には、財政状況の書類を様式に従って報告することを義務づけていた。大村藩史料に「会計」の項があるが、「藩制」で示された書式ではなく、主要な歳出が纏められたものとなっている。表1-16

米は、本庁・支庁の費用が多い。

「永」は中世に使われた永楽銭の名残で、年貢納入などで用いられ、関東で使われ、関西では銀経済圏であったことから一般的でなかったのが明治政府への対応がうかがえる。関東で使われ、関西では銀経済圏であったこと

米支出でも本庁・支庁の庁舎が多いが、東京・大坂・長崎の藩邸費も多額であり、藩運営では領外の対応が重要になっている。これを示しているのが若松警護費である。若松警護は明治二年九月から三年三月まで担当した。要した軍費金として一万九四七五両・永五五〇文一分の費用であったと記されている。表1-17と金額は異なるが多額であった。

「異宗方に関する費用」も少なくない。政府の役職に就いていた渡辺昇が明治二年八月に耶穌宗徒処置取扱を命じられ、同年九月に九州に派遣されてキリスト教信者の対応に当たった。これに関する費用である。

藩債の年賦返済額も多いことから、大村藩が多額の藩債があったことがうかがえる。

明治四年の財政は表1-17のようである。この年には廢藩置県が

表1-16 主要歳出(明治3年)

量・額	内訳
米20,836石1斗3升6合2勺	本庁・支庁費の合計
永29,589貫803文	同上
米289石7升5合8勺	東京・大坂・長崎の藩邸費の合計
永15,821貫132文4分	同上
永11,904貫389文1分	若松警護費
永2,099貫148文3分	異宗方に関する費用
永639貫100文	大蔵方納め
永2,599貫115文	借請年賦利払金

表1-17 主要歳出(明治4年)

量・額	内訳
米4,312石1斗6升7合5勺	本庁・支庁費
永54,814貫59文1分	同上
米97石1斗8升3勺	東京・大坂・長崎の藩邸費
永17,653貫3,584文6分	同上
米3,684石812斗16升9勺	東京府下取締
永10,503貫82文8分	大蔵方納め
永162貫161文5分	借債年賦利払金

行われて藩から県に転換するが、行政区域は変わらず会計年度も同じなので、明治四年一年間の財政である。

本庁・支庁費は米支出が減り、永が増えている。明治四年五月十日に新貨条例が制定されて貨幣流通を推進する政策によると見られる。

東京府下取締が支出されている。これは廢藩置県が行われ治安対策として、政府から東京警護を命じられたことに対応して東京に出兵した経費である。

借債年賦利払金が減っていることから、藩債の整理が進められたことがうかがえる。

■三、税制の改革

大村藩史料の中に租法の項がある。それに依拠して租税制度の変化を見れば以下のようである。

曩昔収租ノ法タル四ツ五部ト称シ高一石ノ正租四斗五升ヲ収ム

とある。これからすれば租税率は四五割である。この正租に対して郷夫給米である口米九合、役夫給米としての夫米七升五合が徴収され、これらを加えた五斗三升四合が定免とし、これを五ツ三部四厘と称してきたとある。付加米を加えた租税率は五三・四割になる。

「租法」には「文化年間更ニ検査ヲ経テ十ヶ年ノ収入額ヲ平均シ以テ定免トス」とあることから、文化年間（一八〇四～一七）に改正され、それを新しい定免としたことがうかがえる。

「管内元高反数及ヒ正租雑税ノ沿革」として、次のように記している⑬。

明治元年については、次のようである。

明治元年調査ノ大略

草高三万三千百三拾四石五斗六升式合六勺

反数式千四百四十五町式反式畝拾七步半

畑千四百五拾五町式反六畝八歩

正租米一万四千百三拾三石七斗七升九勺

同錢百五拾七貫四拾文

雜稅米八百七拾壹石三斗九升貳合七勺三撮

右ハ普請料

同小麦千六百貳拾八石三斗八升七合

右ハ反高場納

同錢貳万三千九百八拾貫六拾文

右ハ雜稅

とある。これによれば草高つまり領内で収穫される米の量で、大村藩の草高は明治元年で三万三三三四石五斗六升二合六勺となっている。

反数は二四四五町二反二畝一七歩とある。このことから領内の平均反収は一石三斗五升であり、米生産量は低くない。

租税としては米が一万四三一一石七斗七升九勺とあることから、一反当たりの租税米は五石七斗八升であり、反収に対する租税率は四二・八割である。この限りにおいては五公五民の体制にあったことになる。

明治二～四年にかけての草高と田畑数を大村藩史料から見れば表1-18のようである。

明治元年と二年では、草高と田畑数が大きく異なっている。これは内高が算入されたことによるとみなされる。

各藩が明治二年または三年に政府に報告した石高・田畑反数・戸数などをまとめた「藩制一覽」¹⁸⁾に大村藩は、以下のように記載されている。

表1-18 明治元年～4年の草高・田畑数

	明治元年	明治2年	明治3年	明治4年
草高	33,134石5斗6升2合6勺	50,454石6斗1升3合5勺	58,971石9勺	59,928石6斗9合9勺
反数 田	2,445町2反2畝17歩	3,701町5畝3歩	4,268町6反13歩	4,346町9反4歩半
畑	1,455町2反6畝8歩	2,202町6反6畝1歩半	2,552町3反3畝9歩	2,584町2反1畝5歩

大村藩

(八千九百七十石九斗九升四合九勺四)

草高 五万四百五十四石六斗一升三合五勺六才

高 貳万七千九百七拾三石八斗七升七合

込高 (斗八升五合六才)

新田改出 五千三百六十石六才

再改出 一万七千二百二十石五升一合五勺 庚午士族引上地より改出

とある。文中にある(八千九百七十石九斗九升四合九勺四)は訂正なので、これに従えば草高五万八千九百七十石九斗九升四合九勺四となる。

■四、禄制改革

士族と卒族の知行高については、以下のように記している¹⁹⁾。

明治元年は次のようである。

明治元年総額ノ概略

草高一万七千九拾四石九斗三升五合三勺

右ハ士卒采知高ナリ

現米五千八拾八石五斗貳升一合六勺

右ハ士卒廩米高ナリ

これによれば、「士卒采知高」は一万七一九四石九斗三升五合三勺としている。このことから、領地の五一・五割が士卒に支給されていたことがうかがわれる。

「士卒廩米高」は五〇八八石五斗二升一合六勺とあることから、蔵米取層の額である。明治二年は版籍奉還が行われ、

藩知事の家禄が正租と雑税の一〇分の一と定められたことにより、「現米貳千六百三拾貳石
ことから、知事家禄は二六三二石となった。

明治三年は地方知行地が廃止された。

明治三年二月士卒ノ采知ヲ収テ尽ク廩米ヲ給ス

現米一万千八百九拾四石八斗六升六合七勺

右ハ士卒給禄高ナリ

とあり、知行地が廃止され、蔵米制に転換し、一万一八九四石八斗六升六合七勺が
現米で支給されるようになった。

明治三年十一月には、士族・卒族の一部に帰農を申し付ける措置が取られた。

十一月二十三日に政府弁官に対して、士族・卒族の戸数が多く、家禄を給与して
いては必要な経費が不足するので、一部の者に帰農を申し付け、これまで支給され
てきた家禄の三年分を支給したいとする旨の申請を行った。二十五日に認可を得た
ことから、次措置が取られた。

士族の中で家禄三石の者は家禄二石とし、家禄二石以下の者は、士族と卒族の区
別なく、その籍を剥き、家禄三年分を与えて帰農させる措置が取られた。

家禄三石から二石制への転換によって、現米七七石が藩に収納された。士卒で剥
籍される家禄二石以下に支給されていた現米総額は二七一三石三斗六升三合三三二
であった。

前記の「藩制一覽」には、明治三年の大村藩の戸数・人口などが以下のように記
されている。

右知事家禄ナリ」とある

表1-20 戸数・人口

	戸数	人口		計
		男	女	
士族	1,821	4,535	4,836	9,371
兵卒	222	547	488	517
卒族	676	1,481	1,456	2,937
社人	64	148	141	289
僧		117	75	192
穢多	75	250	245	495
計	2,182	7,078	7,211	14,289

表1-19 産物

品名	額
煎海鼠	438貫802文
榎実	1,212貫183文
石炭	1000貫文
陶器	100貫文
炭	400貫文
塩	479貫40文
樗	171貫150文
茶	2000貫文

【註】 表1-19、20は大塚武松編「藩制一覽 上巻」(日本史籍協会、1928年) 122～123頁から作成。

戸数二一八二戸、一万四二八九人とある。士族一八二二戸に対して兵卒・卒族八九八戸であり、士族の割合が比較的高いが、これが一般的であった。佐賀藩支藩の小城藩は士族三三四戸、卒族一〇〇四戸とあり、小城藩では卒族の方が多い。

産物では煎海鼠・榎実・石炭・茶・塩が主になっている。

職制の変化が「葦山公勤王録」第十五巻にまとめられている。藩制改革が行われる以前については、明治元年四月十日でまとめられており、表1-21のとおりである。

これによれば多数の役職が設けられている。格式としては、独礼・二人礼・三人礼又は五人礼に分けられているが、それぞれにおいては多数の役方がある。独礼では三四役方、二人礼打では十八役方、三人又は五人礼では五六役方が設けられている。複雑な役方によって、藩政は運営されていたことがうかがえる。

明治二年の藩制職制に基づいて、同年十一月十一日に改革が布達された。格式として等給制になって区分が明確になり、それによって役方も大幅に削減されて簡略化した。

一等では一役方、二等で二役方、三等で九役方、最も役方が多い八等でも二八役方である。

明治三年の藩制改革要綱による明治三年十一月十五日の改革では、更に役方は簡素化した。等給は一等から九等までで変わらないが、役方は減少した。

一等では二人になっている。大参事の他に大隊司令が一等になっている。二年十一月の改革では最も役方が多かった八等でも五役方に過ぎない。役方の整理統合が行われた。三等では学務小参事など役務に大路手小参事が置かれていたが、同三年の改革で小参事のみになり役方が統合された。役方の内容からすれば、軍事と教育に重点がおかれている。

藩制改革によって、藩制は簡略化した。藩士が役方から離れることは役禄を失うことを意味した。

表 1-21 職制の変化

明治元年4月10日(改革以前)	
独礼	両家 家老 城代 大留守居 両家嫡子 中老 家老嫡子 元卜役 用人 江戸聞番 江戸元卜役 城代嫡子 大留守居嫡子 旗奉行 作事奉行 持筒者頭 側筒者頭 宗門奉行 先手者頭 脇備者頭 後機者頭 後機大砲者頭 近用番頭 長崎聞番 寺社奉行 大目付 旗本長柄奉行 使番 郡奉行 勘定奉行 徒士頭 中小姓支配 船奉行 町奉行 大坂聞番
二人礼	取次役 後機侍支配 侍鉄砲支配 大筒支配 先手長柄奉行 後機長柄奉行 出納役 山奉行 外海押役 福田在番 瀬戸在番 崎戸在番 寄松在番 平島在番 惣 馬廻 馬廻以上嫡子 医者 医者嫡子
三人又八 五人礼	書簡奉行 内用方 大納戸 徒士組頭 吟味役 元締方吟味役 勘定方吟味役 小姓 中小小目付 台所頭 勘定組頭 先年目付取次役 脇備目付取次役 長崎在役 組附旗警護 旗与力、町与力 侍鉄砲支配 脇備長柄 船手組頭 諸手与力 後機長柄組頭 船手組頭 殿弓鉄包支配 殿長柄支配 代官 新地代官 近習給人 城下給人 茶道徒士目付 古徒士 国徒士 新徒士 諸村給人 坊主組頭 城大給嫡子 諸村給人嫡子 道具附 料理人頭 惣船頭 家大工棟梁 船大工棟梁 料理人船頭 坊主 両家陪臣 家老陪臣 小給 旗組足輕 鉄砲足輕 長柄ノ者足輕小頭 台所人 馬屋別当定ノ者 長柄ノ者 馬屋ノ者 大筒ノ者
明治2年11月11日改革	
一等	大参事
二等	権大参事 大隊長
三等	大監察 学務少参事 郡治少参事 財用少参事 軍務小参事 刑断少参事 公用人 家令 副隊長佐隊長
四等	大監察佐 学務権少参事 郡治権少参事 財用権少参事 軍務権少参事 刑断権少参事 議事司 小隊長 家扶
五等	社寺司 計勘司 市井司 宮繕司 山林司 海運司 造兵司 小隊軍監 出納司 議事司佐
六等	器械司 兵糧司 学務所取締役 軍務取締役 半隊司令 分隊司令 家徒 寄船財番 平島在番 惣馬廻 惣馬廻 惣馬廻嫡子 医者 医者嫡子
七等	小監察 書記 旗司 財用方吟味役 計勘方吟味役 郡治方 鞫獄方 捕亡方 軍記役
八等	書夫 内計方 小姓 嚮導 砲車役 器械役 兵糧役 与力 旗与力 大砲照準役 馬役 社寺方 計勘方 市井方 宮繕司 海運方 造兵方 境方 知政筆者 足輕取締方 城下給人 絵師 徒士 諸給人 城下給人嫡子 料理人取締方 茶道
九等	諸村給人嫡子 家大工棟梁 船大工棟梁 鍛冶取締方 鑄物師取締方 料理人 船頭 小給
等外	鉄砲足輕 足輕小頭 台所人 馬屋別当 定之者 惣足輕 馬屋ノ者
明治3年11月15日改革	
一等	大参事 大隊司令
二等	権大参事
三等	少参事 中隊司令
四等	大属 諸学校教授 副官 砲隊副官 小隊司令 輜重役
五等	権大属 諸術教授 砲隊分隊司令 半隊司令 護砲小隊司令 器械司
六等	諸学校助教 一等押伍 器械役
七等	権少属 家扶 諸術助教 二等押伍
八等	史生 序掌 家徒 訓導 司序
九等	一等使部 一家家丁 二等使部 二家家丁 三等使部 三家家丁 非役
等外	ナシ

【註】「墓山公勤王録」から作成。

六 廃藩置県と大村藩

明治政府は明治四年七月十四日に廃藩置県を断行した。これによって大村藩は大村県になった。政府が県の統合を進めたことから、大村県は明治四年十一月に鳥原県・平戸県・福江県・厳原県と共に、明治二年六月に長崎府から長崎県になった長崎県に併合された。明治四年六月末には全国三府二六一藩四五県であったが、明治四年七月末には三府三〇六県となり、明治四年十一月末には三府七二県となった。四年七月末から十一月末にかけて県の併合・合併を進めた政府の政策によるものであった。

戸籍編成が進められ、明治五年四月に戸籍法が交付され、翌五年二月から実施されたが、士族・平民などの身分制が残された内容であった。

明治二年六月から十月にかけて行われた版籍奉還によって藩主は華族とし、家臣については同年十二月に士族と卒族とした。五年一月に世襲の卒族は士族に編入し、一代限りの卒族は平民にするようになった。身分意識が強かったことから、卒族にとっては士族に属するか、平民にされるかは大きな問題であった。このことが大村の卒族において世襲卒か一代限り卒かをめぐり、政府の裁定を求める動きが明治七年に起った。

明治七年七月十六日に長崎県令宮川房之が大蔵卿大隈重信に対して「士族編入家禄支給之儀二付」と記した再伺い書を提出した。「当県管内旧大村県貴族卒一代世襲区分之儀」であり、まさに世襲か一代限りかであった。この措置で書類を作成する折に間違いがあり、士族に一〇四名を編入することを求めた。この主張は認められ、同年十月三十一日に士族への編入が認められた。

(長野 暉)

註

(1) 「法令全書」慶応三丁卯年十二月 第十三 十二月九日(内閣官報局編『法令全書』第一巻 原書房 一九七四復刻 原本

一八八九

- (2) 「法令全書」慶応三丁卯年十二月 第十七 十二月十四日(前掲註(1))
- (3) 「法令全書」慶応三丁卯年十二月 第二十七 十二月二十四日(前掲註(1))
- (4) 「法令全書」慶応三丁卯年十二月 第三十一 十二月二十五日(前掲註(1))
- (5) 黒板勝美・国史大系編修会編「新訂増補国史大系 第五十二卷」統徳川実紀「第五篇(新装版) 吉川弘文館 一九九九」
- (6) 「法令全書」明治元戊辰年正月 第十一 正月七日(前掲註(1))
- (7) 前掲註(5)
- (8) 「法令全書」明治元戊辰年正月 第三十六 正月十七日(前掲註(1))
- (9) 「法令全書」明治元戊辰年正月 第七十三 二月三日(前掲註(1))
- (10) 「法令全書」明治元戊辰年正月 第三百三十一 閏四月二十一日(前掲註(1))
- (11) 「法令全書」明治元戊辰年十月 第九百九 十月二十八日(前掲註(1))
- (12) 「長崎縣史料」二十四 大村藩史稿」を参照。以下、引用史料は同史料を参照した。
- (13) 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七)を参照。以下、同史料を参照。
- (14) 「墓山公勤王録」第十六卷
- (15) 大村市観光振興課ホームページ「龍馬たちと日本を動かした幕末大村偉人ものがたり」(<http://omuranavi.jp/bakumatsu/0404/>)平成二十七年四月閲覧。
- (16) 前掲註(12) 以下、引用史料は同史料を参照した。
- (17) 前掲註(16)
- (18) 大塚武松編『藩制一覽』上巻(日本史籍協会 一九二八) 一一三〜三頁
- (19) 前掲註(16)

参考文献

- 大村市立史料館所蔵 大村家史料「墓山公勤王録」
国立公文書館所蔵 内閣文庫「長崎縣史料 二十四 大村藩史稿」
大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七)

木下義春「版籍奉還と廢藩置縣」(大村史談会編『大村史話』続編Ⅰ 大村史談会 一九八六)

長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編(吉川弘文館 一九七六)

大村市立史料館所蔵 大村家史料(『版籍奉還二付達』)

長野 暹『明治国家初期財政政策と地域社会』(九州大学出版会 一九九二)

大村市史編纂委員会編『大村市史』下巻(大村市役所 一九六一)

第六節 郡区町村編制法

明治四年四月四日、戸籍法が發布された。版籍奉還後も町村の行政組織(区画)は幕藩制時代のままであったのが、この戸籍法によって、町村制度の整理改革が行われた。戸籍法によれば、各地方の土地の便宜に従って区画を定め、区ごとに戸長・副戸長を置き、その区内の戸数・人員・生死出入などを詳細に調査し、明らかにすることを掌^{つかさど}らせた。戸長の定数は定めず、主に庄屋・名主・年寄・触頭などでも良いとした。戸籍法第一則の一〇一大区を三十五大区に整理した内、彼杵郡は第十一大区大村(三浦、鈴田、大村、竹松、萱瀬、福重、松原)を始めとし、第十二大区彼杵村(千綿、彼杵)、第十三大区川棚村(上波佐見、下波佐見、川棚、宮)、第十四大区亀浦村(大串、下岳、亀ノ浦、長浦、村松)、第十五大区山里村(山里、浦上、時津、長与、伊木力)、第十六大区式見村(福田、式見、三重、黒崎)、第十七大区瀬戸村(神浦、雪ノ浦、瀬戸、松島、七ツ釜、多比良)、第十八大区面高村(崎戸、黒瀬、横瀬、面高、川内)、第十九大区早岐村(早岐、折尾瀬、広田、江上、崎針尾、佐世保、日宇)となった。なお、第十一大区の小区は表1-22に示す。

東大史料編纂所所蔵「長崎県区別町村調」によると、新しい大区小区制は府県制度の中央集権化に伴って、新しい国政事務を分担する地方行政単位として設定されたものである。しかし財政上の問題で、町村間で統合・合併が行われたのも事実である。

三新法

明治十一年（一八七八）七月二十二日をもって公布された「三新法」（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）によって、大区・小区制を廃し、町村の自治体性格を認め、府県会を設置し、豪農・豪商層の把握を策し、従前の府県税、民費をそれぞれ、地方税・協議費に分割して地方税財源を明確化するなど、府県の行政能力強化を目的とした。（その後、一八八八年の市制・町村制施行、一八九〇年の府県制・郡制施行により廃止された。）

そこで郡区町村編制法によって、長崎県では、これまでの四一大区を廃止して一区二〇郡に分割した。

表 1-22 第十一大区小区一覧

区	長崎県 第十一大区肥前国彼杵郡 小区四 総七ヶ村ノ内、一ヶ町
第一小区 二ヶ村	三浦村 岩井崎郷、津田川内郷、釘ノ頭郷、白泊郷、山堺郷、先綱代郷、溝六郷、蓮藏寺郷、 今村郷、永頭郷、摺出石郷 銚田村 横山郷、平郷、小川内郷、岸高郷、白焼郷、陣ノ内郷、内倉郷、上筒郷、宮園郷、白鳥郷、 似田郷、稲河内郷、岩松郷、針尾郷、惣原郷、才明園郷、浦ノ川内郷、田久保郷、隅郷、 釜川内郷
第二小区 一ヶ村、一ヶ町	大村 前船津郷、東浦郷、下久原郷、上久原郷、徳泉川内郷、赤佐古郷、荒平郷、佐古郷、 武部郷、後木場郷、向木場郷、山郷、本小路郷、小姓小路郷、上小路郷、須田ノ木、 坂口郷、池田郷、諏訪郷、柴田郷、犬ノ馬場郷、古町、水田郷、久出津郷、辻田郷、 新城郷、西小路郷、松山郷、森園郷、古賀寄郷、並松郷 大村ノ内 大村町市街 片町、長店町、下ノ町、袋町、本町、裏町、波戸、水主町
第三小区 二ヶ村	竹松村 今津郷、大川田郷、内ノ原郷、黒丸郷、八幡郷、南郷、堀池郷、黒田郷、鷲木郷、矢次郷、 宮小路郷、千寄郷、九郎丸郷、葛城郷、原口郷、小路口郷 萱瀬村 原郷、横尾郷、宮代郷、米ノ山郷、勢上郷、菅無田郷、田下郷、権田郷、南ノ川内郷、 尾上郷、久長原郷、北ノ川内郷、岩合郷、黒木郷、板ノ川内郷、中岳郷
第四小区 二ヶ村	福重村 重井田郷、草場郷、矢上郷、龍福寺郷、彌勒寺郷、冷泉寺郷、帯取郷、地堂郷、段郷、 皆同郷、上川原郷、金合郷、沖田郷、正連寺郷、永松郷、下川原郷 松原村 馬場郷、榎ノ尾郷、北木場郷、野岳郷、久津郷、野田郷、浦郷、平原郷

【註】 東京大学史料編纂所蔵「長崎県区別町村調」から作成。

長崎市街一円を長崎区、南北高来郡・東西彼杵郡・東
 西南北松浦郡・藤津郡・杵島郡・小城郡・佐賀郡・神埼郡・
 基肄郡・養父郡・三根郡・壱岐郡・石田郡・上県郡・下
 県郡に分けた。長崎区長は家永恭種、東彼杵郡長は小鹿
 島右衛門、西彼杵郡長は稲田又左衛門であった。

地方税規則

地方税規則の布告によると、「従前、府県税及民費ノ名
 ヲ以テ、徴収セル府県費・区費ヲ改メ、更ニ地方税トシ、
 規則左ノ通被定候条、此旨布告候事」とあつて、第一条
 をみると、

- (一) 地租五分一以内
 - (二) 営業税並雜種税
 - (三) 戸数割
- の三項目にわたつて徴収することを示している。
- また、第三条に、「地方税ヲ以テ支弁スヘキ費目、左ノ如シ」として、
- 一、警察費
 - 一、河港道路堤防橋梁建築修繕費
 - 一、府県会議諸費
 - 一、流行病予防費

表1-23 明治23年郡区明細表

郡	区	戸数	人員	反別	地租
		戸	人	反	円
長	崎	7,422	31,380	1,287	—
西	彼杵	34,474	141,203	152,682	75,810
東	彼杵	15,168	67,219	121,161	95,176
北	高来	12,476	56,304	87,748	66,737
南	高来	30,421	142,985	158,283	102,824
北	松浦	23,673	104,135	168,375	115,660
南	松浦	13,720	65,523	98,170	35,739
	壱岐・石田	9,144	33,543	56,095	37,553
	上県・下県	6,645	30,094	34,974	13,543
	藤津	12,440	57,116	69,890	72,639
	杵島	15,315	74,649	112,237	144,414
	小城	10,586	47,369	77,246	102,372
	佐賀	23,755	107,033	125,406	194,193
	神埼	7,955	38,153	62,424	82,883
	三根・養父・基肄	8,394	43,653	70,857	78,383
	東松浦	16,086	73,780	115,188	107,248
	西松浦	12,794	56,913	76,919	72,877

【註】 長崎県立長崎図書館郷土課所蔵「長崎県統計書」をもとに作成。
 ※杉谷 昭「第一章 第二節 五 第1表」(長崎県史編集委員会編「長崎県史」近代編 長崎県、吉川弘文館、1976年、685頁)から。

一、府県立学校費及小学校補助費

一、郡区庁舎建築修繕費

一、病院及救育所諸費

一、浦役場及難破船諸費

一、管内限り諸達書及揭示諸費

一、勸業費

一、戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

各町村限及区限ノ入費ハ其区内町村内人民ノ協議ニ任セ地方税ヲ以テ支弁スルノ限ニアラス

と述べている。会計年度その他について、第四条では、「其年七月ヨリ翌年六月迄ヲ一周年度トナシ、府知事・県令ハ、其年二月迄ニ地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算並地方税徴収ノ予算ヲ立テ、翌年度ノ定額トナシ、其府県ノ議決ヲ取り、其年五月ヲ以テ内務卿及大蔵卿ニ報告スヘシ、其未ダ府県会ヲ設置セザル地方ハ直ニ内務卿及大蔵卿ニ報告スベシ」と定めている。

次いで明治十三年（一八八〇）になると、全文が改正され、特に府県会が予算案を議定しないか、予算案を議定せず、内務卿から閉会・解散を命じられたときは、府知事・県令の具申によって、内務卿は前年度の予算額をもって徴収しうるものとしたことは、地方議会の権限が軽視されたこととして注目すべきことであつた。

以上のような、いわゆる「三新法」公布直後、明治十一年七月二十五日・太政官達第三十二号によって、明治八年（一八七五）十一月第二〇三号達による「府県職制並事務章程」が廃され、新たに「府県官職制」が定められた。

府知事・県令は「部内ノ行政事務ヲ総理シ、法律及政府ノ命令ヲ執行スルコトヲ掌ル」ものとして、強い権限を与えられ、予算・決算は内務卿・大蔵卿に報告する義務が重視されて、「府県会アル地方ハ之ヲ会議ニ付スベシ」と地方議会の審議は、第二義的とされていた。したがって、「府知事・県令ハ府県会ヲ招集シ、及其会議ヲ中止スルコトヲ得」

るし、「府知事・県令ハ議案ヲ發シテ府会・県会ニ付シ、決議ノ後、之ヲ認可シ或ハ認可セザルコトヲ得」るのであった。地方議會に超越した地位を与えられていたのであった。更に、「非常事變アレバ鎮台（軍隊）、若クハ將校ニ通議シテ、便宜処分スルコトヲ得」たのであった。

「三新法」による地方自治制度確立の狙いは、中央（国家）財政と地方（府県）財政・地方公学費（教育費）などの調和にあった。

明治五年の「学制」第八十九章にも、文部省の立場から、「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ、其費用ノ如キ、悉ク政府ノ正租（国費）ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス、且広ク天下ノ人々ヲシテ必ス学ニ就カシメンコトヲ期スルハ、政府、正租ノ悉ク給スル所ニアラス」と念を押していた。

地方自治制については、明治八年の「第一回地方官會議」において、地方議會に關して論議されたが実現に至らなかった。続いて明治十一年四月の第二回地方官會議で大議論になったのが、三新法のうちの「地方税規則」であった。その「會議傍聴録」は興味深い。

政府の松田道之大書記官は、最初から、「都テ地方ノ議會ハ別ニ問題ヲ設ケル事ハ無クテ、川浚ヒ、或ハ堤防等ノ如ク県下ニ於テ實際ニ成サネバナラヌ事務ノミナリ、其中ニモ学校・病院ノ如ク急要ヲ要セザルモノアレド（下略）」と必要費と随意費とを分けていく基本的な態度であり、茨城県権令は、「小学校ハ中学区内ノ町村人民ニ任セ申スベシ」として「学校費」を「師範学校費」と名目を変え、「教員モ学力ノ優等ニテ給金ノ高イ人ヲ多人數、備ハザルベカラザル次第ニテ」山間辺鄙ノ小学校ニハ教師トテモ、三円カ四円ノ給金ニテ一人カ二人モ雇ハバ教育ニ差支ナク」故ニ中小学校ノ事ハ一切町村人民ニ任セタシ」と主張している。滋賀県権令は、「小学校ノミヲ人民（町村）ニ任セ、中学校・師範学校ノ費用ハ地方税（県費）ヨリ支弁スル事ニ致シタシ」と述べ、山梨県令はまた反対に、「或ル議員ノ動議ノ如ク、学校ノ事ヲ挙テ之ヲ人民ニ任センカ、教育ノ退歩ヲ恐レ、本案ノ如ク小学校ニ至ルマデ地方税ニテ支給セントスルカ、地方税ノ多キヲ恐ル、何レニシテモ多少ノ弊害ハアレド、熟々其ノ利害得失ヲ比較スレバ、今日ノ勢ヒハ未ダ人民が

競テ教育ニ尽力スル程ノ場合ニ至ラザレバ、ムシロ少シハ税額ガ増ストモ原案ノ如ク都テ学校ノ費用ハ地方税ヲ以テ支弁スル事ニ定メタシ」と述べている。

しかし、長崎県権令（内海忠勝）は、「是迄（こゝまで）、小学教育ノ為メニ文部省ヨリ下附セラレタル委託金ハ、此後一文主要セヌ訳ナリ、然ルニ今日、右ノ委託金ガナクテハ実地ニ容易ナラザル困難ヲ生ズベキニ付キ、番外（役人）ガ前日ノ説明ニ於テ明言セラレタル小学校モ此中ニアリトノ数語ヲ取消シ、本案ハ、此係（ま）ニ存スベシ」と重大な発言をしている。さらに、滋賀県権令は、「是迄ノ委託金ハ廃止ノ訳ナリト論ズル人モアリラレド、二十番（自分のこと）ニ於テハ、委託金ハ是迄ノ通りニ受ル積ナリ、嘗テ委託金ハ入ラヌト明言セシ覺エナシ」と弁解、秋田県・少書記官は、当時の実情として、「ソモソモ学校資金ノ成立ヲ考ユルニ、其初メハ献金ニ起リ、（褒賞としての）木盃・銀盃モ大概一般ニ行届キテ、マタ献金スル者ナキニ至リ、一変シテ募金法トナリ、地方官ヨリ説諭シテ之ヲ取立テタレド、間モナク募金法モ行ハレザル勢ヒニ至リ、再変シテ人民ノ共議ト出掛ケタレドモ、今ヨリ数年ヲ経バ、共議ニテモ人民ハ金ヲ出サヌ様ニ成リ行クベシ」と悲観的であつた。また愛知県令は、「今、学校ノ事ヲ挙テ、人民ニ任セバ、差当リ、實際ニ於テハ教育退歩ノ姿アルモ計リ難ケレドモ、将来ノ進歩ヲ永遠二期シテ、今日、断然ト之ヲ人民ニ任セザルベカラズ」と述べ原案可決を容認している。

しかしながら政府側の真意は、内海忠勝が心配したとおり、小学校費を地方税に組み入れ、文部省の小学扶助金に代替すべき「小学校補助費」を設定したのである。

ところが区町村会が法制化されていなかったため、町村協議費によつて地方教育費を確実に負担させることができず、区町村会法制定後、改正教育令によるところもあつて、明治十四年（一八八二）度までで小学扶助金は打ち切られたのである。



写真1-29 内海忠勝肖像写真
（長崎歴史文化博物館収蔵）

◆ 府県会規則

「府県会規則」は三十五条からなり、総則・選挙・議則・開閉の四章に分かれている。

第一条、府県会ハ地方税ヲ以テ支弁スベキ経費ノ予算及ビ其徴収方法ヲ議定ス

とあり、もっぱら地方公費ノ歳出入のことを掌らせ、あまり立則権(註)には関係させないように、という主旨である。その全文を通読しても、知事・県令が府県会を超えて立則権、監督権、命令権を専有しており、府県会の本質的性格、行政に対する立法の権限(条例の制定など)は狭少であり、充実した内容を有するものではなかった。以後、数次にわたって改正され、常置委員制度が設けられたりして、専門分野を担当する委員会もあったが、知事・県令の権限はむしろ強化され、地方自治は中央集権化の前に微々たる地位しか与えられていなかった。長崎県達乙二二八号による「議員選挙心得」の第一条には、

県会ノ議員ハ各郡区ノ戸数一万五千戸未満ハ四人、二万戸以上ハ総テ五人トス其人員左ノ如シ

- | | | | |
|-------------------------------|----|----------------------------|-----|
| 長崎区 | 三人 | 西彼杵郡 | 五人 |
| 東彼杵郡 | 四人 | 北高来郡 | 三人 |
| 南高来郡 | 五人 | 藤津郡 | 三人 |
| 杵島郡 | 四人 | 小城郡 | 三人 |
| 佐賀郡 | 五人 | 神埼郡 | 三人 |
| <small>基肄、三根、
義父郡</small> | 三人 | 東松浦郡 | 四人 |
| 西松浦郡 | 三人 | 北松浦郡 | 五人 |
| 南松浦郡 | 三人 | <small>志岐、
石田郡</small> | 三人 |
| <small>上県郡</small> | 三人 | 合計 | 六二人 |
| <small>下県郡</small> | 三人 | | |

と議員定数を定めた。こうして第一回県会議員選挙が郡・区ごと



写真1-30 松田正久肖像写真
(笹川多聞『松田正久』(江村会、1938年)から)

に行われ、明治十二年（一八七九）三月十七日、長崎県最初の臨時県会が開催された。

明治十二年一月三十一日、六二名の当選者が決定した。東彼杵郡の氏名は次のとおりである。

中尾静摩・宮原又四郎・佐藤秀文・須藤庄九郎

長崎県会の第一回は、臨時会として明治十二年三月十七日午前十時、長崎区樋屋町光永寺を臨時会場として借用、開会された。のち明治十五年になってから諏訪公園内に新築された交親館に移った。

臨時会では、まず「議事細則」について審議を始めた。この議事細則案は、内海忠勝県令が草案を作成したものであったので、松田正久議長（小城郡選出）は審議に先立って、「抑々議事細則ナル者ハ県会ニ於テ立案スヘキモノデアツテ、県令ノ立案ニ成ルベキモノデハナイ、然シナガラ本会ハ初会ノコトデアツテ県令ノ深キ注意ヨリ予メ之ヲ草案シ」たものであることを各議員たちに説明している。県会の性格・運営なども、各議員がすべて充分に理解していたわけでもなかったため、フランス仕込みの議会運営の研究家でもあった松田議長のリードによつて会議は進められた。その審議に当たつても、誰一人、発言質疑するものがいなかったため、議長席を副議長（佐賀郡選出・江口六蔵）に預け、一議員として意見を述べている。

「諸君ハ本案ニ就テ何等ノ意見ガ無い様デアルガ、拙者ハ大ニ意見ガアル。先ヅ議長選挙ニオイテ其ノ当否ヲ決定スルニ多数ヲ以テスベキカ乃至ハ過半数ヲ以テスベキカニ関シ原案ニハ何等ノ規定ガナイ、是レ大ナル欠点デアル、委員ハ元來、議員ノ公選ニ依ルベキモノナルニ原案ニハ議長ノ意見ヲ以テ選挙ストアリ是大ナル欠点ノ二デアル、其ノ他小事ヲ言ハバ際限ガナイ、兎ニ角、修正加除ヲ加フベキモノデアルト史料スル、諸君ガ一議ナクシテ原案ヲ可決シ、以テ将来ニ至ラバ、或ハ諸君ノ疎漏ニアラザルカ」と警告している。



写真1-31 光永寺（県議会最初の議場）
（長崎歴史文化博物館収蔵）

県会開設当初は、全国的に同様の状況であったと思われるが、松田議長の指導ぶりが全国的に評判となり、明治十二年三月二十二日からの長崎県第一回通常県会に際しては、内務省北垣少書記官・英国領事ジエームズ・トループら五、六名の見学者が来見したという。

第一回の通常県会では、警察費を始め、国家的行政費とみなされる支出（道路・国道修築費・郡吏員給料旅費・庁中諸費・戸長以下給料・戸長職務取扱諸費など）、自治的行政費との区分が明確でないため、質疑応答が緊迫化して、翌十三年には土木費を巡って、伊藤内務卿に対して長崎県議会から数度にわたって建白書が出されるなど、全国的にその自治精神が発展したものととして、「模範県会」と注目されるほどであった。

しかし、明治十六年（一八八三）五月九日、「太政官布告・第十五号」によって佐賀県が長崎県から分離独立したため地租などの財源減少から財政難となり、各部門で問題が生じた。

その一つに「教育費」において、中学校は長崎中学校一校を残し、他の七中学校と外国語学校を廃止することになった問題がある。

県当局の説明は、「抑モ今ノ中学校タルヤ当時ノ勢イニ依テ成立シタルモノニシテ今日ニ在テ之ヲ觀レバ其弊尠カラズ、之レヲ学制上ヨリ論ズルモ概シテ変則ト称シテ不可ナキモノノ如シ、故ニ他日志ヲ遠大ニ期スル者ノ階梯ヲ失フハ勿論、斯クノ如ク、一県ニ数多ノ中学ヲ置クハ学制ノ宜シキヲ得ルモノニ非ズ、之レニ加フルニ、今ヤ佐賀県分置ニ付キ本県ニ係ル地方税ハ巨額ノ影響ヲ来シ、民力ノ窮乏ヲ焦慮スルノ際ナレバ、先ヅ之レガ緩急ヲ図リ教育ノ如キ其ノ関係、直接ニ在ラズシテ将来ノ結果ヲ俟ツモノハ、目下之レヲ措クモ亦、止ムヲ得ザルモノトス」というものであった。いつの時代も財政難となると、まず節減されるのは教育費であった。

しかしその反面、当時の実情は、小学校を満足に卒業できなかった者まで、頭数を揃えるために中学校に入学させていたともいわれ、また教師の適格者を得難いのも事実であったという。こうして、従来、県立中学であった福江・厳原・諫早・島原・大村・平戸・壱岐の七中学校を廃止した。

参考文献

- 東京大学史料編纂所蔵「長崎県区別町村調」
長崎県編『長崎県統計書 明治二十二年～二十三年』(長崎県 一八九〇)
杉谷 昭「政治・教育・文化編 第一章 長崎県の成立と文明開化 第二節 廃藩置県から三新法へ」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』近代編 長崎県 吉川弘文館 一九七六)
笹川多門『松田正久稿』(江村会 一九三八)

